

## 特定複合観光施設区域整備法施行令案要綱

## 第一 特定複合観光施設

一 国際会議場施設の基準は、主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員（以下「最大国際会議室収容人員」という。）がおおむね千人以上であり、かつ、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員の合計が最大国際会議室収容人員の二倍以上であることとする  
こと。

（第一条関係）

二 展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設の基準は、次の1から3までに掲げる最大国際会議室収容人員の区分に応じ、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計が当該1から3までに定める面積以上であることとする。

- 1 おおむね千人以上三千人未満 おおむね十二万平方メートル
- 2 おおむね三千人以上六千人未満 おおむね六万平方メートル
- 3 おおむね六千人以上 おおむね二万平方メートル

(第二条関係)

三 我が国の観光の魅力の増進に資する施設は、我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設とすること。

(第三条関係)

四 国内における観光旅行の促進に資する施設の基準は、次のとおりとすること。

1 利用者の需要を満たすことができる適当な規模の対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに適当な規模の待合いの用に供する設備を有すること。

2 次に掲げる業務を行う機能を有し、かつ、これらの業務を複数の外国語により行うことができること。

(1) 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報について、視聴覚的效果を生じさせる表現その他の効果的な方法により提供する業務

(2) 目的地に到達するまでの経路及び交通手段並びに目的地における観光資源、交通、宿泊、食事その他の事項（以下「観光資源等」という。）に関する情報について、情報通信技術の活用を考慮し

た適切な方法により提供する業務

(3) 利用者の関心に応じて、旅行の目的地及び日程並びに旅行者が提供を受けることができるサービスの

内容に関する事項を定めた旅行に関する計画について提案する業務

(4) 観光旅行を行おうとする者の需要に応じて、目的地に到達するまでの旅客及び手荷物の運送並びに目的地における観光資源等に係る予約、料金の支払その他の必要なサービスの手配を一元的に行う業務

(第四条関係)

五 宿泊施設の基準は、次のとおりとすること。

1 全ての客室の床面積の合計がおおむね十平方メートル以上であること。

2 次に掲げる事項が、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものであること。

(1) 客室のうち最小のものの床面積

(2) 独立的に区画されたそれぞれ一以上の居間及び寝室を有する客室（以下「スイートルーム」とい

う。）のうち最小のもの床面積

(3) 客室の総数に占めるスイートルームの割合

(第五条関係)

## 第二 カジノ事業及びカジノ事業者

### 一 カジノ事業の免許等

1 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第四十一条第一項第七号等の政令で定める面積は、特定複合観光施設の床面積の合計の百分の三の面積とすること。

(第六条関係)

2 免許等及び認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪を定めること。

(第七条及び第八条関係)

### 二 カジノ事業者が行う業務

1 入場者から除かれる者は、業務又は公務としてカジノ行為区画に入場し、又は滞在する者とするこ  
と。

(第九条関係)

2 入場規制の例外となる場合は、次に掲げる場合とすること。

(1) 法第六十九条第一号に掲げる者が業務として法第二条第十項第三号に掲げる区画に入場し、又は滞在する場合

(2) 法第六十九条第四号又は第五号に掲げる者が業務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する場合

(3) 法第六十九条第一号、第四号又は第五号に掲げる者が公務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する場合

(第十条関係)

3 供託が必要となる基準日特定資金受入残高の最低額は、千万円とすること。

(第十一条関係)

4 特定資金受入保証金及び特定資金受入要供託額並びに債権を譲り受けた者への規制に関する技術的読替えについて定めること。

(第十二条及び第十三条関係)

5 契約を締結してはならない相手方の要件に係る罪を定めること。

(第十四条関係)

6 外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業の用に供される空港内の旅客ターミナル施設又は海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第十九条の四第一項に規定する対外旅客定期航路事業若しくは本邦の港と本邦以外の地域の港との間における人の運送をする同法第二条第六項に規定する不定期航路事業の用に供される港湾内の旅客施設（これらの施設のうち、外国人旅客が入国に際し次に掲げる処分に係る手続を完了するまで滞在することができる部分に限る。）とすること。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第三条第一項第二号に規定する上陸の許可等

(2) 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可

(第十五条関係)

7 法第百九条第一項の政令で定める取引は、次に掲げる取引とすること。また、同項の政令で定める

額は、百万円とすること。

(1) チップの交付若しくは付与又は受領をする取引

(2) 法第二条第八項第二号ロに規定する特定資金受入業務に係る金銭の受入れ若しくは払戻し、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領又は同号ニに掲げる業務に係る金銭の両替

(3) カジノ行為関連景品類（法第二条第十三項第一号に掲げるものに限る。）の提供

（第十六条関係）

### 三 カジノ事業の従業者

カジノ事業の従業者の確認の欠格事由に係る罪を定めること。

（第十七条関係）

### 第三 カジノ施設供用事業

一 カジノ施設供用事業の免許等、認可主要株主等、カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約、特定の業務に従事する者の確認等及びカジノ施設供用業務に従事する者に係る措置に関する技術的読替えについて定めること。

(第十八条、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条関係)

二 認可主要株主等に係る認可及び特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪を定めること。

(第十九条及び第二十二条関係)

#### 第四 認可施設土地権利者

一 法第三百三十六条第二項の政令で定める取引又は行為は、次に掲げる場合における施設土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為とすること。

1 遺産の分割又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百六十八条第二項等の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停によって施設土地に関する権利が移転され、又は設定される場合

2 相続人に対する特定遺贈により施設土地に関する権利が取得される場合

(第二十五条関係)

二 認可の欠格事由に係る罪を定めること。

(第二十六条関係)

#### 第五 カジノ関連機器等製造業等



一 カジノ関連機器等製造業等の許可等

1 許可等、承認及び認定等の欠格事由に係る罪を定めること。

(第二十七条、第二十九条及び第三十一条関係)

2 カジノ関連機器等製造業等の許可等及びカジノ関連機器等外国製造業の認定等に関する技術的読替えについて定めること。

(第二十八条及び第三十条関係)

二 カジノ関連機器等製造業等の従業者

1 特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪を定めること。

(第三十二条関係)

2 特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替えについて定めること。

(第三十三条関係)

三 指定試験機関

1 認可主要株主等に係る認可及び特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪を定めること。

(第三十四条及び第三十六条関係)

2 認可主要株主等及び特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替えについて定めること。

(第三十五条及び第三十七条関係)

## 第六 カジノ施設への入場等の制限

一 入場制限の例外となる場合は、第二の二2(1)から(3)までに掲げる場合とすること。

(第三十八条関係)

二 カジノ行為の制限の例外となる場合は、カジノ管理委員会の事務局の職員がカジノ管理委員会の所掌事務の遂行に必要な調査としてカジノ行為を行う場合とすること。

(第三十九条関係)

## 第七 入場料及び認定都道府県等入場料並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金

一 カジノ事業者は、次の1から3までに掲げる規定により当該1から3までに定める金銭を納付しようとするときは、納付書を添付しなければならないものとする。

1 法第七十九条第一項 入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金

2 法第百九十二条第一項 国庫納付金

3 法第百九十三条第一項 認定都道府県等納付金

(第四十条関係)

二 法第百七十九条第一項等の政令で定める日は、十五日とすること。

(第四十一条関係)

三 カジノ管理委員会は、カジノ事業者から入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の納付があつたときは、これらを受け入れた後に、入場料納入金を一般会計の歳入に繰り入れるため及び認定都道府県等入場料納入金を認定都道府県等へ払い込むために必要な現金を保管することができるものとするこ  
と。

(第四十二条関係)

四 国は、法第百七十九条第二項又は第百九十三条第三項の規定による払込みを行う場合には、これらの規定により払い込む認定都道府県等入場料納入金又は認定都道府県等納付金の納付額その他必要な事項を認定都道府県等の長に通知するものとするこ  
と。

(第四十三条関係)

五 法第百八十三条第一項の政令で定める日は、十五日とすること。

(第四十四条関係)

六 法第百八十五条第一項の規定により加算金に代えて特別加算金を徴収する場合には、同条に基づき計算した特別加算金を徴収するものとする。また、法第百八十五条第一項に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額として政令で定めるところにより計算した金額は、加算金の額の計算の基礎となるべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額のうち当該事実のみに基づく場合における入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額とすること。

(第四十五条関係)

七 五及び六の規定は、法第百九十五条において法第八章第二節の規定を準用する場合について準用する。  
八と。

(第四十六条関係)

## 第八 附則

- 一 この政令は、一部の規定を除き、法の施行の日から施行すること。
- 二 関係政令について所要の改正を行うものとする。

(附則第一条関係)

(附則第二条から第五条まで関係)

政令第 号

特定複合観光施設区域整備法施行令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 特定複合観光施設（第一条―第五条）
- 第二章 カジノ事業及びカジノ事業者
  - 第一節 カジノ事業の免許等（第六条―第八条）
  - 第二節 カジノ事業者が行う業務（第九条―第十六条）
  - 第三節 カジノ事業の従業者（第十七条）
- 第三章 カジノ施設供用事業（第十八条―第二十四条）
- 第四章 認可施設土地権利者（第二十五条・第二十六条）
- 第五章 カジノ関連機器等製造業等
  - 第一節 カジノ関連機器等製造業等の許可等（第二十七条―第三十一条）

第二節 カジノ関連機器等製造業等の従業者（第三十二条・第三十三条）

第三節 指定試験機関（第三十四条―第三十七条）

第六章 カジノ施設への入場等の制限（第三十八条・第三十九条）

第七章 入場料及び認定都道府県等入場料並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金（第四十条―第四十六条）

附則

第一章 特定複合観光施設

（国際会議場施設の基準）

第一条 特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める基準は、主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員（以下この条及び次条において「最大国際会議室収容人員」という。）がおおむね千人以上であり、かつ、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員の合計が最大国際会議室収容人員の二倍以上であることとする。

（展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設の基準）

第二条 法第二条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる最大国際会議室収容人員の区分に応じ、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計が当該各号に定める面積以上であることとする。

- 一 おおむね千人以上三千人未満 おおむね十二万平方メートル
- 二 おおむね三千人以上六千人未満 おおむね六万平方メートル
- 三 おおむね六千人以上 おおむね二万平方メートル

(我が国の観光の魅力の増進に資する施設)

第三条 法第二条第一項第三号の政令で定める施設は、我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設とする。

(国内における観光旅行の促進に資する施設の基準)

第四条 法第二条第一項第四号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 利用者の需要を満たすことができる適当な規模の対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに適当な規模の待合いの用に供する設備を有すること。



- 二 次に掲げる業務を行う機能を有し、かつ、これらの業務を複数の外国語により行うことができること。
- イ 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報について、視聴覚的效果を生じさせる表現その他の効果的な方法により提供する業務
- ロ 目的地に到達するまでの経路及び交通手段並びに目的地における観光資源、交通、宿泊、食事その他の事項（二において「観光資源等」という。）に関する情報について、情報通信技術の活用を考慮した適切な方法により提供する業務
- ハ 利用者の関心に応じて、旅行の目的地及び日程並びに旅行者が提供を受けることができるサービスの内容に関する事項を定めた旅行に関する計画について提案する業務
- ニ 観光旅行を行おうとする者の需要に応じて、目的地に到達するまでの旅客及び手荷物の運送並びに目的地における観光資源等に係る予約、料金の支払その他の必要なサービスの手配を一元的に行う業務

（宿泊施設の基準）

第五条 法第二条第一項第五号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 全ての客室の床面積の合計がおおむね十平方メートル以上であること。

二 次に掲げる事項が、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものであること。

イ 客室のうち最小のものの床面積

ロ 独立的に区画されたそれぞれ以上の居間及び寝室を有する客室（ハにおいて「スイートルーム」という。）のうち最小のものの床面積

ハ 客室の総数に占めるスイートルームの割合

## 第二章 カジノ事業及びカジノ事業者

### 第一節 カジノ事業の免許等

（法第四十一条第一項第七号等の政令で定める面積）

第六条 法第四十一条第一項第七号（法第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める面積は、特定複合観光施設の床面積の合計の百分の三の面積とする。

（免許等の欠格事由に係る罪）

第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第

四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第十九条の罪

二 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十九条の罪

三 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第七十四条の罪

四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七十一条の罪

五 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十六条の罪

六 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第十四条の罪

七 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）第二十七条（同法第二十四条第二項及び第三項（同条

第二項に係る部分に限る。）、第二十四条の二第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、

第二十四条の三第二項（同条第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、

及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）並びに第二十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）、

に係る部分に限る。）の罪

八 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十四条（同法第四十一条第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。））、第四十一条の二第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。））、第四十一条の三第二項（同条第一項第一号及び第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。））、第四十一条の四第二項（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）並びに第四十一条の五第一項（第三号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪

九 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七十四条（同法第六十四条第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。））、第六十四条の三第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。））、第六十五条第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。））、第六十六条の二第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。））、第六十六条の三第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。））、第六十六条の四第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。））、第六十九条（第六号に係る部分に限る。））、第七十条（第十四号及び第十八号に係る

部分に限る。）、第七十一条（同法第五十条の十五第二項に係る部分に限る。）並びに第七十二条（第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪

十 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第六十一条（同法第五十一条第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）並びに第五十二条第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪

十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第九十条（第一号中同法第八十三条の九及び第八十四条（第二十五号（同法第七十六条の七第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分並びに第二号中同法第八十四条（第二十五号（同法第七十六条の七第二項に係る部分に限る。）及び第二十六号に係る部分に限る。）、第八十五条（第九号及び第十号に係る部分に限る。）、第八十六条第一項（第二十三号及び第二十四号に係る部分に限る。）及び第八十七条（第十三号（同法第七十六条の八第一項に係る部分に限る。）及び第十五号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪

十二 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神

薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第十五条の罪

十三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百七条第一項（第一号、第二号（同法第九十九条の二（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。））、第三号（同法第九十八条（第八号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。））、第四号（同法第九十九条に係る部分に限る。））、第五号（同法第二百条（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第六号（同法第二百五条（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。））の罪

十四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百六十五条（同法第二百六十三条に係る部分を除く。）の罪

十五 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第七十一条の罪

十六 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百七十五条の罪

十七 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百七十七条（同法第二百七十五条に係る部分を除く。）

の罪

十八 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十五条の罪

十九 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百四十一条の罪

二十 物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四十条（同法第三十五条（同法第十二条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪（これに当たる行為が、貸付けの契約の締結又は当該契約に基づく債権の取立てに当たって行われたものに限る。）

二十一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第百条の六第一項の罪

二十二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十九条の九第一項の罪

二十三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第百十四条の四第一項の罪

二十四 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第十一条第二項の罪

二十五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第九十条の七第一項の罪

二十六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二十六条第一項の罪

二十七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第百条の七第一項の罪

二十八 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第九  
条第一項の罪

二十九 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十四条第一項の罪

三十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第五十一条第一項の罪

三十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十九条の四第一項の罪

三十二 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十五条第一項の罪

三十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百五十五条第一項の罪

三十四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二百一十一条（同法第一百七十七条、第一百八十条第一項

（同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）及び第一百十九条（第一号（同法第六十一条及び第六

十二条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）（船員職業安定法（昭和二十

三年法律第三百三十号）第八十九条第一項及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護

等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条第四項の規定により適用する場合を含む。）

の罪



三十五 船員法（昭和二十二年法律第百号）第三百三十五条第一項（同法第二百二十九条（同法第八十五条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第三百十条（同法第八十六条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）（船員職業安定法第八十九条第四項及び第七項並びに第九十二条第一項の規定により適用する場合を含む。）の罪

三十六 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十七条（同法第六十三条に係る部分に限る。）の罪

三十七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十二条の三（同法第六十条第一項及び第二項（同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号及び第九号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪

三十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十六条（同法第四十九条及び第五十条第一項に係る部分に限る。）の罪

三十九 船員職業安定法第百十五条（同法第百十一条に係る部分に限る。）の罪

四十 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十六条の二（同法第七十三条の

二第一項に係る部分に限る。)の罪

四十一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第六十二条(同法第五十八条に係る部分に限る。)の罪

四十二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十一条の罪

四十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第一百三十三条(同法第一百八条に係る部分に限る。)の罪

四十四 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた

規定の罪

2 法第四十一条第二項第二号イ(6)(法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七條第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

- 一 当せん金付証票法第十八条第一項又は第十九条の罪
- 二 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第五章の罪
- 三 自転車競技法第六章の罪
- 四 小型自動車競走法第七章の罪
- 五 モーターボート競走法第七章の罪
- 六 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第七章の罪
- 七 スポーツ振興投票の実施等に関する法律第七章の罪
- 八 売春防止法第二章の罪
- 九 大麻取締法第二十五条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二十七条（同法第二十五条第一項に係る部分に限る。）の罪
- 十 覚せい剤取締法第四十一条の五第一項（第三号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第四十四条（同法第四十一条の五第一項に係る部分に限る。）の罪
- 十一 麻薬及び向精神薬取締法第六十九条（第六号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）第

七十条（第十四号及び第十八号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第七十一条（同法第五十条の十五第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第七十二条（第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第七十三条又は第七十四条（同法第六十九条及び第七十条から第七十二条までに係る部分に限る。）の罪

十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の九、第八十四条（第二十五号（同法第七十六条の七第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第二十六号に係る部分に限る。）、第八十五条（第九号及び第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第八十六条第一項（第二十三号及び第二十四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第八十七条（第十三号（同法第七十六条の八第一項に係る部分に限る。）及び第十五号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第九十条（第一号中同法第八十三条の九及び第八十四条（第二十五号（同法第七十六条の七第一項に係る部分に限る。）に係る部分並びに第二号中同法第八十四条（第二十五号（同法第七十六条の七第二項に係る部分に限る。）及び第二十六号に係る部分に限る。）、第八十五条、第八十六条第一項及び第八十七条に係る部分に限る。）の罪

十三 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第三章の罪

十四 金融商品取引法第百九十七条第一項、第百九十七条の二（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、「第百九十八条（第八号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）」、「第百九十九条、第二百条（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）」、「第二百三条第三項、第二百五条（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百七条第一項（第一号（同法第百九十七条第一項に係る部分に限る。）、「第二号（同法第百九十七条の二に係る部分に限る。）」、「第三号（同法第百九十八条に係る部分に限る。）」、「第四号（同法第百九十九条に係る部分に限る。）」、「第五号（同法第二百条に係る部分に限る。）」及び第六号（同法第二百五条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪

十五 民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで、第二百六十二条又は第二百六十五条（同法第二百六十三条に係る部分を除く。）の罪

十六 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第六十五条、第六十六条、第六十八条、第六十九条又は第七十一条の罪

十七 会社更生法第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで、第二百七十三条又は第二百七十五条の罪

十八 破産法第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二條まで、第二百七十四条又は第二百七十七条（同法第二百七十五条に係る部分を除く。）の罪

十九 会社法第八編の罪

二十 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七章の罪

二十一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十二条、第二百三十五条、第二百四十三条（同法第二百三十五条に係る部分に限る。）、第二百四十七条、第二百五十条（同法第二百四十七条に係る部分に限る。）又は第二百五十四条の罪

二十二 物価統制令第三十五条（同法第十二条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第四十条（同法第三十五条に係る部分に限る。）、刑法（前号に規定する規定並びに第八十五条及び

第百八十七条の規定を除く。）、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条及び第十七条を除く。）の罪（これらに当たる行為が、貸付けの契約の締結又は当該契約に基づく債権の取立てに当たって行われたものに限る。）

二十三 農業協同組合法第九章の罪

二十四 水産業協同組合法第九章の罪

二十五 中小企業等協同組合法第六章の罪

二十六 協同組合による金融事業に関する法律第八条の二から第十条の二の二まで、第十条の二の四から第十条の三まで又は第十一条第一項の罪

二十七 信用金庫法第十一章の罪

二十八 長期信用銀行法第二十三条の二から第二十五条の二の二まで、第二十五条の二の四から第二十五条の三まで又は第二十六条第一項の罪

二十九 労働金庫法第十一章の罪

三十 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条、第五条の二第一項、第五条の三、  
第八条第一項から第三項まで又は第九条第一項の罪

三十一 銀行法第九章の罪

三十二 貸金業法第五章の罪

三十三 農林中央金庫法第十一章の罪

三十四 株式会社商工組合中央金庫法第十章の罪

三十五 資金決済に関する法律第八章の罪

三十六 労働基準法第一百七十七条、第一百八条第一項（同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。以下

この号において同じ。）、第一百十九条（第一号（同法第六十一条及び第六十二条に係る部分に限る。）

に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百二十一条（同法第一百七十七条、第一百八条第一

項及び第一百十九条に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法第八十九条第一項及び労働者

派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第四項の規定により適用

する場合を含む。）の罪



- 三十七 船員法第二百二十九条（同法第八十五条第一項及び第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、「第三百十条（同法第八十六条第一項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第三百三十五条第一項（同法第二百二十九条及び第三百十条に係る部分に限る。）」（これらの規定を船員職業安定法第八十九条第四項及び第七項並びに第九十二条第一項の規定により適用する場合を含む。）の罪
- 三十八 職業安定法第六十三条又は第六十七条（同法第六十三条に係る部分に限る。）の罪
- 三十九 児童福祉法第六十条第一項若しくは第二項（同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号及び第九号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第六十二条の三（同法第六十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の罪
- 四十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条、第五十条第一項又は第五十六条（同法第四十九条及び第五十条第一項に係る部分に限る。）の罪
- 四十一 船員職業安定法第一百一十一条又は第一百五十一条（同法第一百一十一条に係る部分に限る。）の罪
- 四十二 出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項又は第七十六条の二（同法第七十三条の二第一項に係る部分に限る。）の罪

四十三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条又は第六十

二条（同法第五十八条に係る部分に限る。）の罪

四十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条、第

五条第一項、第六条第一項、第七条又は第十一条（同法第五条第二項及び第六条第二項に係る部分を除く。）の罪

四十五 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第百八条又は第百十三条（同

法第百八条に係る部分に限る。）の罪

四十六 前項第四十四号に掲げる罪

（認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪）

第八条 法第六十条第二項第一号口の政令で定める罪は、前条第二項第一号から第十三号までに掲げる罪とする。

2 法第六十条第二項第二号口の政令で定める罪は、前条第一項第一号から第十二号までに掲げる罪とする。

## 第二節 カジノ事業者が行う業務

(入場者から除かれる者)

第九条 法第六十八条第一項第一号の政令で定める者は、業務又は公務としてカジノ行為区画に入場し、又は滞在する者とする。

(入場規制の例外となる場合)

第十条 法第六十九条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第六十九条第一号に掲げる者が業務として法第二条第十項第三号に掲げる区画に入場し、又は滞在する場合

二 法第六十九条第四号又は第五号に掲げる者が業務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する場合

三 法第六十九条第一号、第四号又は第五号に掲げる者が公務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する場合

場合

(供託が必要となる基準日特定資金受入残高の最低額)

第十一条 法第八十四条第二項の政令で定める額は、千万円とする。

(特定資金受入保証金及び特定資金受入要供託額に関する技術的読替え)

第十二条 法第八十四条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二項	前項	第八十四条第二項
第八十一条第一項及び第二項	特定資金移動履行保証金保全契約	特定資金受入保証金保全契約
第八十一条第三項	前条第一項	第八十四条第二項
第八十一条第三項第一号	基準日における	基準日（毎年三月三十一日及び九月三十日をいう。以下同じ。）における
第八十二条第一項	第八十条第一項	第八十四条第二項
第八十三条	前三条	次条第二項並びに同条第三項において準用する第八十条第二項及び前二条
	第八十条第一項	次条第二項

（債権を譲り受けた者への規制に関する技術的読替え）

第十三条 法第九十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十七条第三号	種別及び内容	内容
第八十五条第三項	付することを内容とする特定資金貸付契約を締結し、又は利息を受領し、若しくは	受領し、又は
第八十八条	カジノ事業者等	譲受者等
第八十八条第二項第一号	カジノ事業者	当該特定資金貸付契約に係るカジノ事業者及び当該債権を譲り受けた者
第八十八条第二項第三号	年月日	年月日及び当該特定資金貸付契約に基づく債権を譲り受けた年月日
第八十八条第二項第四号	金額	金額及び譲り受けた債権の金額

（契約を締結してはならない相手方の要件に係る罪）

第十四条 法第九十四条第二号ハの政令で定める罪は、第八条第一項に規定する罪（法人にあつては、同条第二項に規定する罪）とする。

（外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設）

第十五条 法第六十二条第二項第一号の政令で定める施設は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業の用に供される空港内の旅客ターミナル施設又は海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第十九条の四第一項に規定する対外旅客定期航路事業若しくは本邦の港と本邦以外の地域の港との間における人の運送をする同法第二条第六項に規定する不定期航路事業の用に供される港湾内の旅客施設（これらの施設のうち、外国人旅客が入国に際し次に掲げる処分に係る手続を完了するまで滞在することができる部分に限る。）とする。

一 出入国管理及び難民認定法第三条第一項第二号に規定する上陸の許可等

二 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可

（届出の対象となる取引）

第十六条 法第百九条第一項の政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 チップの交付若しくは付与又は受領をする取引

二 法第二条第八項第二号ロに規定する特定資金受入業務に係る金銭の受入れ若しくは払戻し、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領又は同号ニに掲げる業務に係る金銭の両替

三 カジノ行為関連景品類（法第二条第十三項第一号に掲げるものに限る。）の提供

2 法第百九条第一項の政令で定める額は、百万円とする。

### 第三節 カジノ事業の従業者

第十七条 法第百十六条第二項第二号（法第百十七条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項各号（第十四号から第二十号までを除く。）に掲げる罪とする。

### 第三章 カジノ施設供用事業

（カジノ施設供用事業の免許等に関する技術的読替え）

第十八条 法第百三十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

<p>第四十一条第三項</p>	<p>第一項各号</p>	<p>第二百二十六条第一項各号</p>
<p>第四十二条第一項</p>	<p>、カジノノ行為の種類及び方法、カジノノ施設の構造及び設備の概要並びに特定金融業務の実施の有無及びその種別</p>	<p>並びにカジノ施設の構造及び設備の概要</p>
<p>第四十五条第二項、 第四十六条第二項及び 第四十七条第二項</p>	<p>第四十一条第一項（第五号及び第七号から第十号まで</p>	<p>第二百二十六条第一項（第一号（第四十条第一項第五号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）</p>
<p>第四十八条第五項、 第六項、第十一項及 び第十二項</p>	<p>第一項</p>	<p>第二百二十九条第一項</p>
<p>第四十八条第十一項</p>	<p>第七項</p>	<p>同条第五項</p>
<p>第四十九条第一号</p>	<p>第四十三条第二項の更新又は</p>	<p>第二百二十七条第二項の更新又は第二百二十九条第一項の承認若しくは第三百十</p>



<p>第五十三條第二項に</p>	<p>第五十二條第二項（ 二號</p>	<p>第五十一條第一項第 二號</p>	<p>第五十條第二號</p>	<p>第四十九條第四號</p>	<p>第四十九條第三號</p>	<p>第四十九條第二號</p>	<p>、第四十七條第一項若しくは前條第一 項</p>	<p>条において準用する 若しくは第四十七條第一項</p>
<p>第四十一條第一項第十一號</p>	<p>第二百四條第三項</p>	<p>カジノ施設供用事業者がある場合にお いて、第二百二十四條</p>	<p>第四十四條第三項</p>	<p>第四十一條第二項各号</p>	<p>第四十一條第一項各号</p>	<p>第四十一條第一項各号</p>		
<p>第二百二十六條第一項第四號</p>	<p>第二百六條第三項</p>	<p>条 光施設に係るカジノ事業者の第三十九 條</p>	<p>第二百二十八條第三項</p>	<p>第二百二十六條第二項各号</p>	<p>第二百二十六條第一項各号</p>	<p>第二百二十六條第一項各号</p>		

<p>において準用する場合を含む。)</p>		
<p>第五十三条第一項第七号</p>	<p>カジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務以外の設置運営事業</p>	<p>業 カジノ施設供用業務以外の施設供用事</p>

(認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪)

第十九条 第八条第一項の規定は法第三百三十一条において準用する法第六十条第二項第一号口の政令で定める罪について、第八条第二項の規定は法第三百三十一条において準用する法第六十条第二項第二号口の政令で定める罪について、それぞれ準用する。

(認可主要株主等に関する技術的読替え)

第二十条 法第三百三十一条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第五十八条第二項</p>	<p>認定設置運営事業者が第二十九条</p>	<p>認定施設供用事業者が第二百二十四条</p>

(カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約に関する技術的読替え)

第二十一条 法第百三十三条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十六条第一項及び第二項第一号	前条第一項	第百三十三条第二項
第九十七条及び第九十八条	第九十五条第一項	ニまで及びト
第九十七条第一項及び第九十八条第二号	トまで	
第九十九条各号	第九十五条第一項各号	第百三十三条第二項各号
第二百二条	第九十三条から第九十六条まで	第百三十二条第一項並びに第百三十三条第一項及び第二項の規定並びに同条第四項において準用する第九十六条

(特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪)

第二十二條 第十七條の規定は、法第三百三十四條第二項において準用する法第一百十六條第二項第二号（法第百三十四條第二項において準用する法第一百七條第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪について準用する。

（特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え）

第二十三條 法第三百三十四條第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第百十五條第一項第 二号（第百十七條第 四項において準用す る場合を含む。）	読み替えられる字句	読み替える字句
	前条各号	第三百三十四條第一項各号
	同条第一号	同項第一号
	へまで	ハまで
	同条第二号	同項第二号
からニまでに掲げる事項の別、同条第 三号に掲げる業務に係る同号イからル まで		及びロ

	同条第四号	同項第三号
第二百二十条第二号	第三十九条	第二百二十四条

(カジノ施設供用業務に従事する者に係る措置に関する技術的読替え)

第二十四条 法第三百三十五条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十二条	第百十四条、 、第百十八条及び前二条	第三百三十四条第一項の規定、同条第二 項において準用する 及び第百十八条の規定並びに第三百十 五条

#### 第四章 認可施設土地権利者

(法第三百三十六条第二項の政令で定める取引又は行為)

第二十五条 法第三百三十六条第二項の政令で定める取引又は行為は、次に掲げる場合における施設土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為とする。

一 遺産の分割又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百六十八条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。）の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停によつて施設土地に関する権利が移転され、又は設定される場合

二 相続人に対する特定遺贈により施設土地に関する権利が取得される場合

（認可の欠格事由に係る罪）

第二十六条 第八条第一項の規定は法第三百三十八条第二項において準用する法第六十条第二項第一号口の政令で定める罪について、第八条第二項の規定は法第三百三十八条第二項において準用する法第六十条第二項第二号口の政令で定める罪について、それぞれ準用する。

## 第五章 カジノ関連機器等製造業等

### 第一節 カジノ関連機器等製造業等の許可等

（許可等の欠格事由に係る罪）

第二十七条 法第四百四十五条第二項第一号ハ（法第四百四十六条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第一項第一号から第十九号までに掲げる罪とする。

2 法第四百四十五条第二項第二号イ(2)（法第四百四十六条第四項及び第四百四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第二十一号までに掲げる罪（刑法第七百七十四条、第七百七十五条及び第八十二条の罪を除く。）とする。

（カジノ関連機器等製造業等の許可等に関する技術的読替え）

第二十八条 法第四百四十九条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	第一項各号	第四百四十五条第一項各号
第四十二条第一項	、カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為区画の位置、カジノ行為の種類及び方法、カジノ施設の構造及び設備の概要並びに特定金融業務の実施の有無及びその	及び第四百四十三条第一項に規定するカジノ関連機器等製造業等の
第四十二条第一項及	免許状	許可書

<p>び第三項、第四十五  条第三項、第四十六  条第三項、第四十七  条第三項、第四十八  条第六項並びに第五  十一条</p>	<p>第四十五条第二項、  第四十六条第二項及  び第四十七条第二項</p>	<p>第四十八条第六項</p>	<p>第四十九条第一号</p>
	<p>第四十一条第一項（第五号及び第七号  から第十号までを除く。）及び第二項  （第五号を除く。）</p>	<p>第一項</p>	<p>前項  第四十三条第二項の更新又は</p>
<p>第四百四十五条</p>		<p>第四百四十七条第一項</p>	<p>同条第三項  第四百四十六条第二項の更新又は第四百四  十七条第一項の承認若しくは第四百四十</p>





第十五条第二項第二号イ(2)の政令で定める罪について、それぞれ準用する。

(カジノ関連機器等外国製造業の認定等に関する技術的読替え)

第三十条 第二十八条 (同条の表第四十二条第一項の項、第四十二条第一項及び第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第六項並びに第五十一条の項及び第五十一条第一項第二号の項を除く。)の規定は、法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条の規定による技術的読替えについて準用する。

2 前項に定めるもののほか、法第百五十条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第百四十四条第二項 第二号 (第百四十六 条第四項において準 用する場合を含む。 )	読み替えられる字句 登記事項証明書	読み替える字句 登記事項証明書 (これらに準ずるもの を含む。)
---	----------------------	--

第四百四十五条第一項  
第六号（第四百四十六  
条第四項及び第四百  
七条第二項並びに  
第四百四十九条にお  
いてこの政令第二十  
八条の規定により読  
み替えて準用する第  
四十五条第二項、第  
四十六条第二項及び  
第四十七条第二項に  
おいて準用する場合  
を含む。）及び第百

定款

定款（これに準ずるものを含む。）

<p>第十九条において準用する第五十二条</p>	<p>第四百四十五条第二項 第一号イ（第四百四十九条においてこの政令第二十八条の規定により読み替えて準用する第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</p>	
<p>、カジノ施設の名称及び設置場所並び</p>		<p>会社で</p>
<p>その他</p>		<p>会社又は外国会社で</p>

<p>て準用する第四十二  条第一項（第四百十  六条第四項において  準用する場合を含む  。）</p>	<p>にカジノ行為区画の位置、カジノ行為  の種類及び方法、カジノ施設の構造及  び設備の概要並びに特定金融業務の実  施の有無及びその種別その他</p>
<p>第四百四十九条におい  て準用する第四十二  条第一項及び第三項  （これらの規定を第  百四十六条第四項に  おいて準用する場合  を含む。）、第二十  八条第六項並びに第</p>	<p>免許状</p>
	<p>認定書</p>

<p>五十一条並びに第四百九十九条においてこの政令第二十八条の規定により読み替えて準用する第四十五条第三項、第四十六条第三項及び第四十七条第三項</p>		
<p>第四百四十九条において準用する第五十一条第一項第二号</p>	<p>第二百四十四条第三項</p>	<p>第二百九条</p>

(認定等の欠格事由に係る罪)

第三十一条 第二十七条第一項の規定は法第五百五十条第二項において準用する法第四百四十五条第二項第一号

ハ（法第百五十条第二項において準用する法第百四十六条第四項並びに法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条において前条第一項において準用する第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪について、第二十七条第二項の規定は法第百五十条第二項において準用する法第百四十五条第二項第二号イ(2)（法第百五十条第二項において準用する法第百四十六条第四項及び第百四十七条第二項並びに法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条において前条第一項において準用する第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪を含む。）の政令で定める罪について、それぞれ準用する。

## 第二節 カジノ関連機器等製造業等の従業者

（特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪）

第三十二条 法第百五十八条第三項において準用する法第百十六条第二項第二号（法第百五十八条第三項において準用する法第百十七条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第十三号まで及び第二十一号に掲げる罪（刑法第百七十四条、第百七十五条及び第百八十二条

の罪を除く。)とする。

(特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え)

第三十二条 法第百五十八条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十五条第一項第 二号(第百十七条第 四項において準用す る場合を含む。)	前条各号  並びに同条第一号に掲げる業務に係る 同号イからへまでに掲げる事項の別、 同条第二号に掲げる業務に係る同号イ からニまでに掲げる事項の別、同条第 三号に掲げる業務に係る同号イからル までに掲げる業務の別及び同条第四号 のカジノ管理委員会規則で定める業務 の別をいう	第百五十八条第一項各号  をいう



第二百一十條第二号	第三十九條の免許	第四百十三條第一項の許可
第二百二十三條	第一百十四條、 、第一百十八條及び前二條	第五百十八條第一項の規定並びに同條 第三項において準用する 及び第一百十八條

第三節 指定試験機関

(認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪)

第三十四條 第八條第一項の規定は法第六十四條において準用する法第六十條第二項第一号口の政令で定める罪について、第八條第二項の規定は法第六十四條において準用する法第六十條第二項第二号口の政令で定める罪について、それぞれ準用する。

(認可主要株主等に関する技術的読替え)

第三十五條 法第六十四條の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八條第二項	認定設置運營業者が第三十九條の免	第五百十九條第一項に規定する指定試

		許
免許の		
指定の		<p>験機関になろうとする者（株式会社で あるものに限る。）が同項の規定によ る指定</p>

（特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪）

第三十六条 法第百六十五条第二項において準用する法第百六十六条第二項第二号（法第百六十五条第二項に  
 おいて準用する法第百七十七条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第三十二条に  
 規定する罪とする。

（特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え）

第三十七条 法第百六十五条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第百十五条第一項第          二号（第百七十七条第          二号）</p>	<p>前条各号          並びに同条第一号に掲げる業務に係る</p>	<p>第百六十五条第一項各号          をいう</p>

	<p>四項において準用する場合を含む。）</p> <p>同号イからへまでに掲げる事項の別、同条第二号に掲げる業務に係る同号イからニまでに掲げる事項の別、同条第三号に掲げる業務に係る同号イからルまでに掲げる業務の別及び同条第四号のカジノ管理委員会規則で定める業務の別をいう</p>	
<p>第二百二十条第二号</p>	<p>第三十九条の免許</p>	<p>第二百五十九条第一項の規定による指定</p>
<p>第二百二十三条</p>	<p>第百十四条、</p>	<p>第百六十五条第一項の規定並びに同条第二項において準用する</p>
	<p>、第百十八条及び前二条</p>	<p>及び第百十八条</p>

第六章 カジノ施設への入場等の制限

(入場制限の例外となる場合)

第三十八条 法第七十三條の政令で定める場合は、第十條各号に掲げる場合とする。

(カジノ行為の制限の例外となる場合)

第三十九條 法第七十四條第二項の政令で定める場合は、カジノ管理委員会の事務局の職員がカジノ管理委員会の所掌事務の遂行に必要な調査としてカジノ行為を行う場合とする。

第七章 入場料及び認定都道府県等入場料並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金

(入場料納入金等の納付)

第四十條 カジノ事業者は、次の各号に掲げる規定により当該各号に定める金銭を納付しようとするときは、納付書を添付しなければならない。

一 法第七十九條第一項 入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金

二 法第九十二條第一項 国庫納付金

三 法第九十三條第一項 認定都道府県等納付金

(法第七十九條第一項等の政令で定める日)

第四十一條 法第七十九條第一項、第九十二條第一項及び第九十三條第一項の政令で定める日は、十

五日とする。

(入場料納入金等の保管)

第四十二条 カジノ管理委員会は、カジノ事業者から入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の納付があつたときは、これらを受け入れた後に、入場料納入金を一般会計の歳入に繰り入れるため及び認定都道府県等入場料納入金を認定都道府県等へ払い込むために必要な現金を保管することができる。

2 前項の規定は、カジノ事業者から国庫納付金又は認定都道府県等納付金の納付があつたときについて準用する。

(認定都道府県等入場料納入金又は認定都道府県等納付金の払込み)

第四十三条 国は、法第七十九条第二項又は第九十三条第三項の規定による払込みを行う場合には、これらの規定により払い込む認定都道府県等入場料納入金又は認定都道府県等納付金の納付額その他必要な事項を認定都道府県等の長に通知するものとする。

(法第八十三条第一項の政令で定める日)

第四十四条 法第八十三条第一項の政令で定める日は、十五日とする。

(特別加算金)

第四十五条 法第八十五条第一項の規定により加算金に代えて特別加算金を徴収する場合には、同条に基づき計算した特別加算金を徴収するものとする。

2 法第八十五条第一項に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額として政令で定めるところにより計算した金額は、加算金の額の計算の基礎となるべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額のうち当該事実のみに基づく場合における入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額とする。

(国庫納付金及び認定都道府県等納付金の申告及び徴収に関する準用)

第四十六条 前二条の規定は、法第九十五条において法第八章第二節の規定を準用する場合について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。ただし、第一章の規定は、法附則第一条第二号に掲げる

規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第二条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

四十七 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百四十九条に規定する罪

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第三条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改

正する。

第一条中「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項」に改める。

第四条中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改める。

第七条第一項第六号中「別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「別表第二条第二項第四十一号に掲げ

る者の項」を「別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項」に、「法第二条第二項第四十一号」を「法第二条第二項第四十二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ 特定資金移動業務（特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二条第八項第二号イに規定する特定資金移動業務をいう。ホにおいて同じ。）又は特定資金受入業務（同号ロに規定する特定資金受入業務をいう。ニ及びホにおいて同じ。）に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結

ロ 特定資金貸付契約（特定複合観光施設区域整備法第七十三条第十項に規定する特定資金貸付契約をいう。ホにおいて同じ。）の締結

ハ チップ（特定複合観光施設区域整備法第七十三条第六項に規定するチップをいう。以下ハにおいて同じ。）の交付若しくは付与又は受領をする取引（第三項第六号において「チップ交付等取引」



という。)であつて、当該取引に係るチップの価額が三十万円を超えるもの

ニ 特定資金受入業務に係る金銭の受入れ

ホ 特定資金受入業務に係る金銭の払戻し（特定資金移動業務に係る為替取引を伴うものを除く。）

、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領（特定複合観光施設区域整備法第二条第八項第二号イに規定するカジノ管理委員会規則で定める金融機関が行う為替取引（口座間の金銭の移動に係るものに限る。）を伴うものを除く。）又は同号ニに掲げる業務に係る金銭の両替（第三項第七号において「カジノ関連金銭受払取引」という。）であつて、当該取引の金額が三十万円を超えるもの

へ カジノ行為関連景品類（特定複合観光施設区域整備法第二条第十三項に規定するカジノ行為関連景品類をいい、同項第一号に掲げるものに限る。以下へ及び第三項第八号において同じ。）の提供であつて、当該提供に係るカジノ行為関連景品類の価額が三十万円を超えるもの

第七条第三項中第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 チップ交付等取引

七 カジノ関連金銭受払取引

八 カジノ行為関連景品類の提供

第八条中「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項」に改める。

第九条第一項中「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項から第二条第二項第四十七号に掲げる者の項まで」を「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項から第二条第二項第四十八号に掲げる者の項まで」に、「同表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」を「同表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項」に改める。

第十五条第一項第三号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号ロ中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 第七条第一項第四号ホに規定する金銭の両替であつて、当該取引の金額が三十万円以下のもの

第十五条第二項第一号中「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項」に改める。

第三十四条第一項中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改める。

第三十五条中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改める。

第三十六条第一項、第三項及び第四項中「第二条第二項第四十七号」を「第二条第二項第四十八号」に改める。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十七条第一項第六号（同法第六十九条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童をカジノ施設に入場させ、又は滞在させる行為に係るものに限る。）

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六

号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

四十七 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第二百四十九条に規定する罪

## 理由

特定複合観光施設区域整備法の施行に伴い、特定複合観光施設に係る国際会議場施設の基準等を定める必要があるからである。

特定複合観光施設区域整備法施行令案 新旧対照条文

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（附則第二条関係）	1
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（附則第三条関係）	2
○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（附則第四条関係）	9
○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（附則第五条関係）	10



○銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 四十六（略） 四十七 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号） 第二百四十九条に規定する罪</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 四十六（略） （新設）</p>



改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等という。</p> <p>（貴金属等）</p> <p>第四条 法第二条第二項第四十二号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。</p> <p>2 法第二条第二項第四十二号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。</p> <p>（金融機関等の特定取引）</p> <p>第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等という。</p> <p>（貴金属等）</p> <p>第四条 法第二条第二項第四十一号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。</p> <p>2 法第二条第二項第四十一号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。</p> <p>（金融機関等の特定取引）</p> <p>第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又</p>

は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一〇三（略）

四 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ 特定資金移動業務（特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二条第八項第二号イに規定する特定資金移動業務をいう。ホにおいて同じ。）又は特定資金受入業務（同号ロに規定する特定資金受入業務をいう。ニ及びホにおいて同じ。）に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結

ロ 特定資金貸付契約（特定複合観光施設区域整備法第七十三条第十項に規定する特定資金貸付契約をいう。ホにおいて同じ。）の締結

ハ チップ（特定複合観光施設区域整備法第七十三条第六項に規定するチップをいう。以下ハにおいて同じ。）の交付若しくは付与又は受領をする取引（第三項第六号において「チップ交付等取引」という。）であつて、当該取引に係るチップの価額が三十万円を超えるもの

ニ 特定資金受入業務に係る金銭の受入れ

ホ 特定資金受入業務に係る金銭の払戻し（特定資金移動業務に係る為替取引を伴うものを除く。）、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領（特定複合観光施設区域整備法第二条第八項第二号イに規定するカジノ管理委員会規則で定める金

は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一〇三（略）

（新設）

融機関が行う為替取引（口座間の金銭の移動に係るものに限る。）を伴うものを除く。）又は同号二に掲げる業務に係る金銭の両替（第三項第七号において「カジノ関連金銭受払取引」という。）であつて、当該取引の金額が三十万円を超えるもの

へ カジノ行為関連景品類（特定複合観光施設区域整備法第二条第十三項に規定するカジノ行為関連景品類をいい、同項第一号に掲げるものに限る。以下へ及び第三項第八号において同じ。）の提供であつて、当該提供に係るカジノ行為関連景品類の価額が三十万円を超えるもの

五 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

六 法別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項 その代金の額が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十二号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結

七 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

2  
(略)

3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

一～五 (略)

六 チップ交付等取引

七 カジノ関連金銭受払取引

八 カジノ行為関連景品類の提供

九 貴金属等の売買契約の締結

四 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

五 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 その代金の額が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十一号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結

六 法別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

2  
(略)

3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

一～五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

六 貴金属等の売買契約の締結

(司法書士等の特定業務)

第八条 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄各号  
列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるもの  
とする。

一〇四 (略)

2 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に  
規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又  
は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定め  
る事項に関する行為又は手続とする。

一〇二 (略)

3 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に  
規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるも  
のは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

4 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に  
規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に  
応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一〇六 (略)

(司法書士等の特定取引)

第九条 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項から第二条  
第二項第四十八号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取  
引は、特定受任行為の代理等(同表第二条第二項第四十五号に掲  
げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定  
受任行為の代理等(次項において「第三号特定受任行為の代理等  
」という。))にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のもの  
を除く。)を行うことを内容とする契約の締結(法第三条第三項  
に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引によ  
る犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管  
理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除

(司法書士等の特定業務)

第八条 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄各号  
列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるもの  
とする。

一〇四 (略)

2 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に  
規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又  
は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定め  
る事項に関する行為又は手続とする。

一〇二 (略)

3 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に  
規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるも  
のは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

4 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に  
規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に  
応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一〇六 (略)

(司法書士等の特定取引)

第九条 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項から第二条  
第二項第四十七号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取  
引は、特定受任行為の代理等(同表第二条第二項第四十四号に掲  
げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定  
受任行為の代理等(次項において「第三号特定受任行為の代理等  
」という。))にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のもの  
を除く。)を行うことを内容とする契約の締結(法第三条第三項  
に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引によ  
る犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管  
理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除

く。）及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2 (略)

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イからハまでに定める取引

イ (略)

ロ 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 第七条第一項第四号ホに規定する金銭の両替であつて、当該取引の金額が三十万円以下のもの

ハ 法第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 (略)

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。

一 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十四条 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地

く。）及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2 (略)

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める取引

イ (略)

(新設)

ロ 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 (略)

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。

一 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十四条 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方

方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十五条 法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限は、その事務所(司法書士法人にあつては、主たる事務所)の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する法務大臣の権限で、法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者(司法書士法人に限る。次項において同じ。)

の主たる事務所以外の事務所(以下この条において「従たる事務所」という。)に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告(以下この条及び次条において「検査・指導等」という。)を行った法務局又は地方法務局長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

(税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十六条 法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十五条 法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限は、その事務所(司法書士法人にあつては、主たる事務所)の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する法務大臣の権限で、法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者(司法書士法人に限る。次項において同じ。)

の主たる事務所以外の事務所(以下この条において「従たる事務所」という。)に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告(以下この条及び次条において「検査・指導等」という。)を行った法務局又は地方法務局長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

(税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十六条 法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 (略)

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。

）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができる。

4 前項の規定により法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

2 (略)

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。

）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができる。

4 前項の規定により法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（附則第四条  
関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜二十三（略）</p> <p>二十四 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十七条第一項第六号（同法第六十九条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童をカジノ施設に入場させ、又は滞在させる行為に係るものに限る。）</p> <p>二十五（略）</p>	<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜二十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四（略）</p>



○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四十六（略）</p> <p>四十七 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百四十九条に規定する罪</p>	<p>第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四十六（略）</p> <p>（新設）</p>

○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄）	1
○当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）（抄）	22
○自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）（抄）	23
○小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）（抄）	25
○モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）（抄）	27
○スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（抄）	29
○売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）（抄）	30
○大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）（抄）	32
○覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（抄）	33
○麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）	33
○あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）（抄）	34
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）（抄）	34
○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）	36
○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	38
○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）	45
○外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（抄）	47
○会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）（抄）	48
○破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）	50
○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	53
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）	60

○物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）（抄）	64
○農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）	65
○水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）（抄）	75
○中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）	88
○協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（抄）	95
○信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）（抄）	97
○長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）	105
○労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）（抄）	109
○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）（抄）	116
○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	118
○貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）	125
○農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	132
○株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）	139
○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）	143
○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）	147
○船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）	148
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）	150
○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）	150
○職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）	151
○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）	151
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）（抄）	152
○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）	153
○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）（抄）	154

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）	155
○競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）（抄）	155
○日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（抄）	157
○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	158
○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）	159
○海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）	159
○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	159
○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	160
○銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄）	160
○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）	163
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（抄）	163
○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）	166
○条の規定による改正後	166
○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（抄）	169
○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（抄）	169
○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（抄）	169
○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）（抄）	172



○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄）

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設と第一号から第五号までに掲げる施設から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営される第六号に掲げる施設を含む。）であつて、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいう。

一 国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設であつて、政令で定める基準に適合するもの

二 国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市市場施設その他の催しを開催するための施設であつて、政令で定める基準に適合するもの

三 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であつて、政令で定めるもの  
四 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であつて、政令で定める基準に適合するもの

五 利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設であつて、政令で定める基準に適合するもの

六（略）

2  
2  
7（略）

8 この法律において「カジノ事業」とは、次に掲げる業務（以下「カジノ業務」という。）を行う事業をいう。

一（略）

二 カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う次に掲げる業務（第三章において「特定金融業務」という。）

イ 銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める金融機関を介し、カジノ事業者の管理する当該顧客の口座と当該顧客の指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務（第三章第二節第四款において「特定資金移動業務」という。）

ロ 当該顧客の金銭を受け入れる業務（第八十四条において「特定資金受入業務」という。）

ハ（略）

ニ 金銭の両替を行う業務

9（略）

10 この法律において「カジノ施設」とは、特定複合観光施設区域に設置する施設であつて、カジノ事業者がカジノ行為業務を行うための次に掲げる区画により構成されるものをいう。

一・二（略）

三 カジノ事業者がカジノ行為業務又は本人確認に係る業務に附帯する監視、警備その他の業務を行うための区画

11・12（略）

13 この法律において「カジノ行為関連景品類」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者がカジノ行為に付随して相手方に提供する物品、金銭、役務その他の経済上の利益
- 二 (略)
- 14 (略)

### 第三章 カジノ事業及びカジノ事業者

#### 第一節 カジノ事業の免許等

##### 第一款 カジノ事業の免許

###### (免許の基準等)

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があつたときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

###### 一 (略)

七 申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。

###### 八 (略)

2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。

一 申請者が次のイからへまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

###### イ (略)

へ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わる、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 申請者の役員のうち次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者

###### (1) (略)

(6) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(7) (9) (略)

ロ (略)

三〇五 (略)

3 カジノ管理委員会は、第一項各号に掲げる基準に照らし必要があると認めるときは、第三十九条の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 (略)

(免許状等)

第四十二条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許を与えたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該免許に係るカジノ事業者の名称、カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為区画の位置、カジノ行為の種類及び方法、カジノ施設の構造及び設備の概要並びに特定金融業務の実施の有無及びその種別その他カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した免許状を交付しなければならない。

2 (略)

3 免許状の交付又は書換えを受けた者は、当該免許状を亡失し、又は当該免許状が滅失したときは、速やかにその旨をカジノ管理委員会に届け出て、免許状の再交付を受けなければならない。

(免許の有効期間等)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 第四十条(第一項第十一号並びに第二項第十一号及び第十三号を除く。)、第四十一条(第一項第四号、第五号及び第七号から第十号まで、第二項第一号イ及び第二号イ(1)並びに第三項を除く。)及び前条の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、第四十条第三項及び第四十一条第四項中「第二百二十四条の免許」とあるのは「第二百二十七条第二項の更新」と、同条第二項第四号中「第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する」とあるのは「認可主要株主等でない」と、同項第五号中「第三百三十八条第二項において準用する第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する」とあるのは「認可施設土地権利者でない」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(会社の合併)

第四十五条 (略)

2 第四十一条第一項(第五号及び第七号から第十号までを除く。)及び第二項(第五号を除く。)の規定は、前項の承認について準用する。

3 第一項の場合において、当該合併後存続する会社又は当該合併により設立された会社は、当該合併後遅滞なく、当該合併により消滅した会社が交付を受けた免許状をカジノ管理委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。



(会社の分割)

第四十六条 (略)

- 2 第四十一条第一項(第五号及び第七号から第十号までを除く。)及び第二項(第五号を除く。)の規定は、前項の承認について準用する。
- 3 第一項の場合において、当該分割によりカジノ事業を承継した会社は、当該分割後遅滞なく、当該分割をした会社が交付を受けた免許状をカジノ管理委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。

(カジノ事業の譲渡)

第四十七条 (略)

- 2 第四十一条第一項(第五号及び第七号から第十号までを除く。)及び第二項(第五号を除く。)の規定は、前項の承認について準用する。
- 3 第一項の場合において、当該譲渡によりカジノ事業を承継した会社は、当該譲渡後遅滞なく、当該譲渡をした会社が交付を受けた免許状をカジノ管理委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。

(変更の承認等)

第四十八条 (略)

- 2 (略)
- 3 第四十一条第一項(第四号、第五号、第九号及び第十号を除く。)及び第二項(第一号、第四号及び第五号を除く。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 (略)

- 5 カジノ事業者は、第一項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更又はカジノ事業者の名称の変更その他のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- 6 カジノ事業者は、第一項の承認を受けた事項又は前項の規定による届出に係る事項が免許状の記載事項に該当するときは、遅滞なく、その書換えを受けなければならない。

7 10 (略)

- 11 カジノ事業者は、第一項の承認を受けてその構造又は設備を変更したカジノ施設(当該変更に係る部分に限る。次項において同じ。)について、第七項の検査に合格した後でなければ、これをカジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務の用に供してはならない。

- 12 カジノ事業者は、第一項の承認を受けてその構造又は設備を変更したカジノ施設の供用を開始したときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

(免許の取消し)

第四十九条 カジノ管理委員会は、カジノ事業者について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、第三十九条の免許を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により第三十九条の免許、第四十三条第二項の更新又は第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは前条第一項の承認を受けたこと。
- 二 第四十一条第一項各号に掲げる基準に適合していないこと。
- 三 第四十一条第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当していること。
- 四 正当な事由がないのに、第四十四条第三項の規定による合格の日から起算して六月以内にカジノ行為業務を開始せず、又は引き続き六月以上カジノ行為業務を休止し、現にカジノ行為業務を行っていないこと。

(免許の失効)

第五十条 カジノ事業者について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、第三十九条の免許は、その効力を失う。

一 (略)

二 カジノ施設供用事業者がある場合において、第二百二十四条の免許が取り消され、又は失効したとき。

(免許状の返納)

第五十一条 免許状の交付又は書換えを受けた者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、免許状(第四号にあつては、発見し、又は回復した免許状)をカジノ管理委員会に返納しなければならない。

- 一 カジノ事業を廃止し、又は譲渡したとき(第四十六条第一項又は第四十七条第一項の承認を受けた場合を除く。)
  - 二 第四十九条又は第二百四条第三項の規定により第三十九条の免許が取り消されたとき。
  - 三 前条の規定により第三十九条の免許が失効したとき。
  - 四 亡失により免許状の再交付を受けた場合において、亡失した免許状を発見し、又は回復したとき。
- 2 前項第一号に掲げる場合において、免許状の返納があつたときは、第三十九条の免許は、その効力を失う。
  - 3 免許状の交付又は書換えを受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、免許状をカジノ管理委員会に返納しなければならない。
    - 一 合併以外の事由により解散したとき 清算人又は破産管財人
    - 二 合併により消滅したとき(当該消滅までに、合併後存続し、又は合併により設立される会社について第四十五条第一項の承認が与えられなかったことに限る。) 合併後存続し、又は合併により設立された会社の代表者

(定款)

第五十二条 カジノ事業者は、定款の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

2 カジノ管理委員会は、前項の認可の申請があったときは、当該申請が定款に係る第四十一条第一項第十一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(業務方法書)

第五十三条 業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜六 (略)

七 カジノ事業者が行う業務（カジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務以外の設置運営事業に係る業務を含む。以下同じ。）の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該カジノ事業者が行う業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

八・九 (略)

2 前条の規定は、業務方法書の変更について準用する。

第二款 認可主要株主等

(認可等)

第五十八条 (略)

2 認定設置運営事業者が第三十九条の免許を受けたときは、当該免許の申請書に記載された主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者は、その免許の時に前項の認可を受けたものとみなす。

3〜6 (略)

(認可の基準)

第六十条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請について、その申請者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき若しくは前項第二号に規定する法人等が第二号ハに掲げる者に該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

一 個人であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）

若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の

法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者  
ハ (略)

二 法人等であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ (略)

## 第二節 カジノ事業者が行う業務

### 第二款 依存の防止のための措置及び入場規制等

(カジノ行為に対する依存の防止のための措置)

第六十八条 カジノ事業者は、カジノ行為に対する依存を防止するため、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、依存防止規程(第四十条第一項の申請書に添付されたもの(第五十五条第二項において準用する第五十二条第一項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの)に限る。第三項において同じ。)に従って、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その講じた措置の内容及び実施の状況をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

一 入場者(カジノ行為区画に入場しようとする者及びカジノ行為区画に入場した後当該カジノ行為区画に滞在する者をいい、業務として入場する者その他の政令で定める者を除く。以下同じ。)又はその家族その他の関係者の申出により当該入場者のカジノ施設の利用を制限する措置

二 〓四 (略)

2 〓6 (略)

(入場規制)

第六十九条 カジノ事業者は、政令で定める場合を除き、次に掲げる者をカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならない。

一 二十歳未満の者

二 第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者

三 第八十一条第一項又は第二項の規定に違反して、入場料(第七十六条第一項に規定する入場料をいう。次号において同じ。)又は認定都道府県等入場料(第七十七条第一項に規定する認定都道府県等入場料をいう。)を納付しない者

四 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であつて、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日(次号において「入場等基準日」という。)から起算して過去七日間において第七十六条第一項の規定により入場料を賦課されてカジノ行為区画(入場し、又は滞在しようとするカジノ施設以外のカジノ施設のカジノ行為区画を含む。)に入場した回数及び同条第三項の規定により入場料を再賦課され、又は同条第五項の規定により入場料

を再々賦課された回数（同号及び次条第一項において「入場等回数」という。）が既に三回に達しているもの（直近の賦課入場時（第七十六条第一項の規定により賦課された入場料の納付後初めてカジノ行為区画に入場した時をいう。））、再賦課基準時（同条第二項に規定する再賦課基準時をいう。）又は再々賦課基準時（同条第四項に規定する再々賦課基準時をいう。））（同号において「賦課入場時等」という。）からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。）

五 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であつて、入場等基準日から起算して過去二十八日間における入場等回数が既に十回に達しているもの（直近の賦課入場時等からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。）

### 第三款 カジノ行為業務

（カジノ行為）

#### 第七十三条（略）

2～5（略）

6 カジノ事業者は、顧客との間でカジノ行為を行うときは、その得喪を争う金銭に代えて、チップ（金銭の額に相当する価値を有するものとして交付又は付与（以下この節及び第九十二条第一項第一号において「交付等」という。）をされる証券、電子機器その他の物又は番号、記号その他の符号であつて、カジノ行為を行うために提示、交付その他の方法により使用することができるものをいう。以下同じ。）を使用しなければならない。

7～9（略）

10 カジノ事業者は、顧客の求めに応じ、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、チップと引換えに、当該チップの価値（当該顧客が特定資金貸付契約（顧客からカジノ行為に供しようとする金銭の貸付けに係る依頼を受け、当該顧客との間でカジノ事業者が締結する特定資金貸付業務に係る契約をいう。以下同じ。）に基づきカジノ事業者に対して債務を有する場合には、当該債務の額を控除した額）に相当する現金又は元本の抛出があり、かつ、容易に換価することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定めるものを当該顧客に交付しなければならない。

11～13（略）

### 第四款 特定金融業務

（特定金融業務の記録）

第七十七条 カジノ事業者は、特定金融業務を行ったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した特定金融業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

一・二（略）

三 当該特定金融業務の種別及び内容

四（略）

（特定資金移動履行保証金の供託）

第八十条 (略)

2 前項又は次条第二項の規定により供託する特定資金移動履行保証金は、国債証券、地方債証券その他のカジノ管理委員会規則で定める債券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）をもってこれに充てることができる。この場合において、当該債券の評価額は、カジノ管理委員会規則で定めるところによる。

（特定資金移動履行保証金保全契約等）

第八十一条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、特定資金移動履行保証金保全契約（銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める者が、特定資金移動業務を行うカジノ事業者のために、カジノ管理委員会の命令に応じて特定資金移動履行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この条において同じ。）を締結したときは、当該特定資金移動履行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額（当該特定資金移動履行保証金保全契約において供託されることとなつていゝ金額をいう。以下この条において同じ。）について、特定資金移動履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2 カジノ管理委員会は、特定資金移動業務を利用する顧客の利益の保護のため必要があるときは、特定資金移動履行保証金保全契約を締結したカジノ事業者又はその契約の相手方に対し、保全金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前条第一項又は前項の規定により供託した特定資金移動履行保証金は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 基準日における特定資金移動要供託額が、その直前の基準日に係る前条第一項又は前項の規定により供託した特定資金移動履行保証金の額と保全金額の合計額を下回るとき。

二 次条第一項の権利の実行の手續が終了したとき。

三 特定資金移動業務に関し負担する債務の履行を完了した場合としてカジノ管理委員会規則で定めるとき。

（特定資金移動履行保証金の還付）

第八十二条 カジノ事業者がその行う特定資金移動業務に関し負担する債務に係る債権者は、第八十条第一項又は前条第二項の規定により供託された特定資金移動履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 6 (略)

（特定資金移動履行保証金の保管替えその他の手續）

第八十三条 前三条に規定するもののほか、カジノ事業者の所在地の変更に伴う第八十条第一項又は第八十一条第二項の規定により供託された特定資金移動履行保証金の保管替えその他特定資金移動履行保証金の供託に関し必要な事項は、カジノ管理委員会規則・法務省令で定める。

（特定資金受入業務の規制）

第八十四条 (略)

- 2 カジノ事業者は、基準日特定資金受入残高(カジノ事業者が毎年三月三十一日及び九月三十日における顧客からの特定資金受入業務に係る受入残高としてカジノ管理委員会規則で定めるところにより算出した額をいう。)が政令で定める額を超えるときは、当該基準日特定資金受入残高の二分の一の額(次項において「特定資金受入要供託額」という。)以上の額に相当する額の受入保証金(同項において「特定資金受入保証金」という。)を、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該カジノ事業者に係るカジノ施設の最寄りの供託所に供託しなければならない。
- 3 第八十条第二項及び前三条の規定は、特定資金受入業務に係る特定資金受入保証金及び特定資金受入要供託額について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定資金貸付業務の規制)

第八十五条 (略)

2 (略)

- 3 カジノ事業者は、貸付金について、利息(みなし利息(礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもってするかを問わず、金銭の貸付けに關し債権者の受ける元本以外の金銭(特定資金貸付契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、カジノ管理委員会規則で定めるものを除く。))のうち、金銭の貸付けに關して顧客に交付された書面の再発行の手数料その他の顧客の要請によりカジノ事業者が行う事務の費用としてカジノ管理委員会規則で定めるものを除いたものをいう。)を含む。以下この項において同じ。)を付することを内容とする特定資金貸付契約を締結し、又は利息を受領し、若しくはその支払を要求してはならない。

4～7 (略)

(取立て行為の規制)

第八十八条 カジノ事業者又は特定資金貸付契約に基づく債権の取立てについて当該カジノ事業者から委託を受けた者(当該者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。)(以下この条において「カジノ事業者等」という。)は、特定資金貸付契約に基づく債権の取立てをするに当たっては、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

- 一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯としてカジノ管理委員会規則で定める時間帯に、顧客に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は顧客の居宅を訪問すること。
- 二 顧客が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号のカジノ管理委員会規則で定める時間帯以外の時間帯に、顧客に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は顧客の居宅を訪問すること。
- 三 正当な理由がないのに、顧客の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は顧客の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。
- 四 顧客の居宅又は勤務先その他の顧客を訪問した場所において、顧客から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から

退去しないこと。

五 立看板、貼り紙、電磁的方法その他何らの方法をもってするかを問わず、顧客の借入れに関する事実その他顧客の私生活に関する事実を顧客以外の者に明らかにすること。

六 顧客に対し、顧客以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により特定資金貸付契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 顧客以外の者に対し、顧客に代わって債務を弁済することを要求すること。

八 顧客以外の者が顧客の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 顧客が、特定資金貸付契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があった場合において、正当な理由がないのに、顧客に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し顧客から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 顧客に対し、前各号（第六号を除く。）に掲げる言動のいずれかをすることを告げること。

2 カジノ事業者等は、特定資金貸付契約に基づく債権の取立てをする場合において、顧客に対して書面又はこれに代わる電磁的方法により支払を催告するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 カジノ事業者の名称、住所及び電話番号

二 支払を催告する者の氏名

三 当該特定資金貸付契約を締結した年月日

四 貸付けの金額

五 支払の催告に係る債権の弁済期

六 支払を催告する金額

七 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

3 前項に定めるもののほか、カジノ事業者等は、特定資金貸付契約に基づく債権の取立てをする場合において、顧客から請求があったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、取立てをする者の氏名又は名称及び住所その他カジノ管理委員会規則で定める事項を当該顧客に明らかにしなければならない。

（債権を譲り受けた者への規制）

第九十条 第七十七条、第八十五条第三項、第四項、第六項及び第七項並びに第八十八条の規定は特定資金貸付契約に基づく債権の譲渡があった場合における当該債権を譲り受けた者が当該債権の取立てをするときについて、前条の規定は当該債権を譲り受けた者が当該債権を他の者に譲渡するときについ



て、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六款 カジノ事業者が行う業務に係る契約

(契約の締結の制限)

第九十四条 カジノ事業者は、その行う業務に関し、次の各号のいずれにも該当する契約以外の契約（カジノ施設利用約款に基づく契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この款において同じ。）を締結してはならない。

一 (略)

二 契約の相手方が次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

イ・ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ニト (略)

(認可の申請)

第九十六条 カジノ事業者は、前条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一 相手方の氏名又は名称及び住所並びに相手方が法人であるときは、その代表者の氏名

二 相手方が法人であるときは、その役員の氏名又は名称及び住所

三 相手方において当該申請に係る契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 当該契約の概要

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項の認可を受けようとする契約の契約書

二ト四 (略)

(認可の基準等)

第九十七条 カジノ管理委員会は、第九十五条第一項の認可の申請があったときは、当該申請に係る契約が第九十四条第一号イからトまでに掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 カジノ管理委員会は、第九十五条第一項の認可の申請について、相手方が第九十四条第二号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当するとき、又は

申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

(認可の取消し)

第九十八条 カジノ管理委員会は、第九十五条第一項の認可をした契約について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、当該認可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により第九十五条第一項の認可を受けたこと。
- 二 第九十四条第一号イからトまでに掲げる基準に適合していないこと。
- 三 相手方が第九十四条第二号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当していること。

(契約の届出)

第九十九条 カジノ事業者は、次に掲げる契約を締結したときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

- 一 第九十五条第一項各号に掲げる契約以外の契約であつて、カジノ事業の健全な運営に影響を及ぼす業務としてカジノ管理委員会規則で定めるものに係るもの
- 二 第九十五条第一項各号及び前号に掲げる契約以外の契約であつて、一年以内に再度同一の相手方と締結するもの

(契約に係る規定の遵守のための措置)

第一百零二条 カジノ事業者は、第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施
- 二 第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のための行為準則の作成
- 三 第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任
- 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

2 第六十八条第三項及び第七十二条第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定は第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第二項第二号」とあるのは、「第百二条第一項第三号」と読み替えるものとする。

第八款 カジノ事業に関するその他の措置

(広告及び勧誘の規制)

第百六条 (略)

2 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して、次に掲げる方法で広告をしてはならない。

一 特定複合観光施設区域以外の地域（主として公共交通機関を利用する外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設として政令で定めるものを除く。次号において同じ。）において、広告物（常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。）を表示すること。

二（略）  
3（略）

（取引の届出等）

第九九条 カジノ事業者は、顧客との間で、カジノ業務に係る取引のうち、チップの交付等をする取引その他の政令で定める取引であつて、政令で定める額を超える現金の受払いをするものを行ったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該取引の内容、金額その他カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

2（略）

第三節 カジノ事業の従業者

（確認の申請）

第一百五九条 カジノ事業者は、前条の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一（略）

二 申請対象者に従事させようとする特定カジノ業務の種類（前条各号に掲げる業務の別並びに同条第一号に掲げる業務に係る同号イからへまでに掲げる事項の別、同条第二号に掲げる業務に係る同号イからニまでに掲げる事項の別、同条第三号に掲げる業務に係る同号イからルまでに掲げる業務の別及び同条第四号のカジノ管理委員会規則で定める業務の別をいう。第一百八条第一項において同じ。）

2（略）

（確認の基準）

第一百六六条（略）

2 カジノ管理委員会は、申請対象者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第一百四十四条の確認をしてはならない。

一（略）

二 この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 (略)

(確認の有効期間等)

第百十七条 (略)

2・3 (略)

4 前二条の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「第四十一条第二項第二号イ(1)、(2)」とあるのは、「第四十一条第二項第二号イ(2)」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(確認の失効)

第百二十条 確認特定カジノ業務従事者について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、第百十四条の確認は、その効力を失う。

一 (略)

二 当該確認に係るカジノ事業者の第三十九条の免許が取り消され、又は失効したとき。

(カジノ事業の従業者に係る規定の遵守のための措置)

第百二十三条 カジノ事業者は、第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百十八条及び前二条の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百十八条及び前二条の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施

二 第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百十八条及び前二条の規定の遵守のための行為準則の作成

三 第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百十八条及び前二条の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

2 第六十八条第三項及び第七十二条第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定は第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百十八条及び前二条の規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第二項第二号」とあるのは、「第百二十三条第一項第三号」と読み替えるものとする。

第四章 カジノ施設供用事業

(カジノ事業の免許に関する規定の準用)

第百三十条 第四十一条第三項、第四十二条及び第四十九条から第五十一条までの規定は第百二十四条の免許について、第四十五条から第四十七条まで、第四十八条第五項、第六項、第十一項及び第十二項、第五十二条、第五十三条(第一項第一号から第六号までを除く。)並びに第五十七条の規定はカジノ

ノ施設供用事業者が行うカジノ施設供用事業について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（認可主要株主等に関する規定の準用）

第三十一条 前章第一節第二款の規定は、カジノ施設供用事業者の認可主要株主等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約）

第三十三条（略）

2・3（略）

4 第九十三条第三項及び第四項並びに第九十六条から第九十二条までの規定は、カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定の業務に従事する者の確認）

第三十四条（略）

2 第十五条から第二十条までの規定は、前項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ施設供用業務に従事する者（第二百六条第六項において「確認特定カジノ施設供用業務従事者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（従業者の制限等）

第三十五条（略）

2（略）

3 第二十三条の規定は、カジノ施設供用業務に従事する者に係る措置について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## 第五章 認可施設土地権利者

（認可等）

第三十六条（略）

2 前項の認可を受けないでした同項に規定する取引又は行為（施設土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為に限り、政令で定める取引又は行為を除く。）は、その効力を生じない。

3～7（略）

(認可の基準)

第三百三十八条 (略)

2 第六十条第二項の規定は、第三百三十六条第一項及び第五項ただし書の認可の申請について準用する。この場合において、第六十条第二項中「前項第二号」とあるのは「第三百三十八条第一項第一号ロ」と、「法人等」とあるのは「法人」と読み替えるものとする。

第六章 カジノ関連機器等製造業等

第一節 カジノ関連機器等製造業等の許可等

(許可の申請)

第四百四十四条 (略)

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 定款及び登記事項証明書

三 三六 (略)

(許可の基準等)

第四百四十五条 カジノ管理委員会は、第四百四十三条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 一五 (略)

六 定款及び第四百四十八条第一項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を適正に遂行するために十分なものであること。

2 カジノ管理委員会は、第四百四十三条第一項の許可の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該許可を与えてはならない。

一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 会社法に規定する会社でない者

ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 申請者の役員のうちに次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1) (略)

(2) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(3) (略)

ロ (略)

三 (略)

(許可の有効期間等)

第百四十六条 (略)

2・3 (略)

4 第百四十四条及び前条（第二項第一号イを除く。）の規定並びに第百四十九条において準用する第四十二条の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、前条第二項第二号イ(1)中「第四十一条第二項第二号イ(1)」とあるのは、「第四十一条第二項第二号イ(2)」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(変更の承認等)

第百四十七条 (略)

2 第百四十五条（第二項第一号を除く。）の規定は、前項の承認について準用する。

3 (略)

(カジノ事業の免許に関する規定の準用)

第百四十九条 第四十一条第三項、第四十二条、第四十五条から第四十七条まで、第四十八条第六項、第四十九条（第四号を除く。）、第五十一条（第一項第三号を除く。）、第五十二条及び第五十七条の規定は、カジノ関連機器等製造業者等及びカジノ関連機器等製造業等並びに第百四十二条第一項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(カジノ関連機器等外国製造業の認定)

第百五十条 (略)

2 第四百四十三条第二項、第四百四十四条（第一項第二号を除く。）及び第四百四十五条から前条までの規定は、カジノ関連機器等外国製造業並びに前項の認定について準用する。この場合において、第四百四十六条第四項中「第四百四十四条」とあるのは、「第四百四十四条（第一項第二号を除く。）」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 第三節 カジノ関連機器等製造業等の従業者

第五百五十八条（略）

2（略）

3 第一百五十五条から第二十号までの規定は第一項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ関連機器等製造業等に従事する者（以下この項及び第二百八条第三項において「確認特定カジノ関連機器等製造業等従事者」という。）について、第二百二十三条の規定は確認特定カジノ関連機器等製造業等従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 第四節 指定試験機関

（指定試験機関の認可主要株主等）

第六百六十四条 第三章第一節第二款の規定は、指定試験機関（株式会社であるものに限る。第九十九条第一項及び第二百五条第一項において同じ。）の認可主要株主等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定の業務に従事する者の確認）

第六百六十五条（略）

2 第一百五十五条から第二十号までの規定は前項の確認及び当該確認を受けた特定試験業務に従事する者（以下この項及び第二百十条第三項において「確認特定試験業務従事者」という。）について、第二百二十三条の規定は確認特定試験業務従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 第七章 カジノ施設への入場等の制限

（入場制限）

第七百七十三条 第六十九条各号に掲げる者は、政令で定める場合を除き、カジノ施設に入場し、又は滞在してはならない。

（カジノ行為の制限）

第七百七十四条（略）

2 次の各号に掲げる者は、政令で定める場合を除き、当該各号に定めるカジノ施設において、カジノ行為を行ってはならない。

一 推進法第十七条第一項に規定する本部長、推進法第十八条第一項に規定する副本部長、推進法第十九条第一項に規定する本部員及び推進法第二十二



条第二項に規定する事務局長その他の職員 全てのカジノ施設

二 基本方針及び区域整備計画に関する事務に従事する政府職員（前号に掲げる者を除く。） 全てのカジノ施設

三 カジノ管理委員会の委員長、委員、専門委員及び事務局の職員 全てのカジノ施設

四 認定都道府県等の職員（当該認定都道府県等に係る認定区域整備計画に関する事務に従事する者に限る。） 当該認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域に設置されるカジノ施設

五 カジノ事業者の従業者（役員以外の者にあつては、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に従事する者に限る。） 当該カジノ事業者が設置するカジノ施設

六 カジノ施設供用事業者の従業者（役員以外の者にあつては、カジノ施設供用業務に従事する者に限る。） 当該カジノ施設供用事業者が管理するカジノ施設

## 第八章 入場料及び認定都道府県等入場料

### 第一節 入場料及び認定都道府県等入場料の賦課等

（入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の納付等）

第七十九条 カジノ事業者は、政令で定めるところにより、各月ごとに、前条の規定により徴収すべき入場料の額に相当する額（以下この章において「入場料納入金」という。）及び認定都道府県等入場料の額に相当する額（以下この章において「認定都道府県等入場料納入金」という。）を、その翌月の政令で定める日までに国に納付しなければならない。

2 国は、認定都道府県等入場料納入金の納付があつたときは、政令で定めるところにより、当該認定都道府県等入場料納入金として納付された額を、当該納付があつた月の翌々月の末日までに認定都道府県等に払い込むものとする。

3 （略）

### 第二節 申告及び徴収

（入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の申告等）

第八十三条 カジノ事業者は、各月ごとに、当該月に係る第七十九条第一項の規定により納付すべき入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の額その他カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した申告書を、その翌月の政令で定める日までにカジノ管理委員会に提出しなければならない。

2 6 （略）

（特別加算金）

第八十五条 前条第一項本文に規定する場合において、カジノ事業者がその入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき申告書を提出していたときは、政令で定めるところにより、当該カジノ事業者に対し、加算金の額の計算の基礎となるべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額（その入場料納入金又は認定都道府

県等入場料納入金の額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額とし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に係る加算金に代え、当該基礎となるべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額に百分の三十五を乗じて得た額の特別加算金を徴収する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により徴収する特別加算金について準用する。

(政令への委任)

第百九十一条 この節に定めるもののほか、入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の申告及び徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第九章 国庫納付金及び認定都道府県等納付金

### 第一節 国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付等

(国庫納付金の納付等)

第百九十二条 カジノ事業者は、政令で定めるところにより、各月ごとに、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額の合計額（以下この章において「国庫納付金」という。）を、その翌月の政令で定める日までに国に納付しなければならない。

一 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額とハに掲げる額の合計額（以下この節において「カジノ行為粗収益」という。）の百分の十五に相当する額

イ 当該カジノ事業者が当該各月に顧客から交付等を受けたチップの価額（それと引換えに第七十三条第十項に規定する現金又はカジノ管理委員会規則で定めるものを交付したチップの価額を除く。）の総額

ロ 当該カジノ事業者が当該各月に顧客に対して交付等をしたチップの価額（第七十三条第八項に規定する現金による支払、カジノ管理委員会規則で定める支払手段による支払若しくはカジノ行為関連景品類による支払又は同条第九項に規定するクレジットカードの利用による支払を受けて交付等をしたチップの価額を除く。）の総額

ハ 当該カジノ事業者が当該各月に行わせた顧客相互間のカジノ行為により得られた利益に相当する額

二 カジノ管理委員会が行うカジノ施設に関する秩序の維持及び安全の確保を図るための必要かつ合理的な施策に要する費用のうち当該カジノ事業者に負担させることが相当なものの額としてカジノ管理委員会が定める額

2 (略)

(認定都道府県等納付金の納付等)

第百九十三条 カジノ事業者は、認定都道府県等に納付する納付金として、政令で定めるところにより、各月ごとに、当該月のカジノ行為粗収益の百分の十五に相当する額（以下この章において「認定都道府県等納付金」という。）を、その翌月の政令で定める日までに国に納付しなければならない。

2 (略)

3 国は、認定都道府県等納付金の納付があつたときは、政令で定めるところにより、当該認定都道府県等納付金として納付された額を、当該納付があつた月の翌々月の末日までに認定都道府県等に払い込むものとする。

#### 第二節 申告及び徴収

第百九十五条 前章第二節の規定は、国庫納付金及び認定都道府県等納付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### 第十三章 罰則

第二百三十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

六 第六十九条の規定に違反して、同条各号に掲げる者をカジノ施設に入場させ、若しくは滞在させたとき、又は第七十三条第一項の規定に違反して、第七十四条第二項の規定によりカジノ行為を行つてはならないこととされている者にカジノ行為を行わせたとき。

七 二十四 (略)

2・3 (略)

第二百四十九条 偽計又は威力を用いてカジノ行為の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第一章の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三・四 (略)

○当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号) (抄)

(罰則)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを十年以下の懲役又は、百万円以下の罰金に処する。

一 第六条第七項の規定に違反し、当せん金付証券を転売した者

二 第十一条第一項の規定に違反し、当せん金品を支払い、若しくは交付し、又は受領した者

三 第十四条の規定に違反し、第六条第一項の規定により受託銀行等が委託を受けた事務に関し、その勘定に属する資金を貸付け、投資その他の通常の業務に使用し、又はその経理を他の勘定と区分してなさず、若しくは虚偽の経理をした者

四 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 前条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 (略)

第十九条 受託銀行等の代表者、代理人又は使用人その他の従業者が、その受託銀行等の業務に関して、前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その受託銀行等に対しても、同項の罰金刑を科する。

○自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）（抄）

#### 第六章 罰則

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一条第五項の規定に違反した者

二 競輪に関して、勝者投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条各号のいずれかに該当する者であつて当該各号に掲げる競輪に関し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの

二 業として車券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から車券の購入の委託を受けた者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反した者

二 第五十六条第一号の違反行為の相手方となつた者

三 第十条第三号に該当する者であつて同号に掲げる競輪以外の競輪に関し第五十六条第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第十条各号に掲げる者以外の者であつて第五十六条第二号の違反行為の相手方となつたもの

第五十九条 第九条又は第十条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により車券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 競輪の選手が、その競走に関して賄賂<sup>ろ</sup>を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第六十一条 競輪の選手になろうとする者が、その行ふべき競走に関して請託を受けて賄賂<sup>ろ</sup>を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、競輪の選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 競輪の選手であつた者が、その選手であつた期間中請託を受けてその競走に関して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関して、賄賂<sup>ろ</sup>を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第六十二条 前二条の場合において、收受した賄賂<sup>ろ</sup>は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十三条 第六十条又は第六十一条に規定する賄賂<sup>ろ</sup>を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第六十四条 偽計又は威力を用いて競輪の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第六十五条 競輪においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十六条 第二十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第四十八条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八条の許可を受けないで、競輪関係業務の全部を廃止した者
- 二 第三十二条又は第四十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 三 第四十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 四 第五十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第五十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条から第五十九条まで及び前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

○小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）（抄）

#### 第七章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第二項の規定に違反した者
- 二 小型自動車競走に関して、勝車投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十四条各号のいずれかに該当する者であつて当該各号に掲げる小型自動車競走に関し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの
- 二 業として勝車投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝車投票券の購入の委託を受けた者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条の規定に違反した者
- 二 第六十一条第一号の違反行為の相手方となつた者
- 三 第十四条第三号に該当する者であつて同号に掲げる小型自動車競走以外の小型自動車競走に関し第六十一条第二号の違反行為の相手方となつたもの  
又は第十四条各号に掲げる者以外の者であつて第六十一条第二号の違反行為の相手方となつたもの

第六十四条 第十三条又は第十四条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝車投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 小型自動車競走の選手が、その競走に関して賄賂<sup>ろ</sup>を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第六十六条 小型自動車競走の選手になろうとする者が、その行うべき競走に関して請託を受けて賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、小型自動車競走の選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 小型自動車競走の選手であつた者が、その選手であつた期間中請託を受けてその競走に関して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關して、賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第六十七条 前二条の場合において、收受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十八条 第六十五条又は第六十六条に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第六十九条 偽計又は威力を用いて小型自動車競走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第七十条 小型自動車競走においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第三十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第五十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十二条の許可を受けないで、小型自動車競走関係業務の全部を廃止した者
- 二 第三十六条又は第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 三 第四十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第五十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第五十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第六十一条から第六十四条まで及び前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

○モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）（抄）

第七章 罰則

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二条第五項の規定に違反した者
- 二 競走に関して、勝舟投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十一条各号のいずれかに該当する者であつて当該各号に掲げる競走に関し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの
- 二 業として舟券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から舟券の購入の委託を受けた者

第六十七条 第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の規定に違反した者
- 二 第六十五条第一号の違反行為の相手方となつた者
- 三 第十一条第三号に該当する者であつて同号に掲げる競走以外の競走に関し第六十五条第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第十一条各号に掲げる者以外の者であつて第六十五条第二号の違反行為の相手方となつたもの

第六十九条 第十一条又は第十二条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により舟券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九条又は第五十二条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 二 第四十一条第一項又は第五十四条第一項の規定による許可を受けないで業務の全部を廃止した者
- 三 第六十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第六十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十五条から前条までの違反行為を



したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十二条 競走の選手が、その競走に関して賄賂<sup>ろ</sup>を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第七十三条 競走の選手になろうとする者が、その行うべき競走に関して請託を受けて賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、競走の選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 競走の選手であつた者が、その選手であつた期間中請託を受けてその競走に関して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関して、賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第七十四条 前二条の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十五条 第七十二条又は第七十三条に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第七十六条 偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第七十七条 競走においてその公正を害すべき方法により競走をすることを共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をした競走実施機関又は船舶等振興機関の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第三十七条第二項又は第五十条第三項の規定に違反して、事業報告書、貸借対照表、収支決算書若しくは財産目録を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

三 第五十一条第二項の規定に違反したとき。

四 第四十条又は第五十三条の規定による国土交通大臣の命令に違反したとき

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（抄）

## 第七章 罰則

第三十二条 第三条の規定による場合を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、又は提供することを約させて指定試合又は特定指定試合の結果の予想をさせ、当該予想と当該指定試合又は当該特定指定試合の結果との合致に応じて財産上の利益を提供することを約して利益を図った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であつて前条の違反行為の相手方となつたもの
- 二 業としてスポーツ振興投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者からスポーツ振興投票券の購入の委託を受けた者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条の規定に違反した者
- 二 第十条第一項各号及び第二項各号に掲げる者以外の者であつて第三十二条の違反行為の相手方となつたもの

第三十五条 第九条又は第十条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定によりスポーツ振興投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方がスポーツ振興投票券の発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 機構の役員若しくは職員又は第十条第二項第二号から第四号までに掲げる者（次条において「対象試合関係者」という。）が、その担当する第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与する指定試合に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第三十八条 機構の役員若しくは職員又は対象試合関係者にならうとする者が、その担当すべき第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与すべき指定試合に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、機構の役員若しくは職員又は対象試合関係者となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 機構の役員若しくは職員又は対象試合関係者であった者が、その在職中に請託を受けてその担当した第二十四条に規定する業務に係る職務又はその関与した指定試合に関して不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

第三十九条 前二条の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条又は第三十八条に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者

二 不正の利益を得るために指定組織の役員若しくは職員又は第十条第三項第二号から第四号までに掲げる者に対してその担当する特定対象試合の開催その他の政令で定める業務に係る職務又はその関与する特定指定試合に関して金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十一条 偽計又は威力を用いて指定試合又は特定指定試合の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 指定試合においてその公正を害すべき方法による試合を共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）（抄）

## 第二章 刑事処分

### （勧誘等）

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

### （周旋等）

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。
  - 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。

- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(困惑等による売春)

- 第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
- 2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。
  - 3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

- 2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

- 第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

- 第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
- 2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

- 第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。  
2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

(刑の執行猶予の特例)

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十五条第二項ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

○大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号) (抄)

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して、大麻に関する広告をした者

二・三 (略)

2 (略)

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十四条第二項若しくは第三項若しくは第二十四条の二第二項若しくは第三項の罪を犯し、又は第二十四条の三第二項若しくは第三項若しくは前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

○覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（抄）

第四十一条の五 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 （略）

三 第二十条の二（広告の制限）の規定に違反した者

四 （略）

2 （略）

（両罰規定）

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第四十一条第二項若しくは第三項、第四十一条の二第二項若しくは第三項の罪を犯し、又は第四十一条の三第二項若しくは第三項、第四十一条の四第二項若しくは第三項、第四十一条の五、第四十二条若しくは第四十二条の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

○麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜五 （略）

六 第二十九条の二の規定に違反した者

七 （略）

第七十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜十三 （略）

十四 麻薬処方せんを偽造し、又は変造した者

十五〜十七 （略）

十八 第五十条の十八において準用する第二十九条の二の規定に違反した者

十九〜二十一 （略）

第七十一条 第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条、第五十条の十五第二項又は第五十八条の二第一項の規定に違反した者は、六

月以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十二条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 一三 (略)
- 四 向精神薬処方せんを偽造し、又は変造した者
- 五 十一 (略)

第七十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十八条の六第一項の規定による精神保健指定医の診察を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第五十八条の六第三項の規定により出頭を求められて出頭せず、又は同項の規定によりとどまることを求められてとどまらなかった者
- 三 第五十八条の六第五項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十四条第二項若しくは第三項、第六十四条の二第二項若しくは第三項、第六十五条第二項若しくは第三項、第六十六条第二項若しくは第三項、第六十六条の三第二項若しくは第三項、第六十六条の二第二項若しくは第三項、第六十九条、第七十条から第七十二条まで若しくは前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

○あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）（抄）

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一条第二項若しくは第三項若しくは第五十二条第二項若しくは第三項の罪を犯し、又は第五十五条若しくは第五十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）（抄）

第八十三条の九 第七十六条の四の規定に違反して、業として、指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者又は指定薬物を所持した者（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列した者に限る。）は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜二十四 (略)

二十五 第七十条第一項若しくは第七十六条の七第一項の規定による命令に違反し、又は第七十条第二項若しくは第七十六条の七第二項の規定による廃棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十六 第七十六条の四の規定に違反した者（前条に該当する者を除く。）

二十七 (略)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜八 (略)

九 第七十六条の五の規定に違反した者

十 第七十六条の七の二第一項の規定による命令に違反した者

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜二十二 (略)

二十三 第七十六条の六第二項の規定による命令に違反した者

二十四 第七十六条の七の二第二項の規定による命令に違反した者

二十五 (略)

2 (略)

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〜十二 (略)

十三 第六十九条第一項から第四項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第六十九条第一項から第四項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による立入検査（第六十九条の二第一項及び第二項の規定により機構が行うものを含む。）若しくは第十九条第四項若しくは第七十六条の八第一項の規定による収去（第六十九条の二第一項及び第二項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六十九条第一項から第四項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による質問（第六十九条の二第一項及び第二項の規定により機構が行うものを含む。）に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

十四 (略)

十五 第七十六条の六第一項の規定による命令に違反した者

十六・十七 (略)



第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第八十三条の九又は第八十四条（第三号、第五号、第六号、第八号、第十三号、第十五号、第十八号、第十九号、第二十一号から第二十五号（第七十条第二項及び第七十条第二項及び第七十六条の七第二項の規定に係る部分を除く。）までに係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑
- 二 第八十四条（第三号、第五号、第六号、第八号、第十三号、第十五号、第十八号、第十九号、第二十一号から第二十五号（第七十条第二項及び第七十六条の七第二項の規定に係る部分を除く。）までに係る部分を除く。）第八十五条、第八十六条第一項、第八十六条の三第一項、第八十七条又は第八十八条 各本条の罰金刑

○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）

### 第三章 罰則

（業として行う不法輸入等）

第五条 次に掲げる行為を業とした者（これらの行為と第八条の罪に当たる行為を併せてすることを業とした者を含む。）は、無期又は五年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二（所持に係る部分を除く。）、第六十五条、第六十六条（所持に係る部分を除く。）、第六十六条の三又は第六十六条の四（所持に係る部分を除く。）の罪に当たる行為をすること。
- 二 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二（所持に係る部分を除く。）の罪に当たる行為をすること。
- 三 あへん法第五十一条又は第五十二条（所持に係る部分を除く。）の罪に当たる行為をすること。
- 四 覚せい剤取締法第四十一条又は第四十一条の二（所持に係る部分を除く。）の罪に当たる行為をすること。

（薬物犯罪収益等隠匿）

第六条 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。
- 3 第一項の罪を犯す目的をもって、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（薬物犯罪収益等收受）

第七条 情を知って、薬物犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の

履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が薬物犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

（規制薬物としての物品の輸入等）

第八条 薬物犯罪（規制薬物の輸入又は輸出に係るものに限る。）を犯す意思をもって、規制薬物として交付を受け、又は取得した薬物その他の物品を輸入し、又は輸出した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 薬物犯罪（規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係るものに限る。）を犯す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡し、若しくは譲り受け、又は規制薬物として交付を受け、若しくは取得した薬物その他の物品を所持した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（あおり又は唆し）

第九条 薬物犯罪（前条及びこの条の罪を除く。）、第六条の罪若しくは第七条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（国外犯）

第十条 第五条から第七条まで及び前条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

（薬物犯罪収益等の没収）

第十一条 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第六条第一項若しくは第二項又は第七条の罪が薬物犯罪収益又は薬物犯罪収益に由来する財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき第三号から第五号までに掲げる財産の全部を没収することが相当でないこと認められるときは、その一部を没収することができる。

一 薬物犯罪収益（第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係るものを除く。）

二 薬物犯罪収益に由来する財産（第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係る薬物犯罪収益の保有又は処分に基づき得たものを除く。）

三 第六条第一項若しくは第二項又は第七条の罪に係る薬物犯罪収益等

四 第六条第一項若しくは第二項又は第七条の犯罪行為より生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

五 前二号の財産の果実として得た財産、前二号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前二号の財産の保有又は処分に基づき得た財産

2 前項の規定により没収すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないこと認められるときは、同項の規定にかかわらず、これを没収しないことができる。

3 次に掲げる財産は、これを没収することができる。

一 薬物犯罪収益（第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る。）

- 二 薬物犯罪収益に由来する財産（第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係る薬物犯罪収益の保有又は処分に基づき得たものに限る。）
- 三 第六条第三項の罪に係る薬物犯罪収益等
- 四 第六条第三項の犯罪行為より生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産
- 五 前二号の財産の果実として得た財産、前二号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前二号の財産の保有又は処分に基づき得た財産

（薬物犯罪収益等が混和した財産の没収等）

第十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第十四条及び第十五条の規定は、前条の規定による没収について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第十四条中「前条第一項各号又は第四項各号」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第十一條第一項各号又は第三項各号」と読み替えるものとする。

（追徴）

第十三条 第十一条第一項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第二項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。

2 第十一条第三項に規定する財産を没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。

（薬物犯罪収益の推定）

第十四条 第五条の罪に係る薬物犯罪収益については、同条各号に掲げる行為を業とした期間内に犯人が取得した財産であつて、その価額が当該期間内における犯人の稼働の状況又は法令に基づく給付の受給の状況に照らし不相当に高額であると認められるものは、当該罪に係る薬物犯罪収益と推定する。

（両罰規定）

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五条から第九条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



第百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘若しくは特定投資家等取得有価証券一般勧誘又はこれらの届出が受理されていないのに当該募集、売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘若しくは特定投資家等取得有価証券一般勧誘又はこれらの取扱いをした者

二 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の第五項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。））、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し、又は送付した者

三 第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第七項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の八第九項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十第四項の規定による公告を行わない者

五 第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその添付書類、第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十條第一項の規定による訂正報告書、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内部統制報告書若しくはその添付書類、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十條第一項の規定による訂正報告書、第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書を提出しない者

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準

用する場合を含む。)、第二十四条の五第一項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。))若しくは第二十四条の五第四項若しくは第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による添付書類、内部統制報告書若しくはその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。))若しくは第二十四条の七第三項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第八項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の十第十一項の規定による対質問回答報告書、同条第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第三項(第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。))若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

七 第二十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による書類(第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。))の写しの公衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供した者

八 第二十七条の九第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による公開買付説明書又は第二十七条の九第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定により訂正した公開買付説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

九 第二十七条の六第一項の規定に違反して公開買付けの買付条件等の変更を行う旨の公告を行つた者又は第二十七条の十一第一項ただし書(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定に該当しないにもかかわらず、第二十七条の十一第一項本文(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付けの撤回等を行う旨の公告を行つた者

十 第二十七条の二十二の三第二項の規定による通知を行わず、又は虚偽の通知を行つた者

十一 特定勧誘等について、当該特定勧誘等に係る特定証券情報が提供され、又は公表されていないのに当該特定勧誘等又はその取扱いをした者

十二 第二十七条の三十二第二項若しくは第二項の規定による発行者情報の提供若しくは公表をしない者又は同条第四項の規定(発行者情報に係る部分に限る。))に違反した者

十三 第四十二(略)

十四 第五十七條、第五十八條若しくは第五十九條の規定に違反した者(当該違反が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合に限る。))又は第六十六條第一項若しくは第三項若しくは第六十七條第一項若しくは第三項の規定に違反した者

十五 第六十七條の二第一項の規定に違反した者(当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等を行うことを勧められた者が当該違反に係る第六十六條第一項に規定する業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る特定有価証券等に係る売買等を

した場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）

十五 第六十七條の二第二項の規定に違反した者（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の買付け等若しくは売付け等をすることを勧められた者が当該違反に係る公開買付け等事実について第六十七條第一項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）

第九十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜七 （略）

八 第九十二條第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反した者

第九十九條 第七十五條、第七十九條の四、第六條の六第二項において準用する同条第一項、第六條の二十七（第九條において準用する場合を含む。）、第五十一條（第五十三條の四において準用する場合を含む。）、第五十五條の九、第五十六條の十五、第五十六條の二十の十二、第五十六條の三十四、第五十六條の五十八若しくは第五十六條の八十の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合には、その行為をした認可金融商品取引業協会若しくは第七十八條第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五條第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、第五十六條の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関若しくは取引情報蓄積機関（以下この条において「認可金融商品取引業協会等」という。）、金融商品取引所の子会社（第八十七條の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）、金融商品取引所持株会社の子会社、商品取引所の子会社、商品取引所持株会社の子会社、商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者、外国金融商品取引所の外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の清算参加者若しくは取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は認可金融商品取引業協会等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六條（第十二條、第二十三條の二第二項、第二十四條第七項、第二十四條の二第三項、第二十四條の四の第五項、第二十四條の四の五第二項、第二十四條の四の七第五項、第二十四條の五第六項及び第二十四條の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四條の六第三項を除く。）を第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條の七第四項（同条第六項（第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條の三第四項（第二十七條の八第六項（第二十七條の十三第三項において準用する場合を含む。））、第二十七條の十一第四項、第二十七條の十三第三項並びに第二十七條の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者

二 第七條第一項前段、第九條第一項又は第十條第一項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出し

ない者

三 第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五 第二十四条の第二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項、同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。）の写しを公衆の縦覧に供しない者

七 第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第六項又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八 第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九 第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十 第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書又は同条第十一項の規定による対質問回答報告書を提出しない者

十一 第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は



第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二 第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十二の二 重要な事項につき第二十七条の三十一第四項の規定による訂正特定証券情報の提供若しくは公表をしない者又は当該訂正特定証券情報につき同条第五項の規定（訂正特定証券情報に係る部分に限る。）に違反した者

十二の三十九（略）

二十 第六十八條の規定に違反した者

二十一 第七十條又は第七十一條の規定に違反して、表示をした者

## 第二百三条（略）

### 2（略）

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百五五條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第四項、同条第六項（第二十三條の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三條第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三條の十二第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十七條において準用する場合を含む。）、第十五條第六項（第二十三條の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する第十五條第二項から第四項まで、第二十三條第二項（第二十三條の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の八第三項（第二十七條において準用する場合を含む。）又は第二十四條の二第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十七條の十第八項において準用する第二十七條の八第二項から第四項までの規定又は第二十七條の十第十二項において準用する第二十七條の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三 第二十七條の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七條の二十七（第二十七條の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四 第二十七條の十五第二項（第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十六條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十二第一項（第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七條の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項又は第九十三條の二第六項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 第二十六條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十二第一項（第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項又は第七十七條第一項第三号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六の二（十八）（略）

十九 第六百六十三条若しくは第六百六十五条の二第一項若しくは第二項の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第六百六十四条第五項若しくは第六百六十五条の二第十項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

二十 第六百六十五条、第六百六十五条の二第十五項又は第六百六十九条の規定に違反した者

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第九十七号 七億円以下の罰金刑
  - 二 第九十七号の二（第十一号及び第十二号を除く。）又は第九十七号の三 五億円以下の罰金刑
  - 三 第九十八号（第四号の二及び第五号を除く。）又は第九十八号の三から第九十八号の五まで 三億円以下の罰金刑
  - 四 第九十八号の六（第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十五号を除く。）又は第九十九号 二億円以下の罰金刑
  - 五 第二百条（第十二号の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二及び第十九号を除く。）又は第二百一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで 一億円以下の罰金刑
  - 六 第九十八号第四号の二、第九十八号の六第八号、第九号、第十二号、第十三号若しくは第十五号、第二百条第十二号の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二若しくは第十九号、第二百一条（第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十一号までを除く。）、第二百五条から第二百五条の二の二まで、第二百五条の二の三（第十三号及び第十四号を除く。）又は前条（第五号を除く。） 各本条の罰金刑
- 2・3 （略）

○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

（詐欺再生罪）

第二百五十五条 再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債権者について再生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となった者も、再生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

- 一 債権者の財産を隠匿し、又は損壊する行為
- 二 債権者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為
- 三 債権者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為
- 四 債権者の財産を債権者の不利益に処分し、又は債権者に不利益な債務を債権者が負担する行為

2 前項に規定するもののほか、債務者について管理命令又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者を害する目的で、管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その債務者の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)

第二百五十六条 債務者が、再生手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、再生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第二百五十八条 第五十九条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であつた者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百二十三条第八項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第五十九条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であつた者（以下この項において「報告義務者」という。）の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項において「代表者等」という。）が、その報告義務者の業務に関し、同条第一項若しくは同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者の法定代理人の代理人、使用人その他の従業者が、その法定代理人の業務に関し、第二百二十三条第八項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、前項と同様とする。

3 再生債務者が第五十九条第一項（第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百二十三条第八項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4 第五十九条第三項に規定する再生債務者の子会社等（同条第四項の規定により再生債務者の子会社等とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者等が、その再生債務者の子会社等の業務に関し、同条第三項（第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

(業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪)

第二百五十九条 再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(監督委員等に対する職務妨害の罪)

第二百六十条 偽計又は威力を用いて、監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(贈賄罪)

第二百六十二条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(両罰規定)

第二百六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条(第一項を除く。)、第二百五十九条、第二百六十条、第二百六十二条又は第二百六十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)(抄)

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第六十五条 第四十一条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であった者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項(これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。 )の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第四十一条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であった者(以下この項において「報告義務者」という。 )の代表者、代理人、使用人その他の従業者(第四項において「代表者等」という。 )が、その報告義務者の業務に関し、同条第一項又は同条第二項において準用する同条第一項(これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。 )の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 債務者又はその法定代理人が第四十一条第一項(第五十五条第一項において準用する場合を含む。 )の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4 第四十一条第三項に規定する債務者の子会社等(同条第四項の規定により債務者の子会社等とみなされるものを含む。以下この項において同じ。 )の代表者等が、その債務者の子会社等の業務に関し、同条第三項(第五十五条第一項において準用する場合を含む。 )の規定による報告若しくは検査を拒

み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

(承認管財人等に対する職務妨害の罪)

第六十六条 偽計又は威力を用いて、承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(贈賄罪)

第六十八条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項又は第四項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)

第六十九条 第三十一条第一項の規定により債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならぬものとされた場合において、債務者がこれに違反する行為をしたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理が第三十五条第一項(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定又は第四十条第三項(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)において準用する第三十五条第一項の規定に違反したときも、前項と同様とする。

(両罰規定)

第七十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第六十五条(第一項を除く。)、第六十六条、第六十八条又は第六十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○会社更生法(平成十四年法律第百五十四号) (抄)

(詐欺更生罪)

第二百六十六条 更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者(株式会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。)又は株主を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為

の相手方となった者も、更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一 株式会社の財産を隠匿し、又は損壊する行為

二 株式会社の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三 株式会社の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四 株式会社の財産を債権者、担保権者若しくは株主の不利に処分し、又は債権者、担保権者若しくは株主に不利益な債務を株式会社が負担する行為

2 前項に規定するもののほか、株式会社について更生手続開始の決定がされ、又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者、担保権者又は株主を害する目的で、管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その株式会社の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

(特定の債権者等に対する担保の供与等の罪)

第二百六十七条 株式会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、更生手続開始の前後を問わず、その株式会社の業務に関し、特定の債権者又は担保権者に対するその株式会社の債務について、他の債権者又は担保権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつてその株式会社の義務に属せず又はその方法若しくは時期がその株式会社の義務に属しないものをし、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第二百六十九条 第七十七条第一項又は第二百九条第三項に規定する者が第七十七条第一項(第三十四条第一項、第三十八条又は第二百二十六条において準用する場合を含む。 )又は第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七十七条第一項又は第二百九条第三項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者(第四項において「代表者等」という。 )が、第七十七条第一項又は第二百九条第三項に規定する者の業務に関し、第七十七条第一項(第三十四条第一項、第三十八条又は第二百二十六条において準用する場合を含む。 )又は第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 第七十七条第一項に規定する者(同項に規定するこれらの者であつた者を除く。 )又は第二百九条第三項に規定する者(同項に規定するこれらの者であつた者を除く。 )が、その更生会社の業務に関し、第七十七条第一項(第三十四条第一項、第三十八条又は第二百二十六条において準用する場合を含む。 )又は第二百九条第三項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4 第七十七条第二項に規定する更生会社の子会社の代表者等が、その更生会社の子会社の業務に関し、同項(第三十四条第一項、第三十八条又は第二百二十六条において準用する場合を含む。 )の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

(業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪)

第二百七十条 更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者又は株主を害する目的で、株式会社の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処

し、又はこれを併科する。

(管財人等に対する職務妨害の罪)

第二百七十一条 偽計又は威力を用いて、管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(贈賄罪)

第二百七十三条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(両罰規定)

第二百七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条(第一項を除く。)、第二百七十条、第二百七十一条又は第二百七十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○破産法(平成十六年法律第七十五号) (抄)

(詐欺破産罪)

第二百六十五条 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者(相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産。次項において同じ。)について破産手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、破産手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

- 一 債務者の財産(相続財産の破産にあつては相続財産に属する財産、信託財産の破産にあつては信託財産に属する財産。以下この条において同じ。)を隠匿し、又は損壊する行為
- 二 債務者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為
- 三 債務者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為
- 四 債務者の財産を債権者の不利益に処分し、又は債権者に不利益な債務を債務者が負担する行為

2 前項に規定するもののほか、債務者について破産手続開始の決定がされ、又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者を害する目的で、破産管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その債務者の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)

第二百六十六条 債務者(相続財産の破産にあつては相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者を、信託財産の破産にあつては受託者等を含む。以下この条において同じ。)が、破産手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に關する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、破産手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(説明及び検査の拒絶等の罪)

第二百六十八条 第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二百三十一条(同条第二項において準用する場合を含む。)、又は第二百四十四条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九十六条第一項において準用する第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者も、同様とする。

2 第四十条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であつた者、第二百三十一条各号に掲げる者(相続人を除く。))若しくは同項第二号若しくは第三号に掲げる者(相続人を除く。))であつた者又は第二百四十四条の六第一項各号に掲げる者若しくは同項各号に掲げる者であつた者(以下この項において「説明義務者」という。))の代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下この項及び第四項において「代表者等」という。))が、その説明義務者の業務に關し、第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))、第二百三十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))又は第二百四十四条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときも、前項前段と同様とする。説明義務者の代表者等が、その説明義務者の業務に關し、第九十六条第一項において準用する第四十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときも、同様とする。

3 破産者が第八十三条第一項(第九十六条第一項において準用する場合を含む。))の規定による検査を拒んだとき、相続財産について破産手続開始の決定があつた場合において第二百三十一条第一項第二号若しくは第三号に掲げる者が第八十三条第一項の規定による検査を拒んだとき又は信託財産について破産手続開始の決定があつた場合において受託者等が同項(第九十六条第一項において準用する場合を含む。))の規定による検査を拒んだときも、第一項前段と同様とする。

4 第八十三条第二項に規定する破産者の子会社等(同条第三項において破産者の子会社等とみなされるものを含む。以下この項において同じ。))の代表者等が、その破産者の子会社等の業務に關し、同条第二項(第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定による説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は第八十三条第二項の規定による検査を拒んだときも、第一項前段と同様とする。

(重要財産開示拒絶等の罪)



第二百六十九条 破産者（信託財産の破産にあつては、受託者等）が第四十一条（第二百四十四条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出を拒み、又は虚偽の書面を裁判所に提出したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）

第二百七十条 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産（相続財産の破産にあつては相続財産に属する財産、信託財産の破産にあつては信託財産に属する財産）の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者（相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産）について破産手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二百五十五条第二項の規定により閉鎖された破産財団に関する帳簿を隠滅し、偽造し、又は変造した者も、同様とする。

（審尋における説明拒絶等の罪）

第二百七十一条 債務者が、破産手続開始の申立て（債務者以外の者がしたものを除く。）又は免責許可の申立てについての審尋において、裁判所が説明を求めた事項について説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（破産管財人等に対する職務妨害の罪）

第二百七十二條 偽計又は威力を用いて、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（贈賄罪）

第二百七十四條 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（両罰規定）

第二百七十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二百六十五條、第二百六十六條、第二百六十八條（第一項を除く。）、第二百六十九條から第二百七十二條まで、第二百七十四條又は第二百七十五條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

第八編 罰則

（取締役等の特別背任罪）

第九百六十条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 発起人

二 設立時取締役又は設立時監査役

三 取締役、会計参与、監査役又は執行役

四 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役又は執行役の職務を代行する者

五 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項又は第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役の職務を行うべき者

六 支配人

七 事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人

八 検査役

2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算株式会社に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一 清算株式会社の清算人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算株式会社の清算人の職務を代行する者

三 第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者

四 清算人代理

五 監督委員

六 調査委員

（代表社債権者等の特別背任罪）

第九百六十一条 代表社債権者又は決議執行者（第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。以下同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、社債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(未遂罪)

第九百六十二条 前二条の罪の未遂は、罰する。

(会社財産を危うくする罪)

第九百六十三条 第九百六十条第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第三十四条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による払込み若しくは給付について、又は第二十八条各号に掲げる事項について、裁判所又は創立総会若しくは種類創立総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第九百六十条第一項第三号から第五号までに掲げる者が、第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所又は株主総会若しくは種類株主総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、前項と同様とする。

3 検査役が、第二十八条各号、第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、第一項と同様とする。

4 第九十四条第一項の規定により選任された者が、第三十四条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による払込み若しくは給付について、又は第二十八条各号に掲げる事項について、創立総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、第一項と同様とする。

5 第九百六十条第一項第三号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合にも、第一項と同様とする。

一 何人の名義をもってするかを問わず、株式会社の計算において不正にその株式を取得したとき。

二 法令又は定款の規定に違反して、剰余金の配当をしたとき。

三 株式会社の目的の範囲外において、投機取引のために株式会社の財産を処分したとき。

(虚偽文書行使等の罪)

第九百六十四条 次に掲げる者が、株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債を引き受ける者の募集をするに当たり、会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを使用し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九百六十条第一項第一号から第七号までに掲げる者

二 持分会社の業務を執行する社員

三 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者

四 株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債を引き受ける者の募集の委託を受けた者

2 株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを使用し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをそ

の売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

(預合いの罪)

第九百六十五条 第九百六十条第一項第一号から第七号までに掲げる者が、株式の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

(株式の超過発行の罪)

第九百六十六条 次に掲げる者が、株式会社が発行することができる株式の総数を超過して株式を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 発起人

二 設立時取締役又は設立時執行役

三 取締役、執行役又は清算株式会社清算人

四 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役又は清算株式会社の清算人の職務を代行する者

五 第三百四十六条第二項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。)又は第四百三条第三項において準用する第四百一条第三項の規定により選任された一時取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、執行役又は清算株式会社の清算人の職務を行うべき者

(取締役等の贈収賄罪)

第九百六十七条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第九百六十条第一項各号又は第二項各号に掲げる者

二 第九百六十一条に規定する者

三 会計監査人又は第三百四十六条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(株主等の権利の行使に関する贈収賄罪)

第九百六十八条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 株主総会若しくは種類株主総会、創立総会若しくは種類創立総会、社債権者集会又は債権者集会における発言又は議決権の行使

二 第二百十條若しくは第二百四十七條、第二百九十七條第一項若しくは第四項、第三百三條第一項若しくは第二項、第三百四條、第三百五條第一項若

しくは第三百六条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三百二十五条において準用する場合を含む。）、第三百五十八条第一項、第三百六十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）、第四百二十二条第一項若しくは第二項、第四百二十六条第七項、第四百三十三条第一項若しくは第四百七十九条第二項に規定する株主の権利の行使、第五百十一条第一項若しくは第五百二十二条第一項に規定する株主若しくは債権者の権利の行使又は第五百四十七条第一項若しくは第三項に規定する債権者の権利の行使

三 社債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に当たる社債を有する社債権者の権利の行使

四 第四百二十八条第一項、第四百二十九条から第四百三十一条まで、第四百三十三条第一項、第四百四十七条第三項若しくは第五項、第四百四十七條の二第六項若しくは第八項、第四百四十七條の三第七項若しくは第九項、第四百五十三条、第四百五十四条又は第八百五十八条に規定する訴えの提起（株主等（第四百四十七條の四第二項に規定する株主等をいう。次号において同じ。）、株式会社の債権者又は新株予約権若しくは新株予約権付社債を有する者がするものに限る。）

五 第四百四十九条第一項の規定による株主等の訴訟参加

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

（没収及び追徴）

第九百六十九条 第九百六十七条第一項又は前条第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（株主等の権利の行使に関する利益供与の罪）

第九百七十条 第九百六十条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の株式会社の使用人が、株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主（第八百四十七條の二第九項に規定する適格旧株主をいう。第三項において同じ。）の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等（第八百四十七條の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。第三項において同じ。）の株主の権利の行使に関し、当該株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 情を知って、前項の利益の供与を受け、又は第三者にこれを供与させた者も、同項と同様とする。

3 株主の権利、株式会社に係る適格旧株主の権利又は株式会社の最終完全親会社等の株主の権利の行使に関し、当該株式会社又はその子会社の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

4 前二項の罪を犯した者が、その実行について第一項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

5 前三項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

6 第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（国外犯）

第九百七十一条 第九百六十条から第九百六十三条まで、第九百六十五条、第九百六十六条、第九百六十七条第一項、第九百六十八条第一項及び前条第一

項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第九百六十七條第二項、第九百六十八條第二項及び前條第二項から第四項までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二條の例に従う。

（法人における罰則の適用）

第九百七十二條 第九百六十條、第九百六十一條、第九百六十三條から第九百六十六條まで、第九百六十七條第一項又は第九百七十條第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定及び第九百六十二條の規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に対してそれぞれ適用する。

（業務停止命令違反の罪）

第九百七十三條 第九百五十四條の規定による電子公告調査（第九百四十二條第一項に規定する電子公告調査をいう。以下同じ。）の業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（虚偽届出等の罪）

第九百七十四條 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九百五十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第九百五十五條第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項若しくは第九百五十六條第二項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者
- 三 第九百五十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（両罰規定）

第九百七十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

（過料に処すべき行為）

第九百七十六條 發起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第五十六條に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第九百六十條第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同條第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第九百六十七條第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債

原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定による登記をすることを怠ったとき。

二 この法律の規定による公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 この法律の規定による開示をすることを怠ったとき。

四 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 この法律の規定による調査を妨げたとき。

六 官庁、株主総会若しくは種類株主総会、創立総会若しくは種類創立総会、社債権者集会又は債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

七 定款、株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第四百三十五条第二項若しくは第四百九十四条第一項の附属明細書、会計参与報告、監査報告、決算報告又は第二百二十二条第一項、第四百九条第一項、第七十一条の二第二項、第七十三条の二第二項、第七十九条の五第一項、第七十九条の十第一項、第八十二条の二第二項、第八十二条の六第一項、第二百五十条第一項、第二百七十条第一項、第六百八十二条第一項、第六百九十五条第一項、第七百八十一条第一項、第七百九十一条第一項、第七百九十四条第一項、第八百一条第一項若しくは第八百十五条第一項若しくは第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第三十一条第一項の規定、第七十四条第六項、第七十五条第三項、第七十六条第四項、第八十一条第二項若しくは第八十二条第二項（これらの規定を第八十六条において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第二項、第七十一条の二第二項、第七十三条の二第二項、第七十九条の五第一項、第七十九条の十第二項、第八十二条の二第二項、第八十二条の六第二項、第二百三十一条第一項若しくは第二百五十二条第一項、第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十二条第四項、第三百十八条第二項若しくは第三項若しくは第三百十九条第二項（これらの規定を第三百二十五条において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）、第三百七十八条第一項、第三百九十四条第一項、第三百九十九条の十一第一項、第四百十三条第一項、第四百四十二条第一項若しくは第二項、第四百九十六条第一項、第六百八十四条第一項、第七百三十一条第二項、第七百八十二条第一項、第七百九十一条第二項、第七百九十四条第一項、第八百一条第三項、第八百三条第一項、第八百十一条第二項又は第八百十五条第三項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかったとき。

九 正当な理由がないのに、株主総会若しくは種類株主総会又は創立総会若しくは種類創立総会において、株主又は設立時株主の求めた事項について説明をしなかったとき。

十 第三百三十五条第一項の規定に違反して株式を取得したとき、又は同条第三項の規定に違反して株式の処分をすることを怠ったとき。

十一 第七百七十八条第一項又は第二項の規定に違反して、株式の消却をしたとき。

十二 第九十七條第一項又は第二項の規定に違反して、株式の競売又は売却をしたとき。

十三 株式、新株予約権又は社債の発行の日前に株券、新株予約権証券又は社債券を発行したとき。

十四 第二十五條第一項、第二百八十八條第一項又は第六百九十六條の規定に違反して、遅滞なく、株券、新株予約権証券又は社債券を発行しなかつたとき。

十五 株券、新株予約権証券又は社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十六 第二百二十五條第四項、第二百二十六條第二項、第二百二十七條又は第二百二十九條第二項の規定に違反して、株券喪失登録を抹消しなかつたとき。

十七 第二百三十條第一項の規定に違反して、株主名簿に記載し、又は記録したとき。

十八 第二百九十六條第一項の規定又は第三百七條第一項第一号（第三百二十五條において準用する場合を含む。）若しくは第三百五十九條第一項第一号の規定による裁判所の命令に違反して、株主総会を招集しなかつたとき。

十九 第三百三條第一項又は第二項（これらの規定を第三百二十五條において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を株主総会又は種類株主総会の目的としなかつたとき。

十九の二 第三百三十一條第六項の規定に違反して、社外取締役を監査等委員である取締役の過半数に選任しなかつたとき。

二十 第三百三十五條第三項の規定に違反して、社外監査役を監査役の半数以上に選任しなかつたとき。

二十一 第三百四十三條第二項（第三百四十七條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三百四十四條の二第二項（第三百四十七條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を株主総会若しくは種類株主総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を株主総会若しくは種類株主総会に提出しなかつたとき。

二十二 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手續をすることを怠つたとき。

二十三 第三百六十五條第二項（第四百十九條第二項及び第四百八十九條第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、取締役会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十四 第三百九十條第三項の規定に違反して、常勤の監査役を選定しなかつたとき。

二十五 第四百四十五條第三項若しくは第四項の規定に違反して資本準備金若しくは準備金を計上せず、又は第四百四十八條の規定に違反して準備金の額の減少をしたとき。

二十六 第四百四十九條第二項若しくは第五項、第六百二十七條第二項若しくは第五項、第六百三十五條第二項若しくは第五項、第六百七十條第二項若しくは第五項、第七百七十九條第二項若しくは第五項（これらの規定を第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九條第二項若しくは第五項（これらの規定を第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九條第二項若しくは第五項（これらの規定を第八百二十三條第二項において準用する場合を含む。）、第八百二十條第一項若しくは第二項の規定に違反して、資本金若しくは準備金の額の減少、持分の払戻し、持分会社の財産の処分、組織



変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転又は外国会社の日本における代表者の全員の退任をしたとき。

二十七 第四百八十四条第一項若しくは第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき、又は第五百十一条第二項の規定に違反して特別清算開始の申立てをすることを怠ったとき。

二十八 清算の結了を遅延させる目的で、第四百九十九条第一項、第六百六十条第一項又は第六百七十条第二項の期間を不当に定めたとき。

二十九 第五百条第一項、第五百三十七条第一項又は第六百六十一条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

三十 第五百二条又は第六百六十四条の規定に違反して、清算株式会社又は清算持分会社の財産を分配したとき。

三十一 第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項の規定に違反したとき。

三十二 第五百四十条第一項若しくは第二項又は第五百四十二条第一項若しくは第二項の規定による保全処分違反したとき。

三十三 第七百二条の規定に違反して社債を発行し、又は第七百十四条第一項の規定に違反して事務を承継する社債管理者を定めなかったとき。

三十四 第八百二十七条第一項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

三十五 第九百四十一条の規定に違反して、電子公告調査を求めなかったとき。

第九百七十七条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第九百五十一条第一項の規定に違反して、財務諸表等（同項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）を備え置かず、又は財務諸表等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者

三 正当な理由がないのに、第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第九百七十八条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第三項の規定に違反して、他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字をその商号中に用いた者

二 第七条の規定に違反して、会社であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に使用した者

三 第八条第一項の規定に違反して、他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

第九百七十九条 会社の成立前に当該会社の名義を使用して事業をした者は、会社の設立の登録免許税の額に相当する過料に処する。

2 第八百十八条第一項又は第八百二十一条第一項の規定に違反して取引をした者も、前項と同様とする。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

(理事等の特別背任罪)

第三百三十四条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は一般社団法人等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該一般社団法人等に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 設立時社員  
二 設立者

三 設立時理事（一般社団法人等の設立に際して理事となる者をいう。第三百四十二条において同じ。）又は設立時監事（一般社団法人等の設立に際して監事となる者をいう。同条において同じ。）

四 理事、監事又は評議員

五 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事又は評議員の職務を代行する者

六 第七十五条第二項（第七十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項（第九十七条において準用する場合を含む。）又は第七

十五条第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事又は評議員の職務を行うべき者

七 事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人

八 検査役

2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一 清算人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

三 第二百十条第四項において準用する第七十五条第二項又は第二百十四条第七項において準用する第七十九条第二項の規定により選任された一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(法人財産の処分に関する罪)

第三百三十五条 前条第一項第四号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合には、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 法令又は定款の規定に違反して、基金の返還をしたとき。

二 一般社団法人等の目的の範囲外において、投機取引のために一般社団法人等の財産を処分したとき。

(虚偽文書行使等の罪)

第三百三十六條 次に掲げる者が、基金を引き受ける者の募集をするに当たり、一般社団法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録

の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三百三十四条第一項第一号又は第三号から第七号までに掲げる者

二 基金を引き受ける者の募集の委託を受けた者

(理事等の贈収賄罪)

第三百三十七条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる者

二 会計監査人又は第七十五条第四項(第七十七条において準用する場合を含む。)の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(国外犯)

第三百三十八条 第三百三十四条、第三百三十五条及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

(法人における罰則の適用)

第三百三十九条 第三百三十四条第一項、第三百三十六條又は第三百三十七條第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定及び第三百三十四条

第三項の規定は、その行為をした理事その他業務を執行する者に対してそれぞれ適用する。

(虚偽記載等の罪)

第三百四十条 第三百三十三条において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第三百四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。



行うべき者の選任を含む。)の手續をすることを怠つたとき。

十四 第九十二条第二項(第九十七条及び第二百二十条第十項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十五 第四百二十二条第一項の規定に違反して自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得したとき、又は同条第二項の規定に違反して当該債権を相当の時期に他に譲渡することを怠つたとき。

十六 第四百四十四条第一項の規定に違反して代替基金を計上せず、又は同条第二項の規定に違反して代替基金を取り崩したとき。

十七 第二百五条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十八 清算の結了を遅延させる目的で、第二百三十三条第一項の期間を不当に定めたとき。

十九 第二百三十四条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十 第二百三十七条の規定に違反して、清算法人の財産を引き渡したとき。

二十一 第二百四十八条第二項若しくは第五項、第二百五十二条第二項若しくは第五項又は第二百五十八条第二項若しくは第五項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をしたとき。

二十二 第三百三十三条において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の規定による調査を求めなかつたとき。

第三百四十三条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第三百三十三条において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第三百三十三条において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第三百四十四条 次のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して、一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者

二 第五条第三項の規定に違反して、一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者

三 第六条の規定に違反して、一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

四 第七条第一項の規定に違反して、他の一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

○物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号) (抄)

第三十五条 第十二条、第十三条、第十三条ノ二第一項又ハ第十四条ノ規定ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三百万円以下ノ罰金ニ処ス

第四十条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第三十三条乃至第三十五条、第三十七条第一号乃

至第三号、第三十七条ノ二又ハ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

○農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）

## 第九章 罰則

第九十九条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

② 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

③ 第一項の規定は、刑法に正条がある場合には、これを適用しない。

第九十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条の三の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者

二 第十一条の五、第十一条の二十七又は第九十二条の五において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

三 第九十二条の二第一項の規定に違反して許可を受けずに特定信用事業代理業を行つた者

四 不正の手段により第九十二条の二第一項の許可を受けた者

五 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

六 第九十二条の五の二第一項の規定に違反して登録を受けずに特定信用事業電子決済等代行業を営んだ者

七 不正の手段により第九十二条の五の二第一項の登録を受けた者

八 第九十二条の五の八第四項の規定による特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反したとき。

二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の規定による指定申請書又は第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十九又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の九の規定に違反した者

三 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十第一項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十二第一項又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十二第一項の規定による命令に違反した者

第九十九条の五 第五十四条の二第一項若しくは第二項、準用銀行法第五十二条の五十第一項又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者は、五十万円以下の罰金（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合、特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代理業者に係る書類にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第九十九条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条の三第一項若しくは第二項若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第五十四条の三第四項若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として農林水産省令若しくは主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

三 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けずに特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行つ

た者

四 準用銀行法第五十二条の五十三若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 準用銀行法第五十二条の五十四第一項若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

一 第十一条の十三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第九十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条の四（第一号に係る部分に限る。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者（組合又は特定信用事業代理業者を含む。）の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第九十九条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

二 第十一条の二十四の規定に違反して同条第一号から第三号までに掲げる行為をした者

三 第十一条の二十七において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第九十九条の十 前条第一号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

② 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは、「農業協同組合法第九十九条の十第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九



条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「農業協同組合法第九十九条の十第一項」と読み替えるものとする。

第九十九条の十一 被調査組合の役員若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十一条の五十九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百条 第十一条の六十又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 第十一条の五若しくは第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

五 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一百条の三 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十一若しくは第三百八条の十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第一百条の四 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十七条の四第五項において準用する会社法第九十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

二 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二、第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項、第九十二条の八第一項において準用する同法第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十八第一項、第三百八条の十九若しくは第三百八条の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

四 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

六 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十八第一項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十三第三項若しくは第三百八条の二十四第四項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第百条の六 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十九条の二第二号又は第九十九条の三（第三号を除く。） 三億円以下の罰金刑

二 第九十九条の四（第二号を除く。）、第九十九条の六（第三号を除く。）又は第九十九条の八第一号 二億円以下の罰金刑

三 第九十九条の五 五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合、特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者にあつては、二億円以下の罰金刑）

四 第九十九条の七 五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）

五 第九十九条の九第一号 一億円以下の罰金刑

六 第九十九条の二（第二号を除く。）、第九十九条の三第三号、第九十九条の四第二号、第九十九条の六第三号、第九十九条の八第二号、第九十九条の九（第一号を除く。）又は第百条の二から前条まで 各本条の罰金刑

② 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百条の七 次に掲げる場合には、組合若しくは農事組合法人の役員又は組織変更後株式会社取締役若しくは執行役員若しくは組織変更後一般社団法人、組織変更後消費生活協同組合若しくは組織変更後医療法人の理事（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役若しくは執行役員若しくは理事の職務を代行する者又は会社法第三百四十六条第二項の規定若しくは同法第四百三条第三項において準用する同法第四百一条第三項の規定、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定、消費生活協同組合法第三十条の第二項の規定若しくは医療法第四十六条の五の第三項の規定により選任された一時取締役若しくは執行役員若しくは理事の職務を行うべき者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十三条の第三項、同条第二項若しくは第三項（これらの規定を第八十条及び第八十六条において準用する場合を含む。）、第七十三条の第三項若しくは第五項、第七十八条、第八十二条又は第八十八条の規定に違反して第七十三条の第三項、第七十八条第一項、第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更の手續をしたとき。

二 第七十三条の第三項、第八十条、第八十六条若しくは第九十二条において準用する第四十九条第二項に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 第七十三条の九第一項（第八十条、第八十六条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

四 第七十三条の十（第八十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第七十四条第一項（第八十条、第八十六条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第七十四条第二項（第八十条、第八十六条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令若しくは主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

第百条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十六の規定又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十六の規定に違反して、これらの規定に規定する名簿を公衆の縦覧に供しなかつた者

二 第九十七条の四第五項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第九十七条の四第五項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百一条 次に掲げる場合には、組合若しくは農事組合法人の役員、清算人若しくは第三十七条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監

事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 法律の規定に基づいて組合又は農事組合法人が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 第九条第一項（第七十二条の九において準用する場合を含む。）の政令で定める登記をすることを怠ったとき。

三 第十一条第一項又は第十一条の十一の規定に違反したとき。

四 第十一条第四項、第十一条の十七第四項、第十一条の四十二第四項、第十一条の四十八第四項、第十一条の五十一第四項、第四十四条第四項、第六十四条第四項、第五項若しくは第八項、第六十四条の三第三項、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十二第四項、第七十二条の三十四第二項、第七十二条の三十五第三項、第九十二条の三第三項、第九十二条の五の八第二項若しくは第九十七条、準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第十一条の十二の規定による行政庁の認可を受けないで第十条第六項第八号の二の事業を行ったとき。

六 第十一条の十七第一項、第十一条の三十二から第三十一条の三十六から第三十一条の三十八までの規定に違反したとき。

七 第十一条の三十九第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の農林水産省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

八 第十一条の四十一、第十一条の五十三又は第九十四条の二第一項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

九 第十一条の四十二第一項の規定に違反したとき。

十 第十一条の四十八第一項の規定に違反したとき。

十一 第十一条の五十一第一項の規定に違反したとき。

十二 第十一条の五十六第二項、第十一条の六十二第二項、第十一条の六十三第二項又は第四十八条の二第二項（第五十四条の四第四項、第五十四条の

五第三項、第六十四条の三第二項、第七十条第二項及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

十三 第十一条の五十六第二項の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

十四 第十一条の五十七第一項の規定、第十六条第八項若しくは第五十八条第七項において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項の規定又は第二十七条第二項（第七十二条の三及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。）（第二十九条の二第一

項（第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）（第三十五条第一項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十六条第九項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十六条の四第二項若しくは第三項（これら

の規定を第五十八条第七項、第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）（第六十五条の三第一項（第七十条第二項、第七

十条の三第五項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）（第六十八条の二第二項（第七十条第二項、第七十条の三第五項及び第七十三

条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二十五第三項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類

若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十五 第十一條の五十七第二項の規定、第十六條第八項若しくは第五十八條第七項において準用する会社法第三百十條第七項、第三百十一條第四項若しくは第三百十二條第五項の規定又は第二十七條第三項（第七十二條の三及び第七十三條第一項において準用する場合を含む。）、第二十九條の第二項（第七十二條の三及び第七十三條第二項において準用する場合を含む。）、第三十五條第三項（第七十二條の三において準用する場合を含む。）、第三十六條第十一項（第七十二條の三において準用する場合を含む。）、第四十六條の第四項（第五十八條第七項、第七十二條の三及び第七十三條第二項において準用する場合を含む。）、第六十五條の第三項（第七十條第二項、第七十條の三第五項及び第七十三條第四項において準用する場合を含む。）、第六十八條の第二項（第七十條第二項、第七十條の三第五項及び第七十三條第四項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二條の二十五第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十六 第十一條の六十二第一項若しくは第十一條の六十三第一項の規定、第七十二條の三において準用する会社法第四百九十九條第一項の規定又は第七十二條の四十第一項若しくは第七十二條の四十二第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十七 第十一條の六十二第二項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

十八 第十一條の六十二第三項の規定に違反したとき。

十九 第十一條の六十四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の第十一條の六十五第一項に規定する特定事業会社を子会社としたとき。

二十 第十一條の六十五第一項若しくは第二項ただし書（第十一條の六十七第二項及び第十一條の六十九第二項において準用する場合を含む。）、第十一條の六十七第一項又は第十一條の六十九第一項の規定に違反したとき。

二十一 第十一條の六十五第三項又は第五項（これらの規定を第十一條の六十七第二項及び第十一條の六十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

二十二 第十一條の六十六第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二十三 第十一條の六十六第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同條第六項において準用する同條第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同條第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同條第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十四 第十一條の六十八第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二十五 第十一條の六十八第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同條第五項において準用する第十一條の六十六第六項において準用する同條第四項の規定による行政庁の認可を受けないで第十一條の六十八第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同條第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十六 第十九條の規定に違反したとき。

二十七 第二十一條第二項後段（第七十三條第一項において準用する場合を含む。）、第三十四條第八項、第三十八條第六項又は第四十三條第四項の規

定に違反したとき。

二十八 第三十条第三項の規定に違反したとき。

二十九 第三十条第十四項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

三十 第三十条第十五項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

三十一 第三十条の五第一項、第二項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）又は第七十二条の十七第五項の規定に違反したとき。

三十二 第三十五条の五第二項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定又は第三十五条の五第五項若しくは第七十二条の三において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十三 第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

三十四 第三十五条の六第五項の規定による開示をすることを怠つたとき。

三十五 第三十六条第一項、第五十条の六第一項、第七十二条第一項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二第一項の規定又は第七十三条第四項において準用する会社法第五百七条第一項の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三十六 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。

三十七 第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三十八 第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

三十九 第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

四十 第四十三条の二、第四十三条の三第二項若しくは第四十三条の四第二項（これらの規定を第三十八条第五項及び第七十二条の三において準用する場合を含む。）、第四十三条の四第三項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第二項若しくは第四項（これらの規定を第七十条第二項及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十一 第四十六条の二（第五十八条第七項及び第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

四十二 第四十九条第二項又は第五十条第二項（これらの規定を第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第五十四条の五第三項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十五条第四項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第七十条の三第五項

及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して出資一口の金額を減少し、信用事業の全部若しくは一部を譲渡し若しくは譲り受け、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、非出資組合若しくは非出資農事組合法人に移行し、合併をし、第七十条第一項の規定による権利義務の承継をし、又は新設分割をしたとき。

四十三 第五十条の二第七項(第五十条の四第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四十四 第五十条の三第二項又は第六十五条の二第三項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

四十五 第五十一条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項(これらの規定を第七十三条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第七項、第五十二条又は第七十二条の三十一の規定に違反したとき。

四十六 第五十四条第一項(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四十七 第七十二条の三において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第七十二条の四十二第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四十八 第七十二条の三において準用する会社法第五百二条の規定又は第七十三条第四項において準用する同法第五百二条本文の規定に違反して組合又は農事組合法人の財産を分配したとき。

四十九 清算の結了を遅延させる目的で、第七十二条の三において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第七十二条の四十第一項の期間を不当に定めたとき。

五十 第七十二条の三において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第七十二条の四十第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

五十一 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

五十二 準用銀行法第五十二条の四十九若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

五十三 準用銀行法第五十二条の五十五又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令に違反したとき。

五十四 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。

五十五 第九十七条の三第一項の規定により付した条件(第十一条の十二、第十一条の六十六第四項(同条第六項において準用する場合を含む。))又は第十一条の六十八第四項(同条第五項において読み替えて準用する第十一条の六十六第六項において準用する場合を含む。))の規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。

五十六 第九十七条の四第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

② 共済調査人が、第十一条の五十八第二項の期限までに調査の結果の報告をしなざるときも、前項と同様とする。

③ 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の五第五項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第三十七条の三第一項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

第二百二条 次に掲げる場合には、共済代理店は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百三条の規定に違反して、帳簿書類を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。
- 二 第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 三 第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 四 第十一条の二十五第一項において準用する保険業法第三百六条又は第三百七条第一項の規定による命令に違反したとき。

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三条第二項又は第七十二条の五第二項の規定に違反した者
- 二 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者
- 三 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定信用事業等紛争解決機関又は指定共済事業等紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

○水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

## 第九章 罰則

第二百二十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は百万円以下の罰金（第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第一百条の二第二項第一号の事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法に正条がある場合には、これを適用しない。



第二百二十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条の七（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者

二 第十一条の九（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の七（第九十六条第一項及び第九十六条の八第一項において準用する場合を含む。）、又は第九十一条の五において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

三 第二百二十一条の二第一項の規定に違反して許可を受けずに特定信用事業代理業を行つた者

四 不正の手段により第二百二十一条の二第一項の許可を受けた者

五 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

六 第二百二十一条の五の二第一項の規定に違反して登録を受けずに特定信用事業電子決済等代行業を営んだ者

七 不正の手段により第二百二十一条の五の二第一項の登録を受けた者

八 第二百二十一条の五の八第四項の規定による特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第二百二十八条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反したとき。

二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項又は第二百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三 第二百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第二百二十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項若しくは第二百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の規定による指定申請書又は第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項若しくは第二百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十九又は第二百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の九の規定に違反した者

三 第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項若しくは第二百二十一条の九第一項において準用する保険

業法第三百八条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第二百一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十二第一項又は第二百一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十二第一項の規定による命令に違反した者

第二百八条の五 第五十八条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）、準用銀行法第五十二条の五十第一項又は第二百一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者は、五十万円以下の罰金（第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号若しくは第一百条の二第一項第一号の事業を行う組合、特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者に係る書類にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第二百八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第五十八条の三第四項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令若しくは農林水産省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は第二百一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

三 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

四 準用銀行法第五十二条の五十三若しくは第二百一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 準用銀行法第五十二条の五十四第一項若しくは第二百一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金（第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号若しくは第一百条の二第一項第一号の事業を行う組合若しくはその子法人等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

- 一 第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第二百二十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第二百二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十一条の八（第一号に係る部分に限り、第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者（組合又は特定信用事業代理業者を含む。）の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者

- 二 第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項又は第二百一十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第二百二十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

- 二 第十五条の五（第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第十五条の五第一号から第三号までに掲げる行為をした者

- 三 第十五条の七（第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第二百二十九条の四 前条第一号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができる。ないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第九十八条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「水産業協同組合法第二百九条の四第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは

「水産業協同組合法第二百二十九条の四第一項」と読み替えるものとする。

第二百二十九条の五 被調査組合の役員若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十七条の九第一項（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十九条の六 第十七条の十（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）又は第二百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 第十一条の九（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十一条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

五 第二百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十九条の七の二 第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項若しくは第二百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十一若しくは第三百八条の十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二百二十九条の七の三 第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項又は第二百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二百一十一条第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

二 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二、第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項、第二百一十一条の八第一項において準用する同法第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項若しくは第二百一十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十八第一項、第三百八条の十九若しくは第三百八条の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

四 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

六 第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十八第一項若しくは第二百一十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項若しくは第二百一十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十三第三項若しくは第三百八条の二十四第四項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二百二十九条の九 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百二十八条の二第二号又は第二百二十八条の三（第三号を除く。） 三億円以下の罰金刑

二 第二百二十八条の四（第二号を除く。）、第二百二十八条の六（第三号を除く。） 又は第二百二十九条の二第一号 二億円以下の罰金刑

三 第二百二十八条の五 五十万円以下の罰金刑（第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号若しくは第一百条の二第一項第一号の事業を行う組合、特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者にあつては、二億円以下の罰金刑）

四 第二百二十九条 五十万円以下の罰金刑（第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号若しくは第一百条の二第一項第一号の事業を行う組合若しくはその子法人等、信用事業受託者又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）

五 第二百二十九条の三第一号 一億円以下の罰金刑

六 第二百二十八条の二（第二号を除く。）、第二百二十八条の三第三号、第二百二十八条の四第二号、第二百二十八条の六第三号、第二百二十九条の二第二号、第二百二十九条の三（第一号を除く。） 又は第二百二十九条の七から前条まで 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百二十九条の十 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二百二十一条第五項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第二百二十一条第五項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は同法第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

三 第二百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十六又は第二百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十六の規定に違反した者

第三百三十条 次の場合には、組合の役員若しくは清算人、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基づいて当該組合が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。

二 第十一条第八項ただし書、第八十七条第九項ただし書、第九十三条第七項ただし書、第九十七条第七項ただし書又は第百条の二第三項ただし書の規定に違反したとき。

三 第十一条の四第一項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は第十一条の十四（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第十一条の四第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第三項（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第四項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条第五項（第八十六条第四項、第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、第九十一条第五項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十一条の三第三項若しくは第二百二十一条の五の八第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定、第二百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第五項の規定若しくは第二百二十六条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四の二 第十一条の四の二（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による行政庁の認可を受けないで第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二又は第九十七条第三項第七号の二の事業を行ったとき。

五 第十一条の五（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第十五条の二第二項若しくは第十五条の十から第十五条の十二まで（これらの規定を第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合

を含む。)、第十五条の十四(第九十六条第一項において準用する場合を含む。)、又は第十五条の十五若しくは第十五条の十六(これらの規定を第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)、の規定に違反したとき。

七 第十五条の十七第一項(第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)、の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は第十五条の十七第二項(第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)、の農林水産省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

八 第十五条の十九若しくは第十七条の三(これらの規定を第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)、又は第二百二十三条の第二項若しくは第二項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)、に違反したとき。

九 第十七条第四項の規定に違反したとき。

十 第十七条の六第二項、第十七条の十二第一項又は第十七条の十三第二項(これらの規定を第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)、の規定に違反して通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

十一 第十七条の六第二項(第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)、の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

十二 第十七条の七第一項(第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)、の規定、第二十一条第七項(第五十一条の二第七項、第八十六条第一項、第八十九条第三項(第九十八条の二第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。))及び第九十六条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)、において準用する会社法第三百十條第六項、第三百十一條第三項若しくは第三百十二條第四項の規定又は第三十一条の二第二項(第七十七条(第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百條第五項及び第百條の八第五項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。)、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百條第二項及び第百條の八第二項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第百條第三項及び第百條の八第三項において準用する場合を含む。)、第三十九條第一項(第七十七条、第九十二条第三項、第百條第三項及び第百條の八第三項において準用する場合を含む。)、第四十條第九項(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第百條第三項及び第百條の八第三項において準用する場合を含む。)、若しくは第十項(第八十六条第二項、第九十二条第三項、第百條第三項及び第百條の八第三項において準用する場合を含む。)、第五十條の四第二項若しくは第三項(これらの規定を第五十一条の二第七項、第六十二条第六項(第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百條第四項及び第百條の八第四項において準用する場合を含む。))、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百條第三項及び第百條の八第三項において準用する場合を含む。)、及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百條第三項並びに第百條の八第三項において準用する場合を含む。)、第五十三條第一項(第五十四条の二第六項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。))、第三十六号において同じ。)、第五十四條の四第三項(第九十六条第三項において準用する場合を含む。))、第三十六号において同じ。)、第六十九條第四項(第八十六条第四項、第九十一条の二第二項(第百條第五項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。)、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百條第五項及び第百條の八第五項において準用する場合を含む。)、第八十六條第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百條第三項及び第百條の八第三項において準用する場合を含む。)、第六十九條の三第一項(第八十六条第四項、第九十一条の二第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百條第五項及び第百條の八第五項において準用する場合を含む。))若しくは第七十二条の二第二項(第八十六条第四項、第九十一条の二第二項、第九十二条

第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十三 第十七条の七第二項(第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定、第二十一条第七項において準用する場合を含む。法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第三十一条の二第三項(第七十七条、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条第三項(第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。)、第四十条第十一項(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。)、第五十条の四第四項(第五十一条の二第七項、第六十二条第六項、第七十七条、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百条の八第三項において準用する場合を含む。)、第六十九条の三第二項(第八十六条第四項、第九十一条の二第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。)、若しくは第七十二条の二第三項(第八十六条第四項、第九十一条の二第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。)、第九十一条の二第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十四 第十七条の十二第一項若しくは第十七条の十三第一項(これらの規定を第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)、第十四の規定、第七十七条において準用する場合を含む。の規定若しくは第八十五条の六第一項若しくは第八十五条の八第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第十七条の十二第二項(第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)、第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

十六 第十七条の十二第三項(第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)、第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

十七 第十七条の十四第一項(第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。の規定に違反して第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社以外の第十七条の十五第一項(第九十六条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。)、第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

十八 第十七条の十五第一項若しくは第二項ただし書(第八十七条の四第二項(第百条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。))、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。)、第八十七条の四第一項(第百条第一項において準用する場合を含む。))又は第百条の四第一項の規定に違反したとき。

十九 第十七条の十五第三項又は第五項(これらの規定を第八十七条の四第二項、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。))の規定により付した条件に違反したとき。

二十 第二十四条第二項(第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反し



たとき。

二十一 第二十五条（第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十二 第二十七条第二項後段（第八十六条第一項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十三 第三十四条第三項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十四 第三十四条第十一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して第三十四条第十一項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

二十五 第三十四条第十二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

二十六 第三十四条の五第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項（これらの規定を第九十二条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、又は第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十七 第三十八条第八項（第九十二条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、又は第四十二条第六項若しくは第四十六条第四項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十八 第三十九条の五第二項（第四十一条の二第七項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。第三十二号及び第三項において同じ。）、第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、の規定又は第三十九条の五第五項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、次号及び第三項において同じ。若しくは第七十七条において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

二十九 第三十九条の五第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

三十 第三十九条の六第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、の規定による開示をすることを怠つたとき。

三十一 第四十条第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第七十五条第一項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、又は第七十六条第一項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三十二 第四十一条の二第七項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三十三 第四十二条第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十四 第四十七条の二（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二第七項、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、の規定、第四十七条の四第三項（第五十一条の二第七項、第七十七条、第九十二条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、の規定又は第八十四条の三の規定に違反したとき。

三十五 第五十条の二（第五十一条の二第七項、第六十二条第六項、第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

三十六 第五十三条若しくは第五十四条第二項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して出資一口の金額を減少し、第五十四条の二第六項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して第五十四条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けをし、第五十四条の四第三項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは共済事業に係る財産を移転し、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して出資組合の合併をし、又は第九十一条の二第二項において準用する第六十九条第四項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して出資組合に係る承継をしたとき。

三十七 第五十四条の二第七項（第五十四条の四第四項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、の規定に違反したとき。

三十八 第五十四条の三第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、又は第六十九条の二第三項（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三十九 第五十五条第一項から第六項まで（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第七項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十六条（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、又は第八十五条の規定に違反したとき。

四十 第五十八条第一項（第八十六条第二項、第九十一条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四十一 第七十七条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第八十五条の八第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四十二 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第八十五条の六第一項の期間を不当に定めたとき。

四十三 第七十七条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十五条の六第一項の期間内に債権者に弁済をしなかったとき。

四十四 第七十七条又は第八十六条第四項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

四十五 第八十七条の三第一項（第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して第八十七条の三第一項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

四十六 第八十七条の三第四項（第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号及び第五十四号において同じ。）の規定による行政庁の認可を受けずに第八十七条の三第四項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第六項（第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第八十七条の三第四項の規定による行政庁の認可を受けずに同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

四十七 第百条の三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

四十八 第百条の三第六項の規定による行政庁の認可を受けずに同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第七項において準用する第八十七条の三第六項において準用する同条第四項の規定による行政庁の認可を受けずに第百条の三第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第六項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

四十九 第二百一十一条第五項において準用する会社法第九四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

五十 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

五十一 準用銀行法第五十二条の四十九若しくは第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

五十二 準用銀行法第五十二条の五十五又は第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令に違反したとき。

五十三 第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。

五十四 第二百二十六条の三第一項の規定により付した条件（第十一条の四の二（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、第八十七条の三第四項（同条第六項（第百条第一項及び第百条の三第七項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は第百条の三第六項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

五十五 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

2 共済調査人が、第十七条の八第二項（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の期限までに調査の結果の報告をしな

いときも、前項と同様とする。

3 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十九条の五第五項又は第四十一条の二第七項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

4 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が、第八十七条第一項第十号若しくは第八項又は第九十七条第一項第七号に規定する監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

第三百三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項又は第十三条第二項（第九十二条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二百一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

三 第二百一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七又は第二百一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定信用事業等紛争解決機関又は指定共済事業等紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第三百三十二条 削除

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第一号又は第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第二項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第二項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三百三十四条 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

○中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

## 第六章 罰則

第一百二十二条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは預金若しくは定期積金の受入れをし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の役員にあつては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には適用しない。

第一百二十二条の二 第九条の七の五第二項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百二十二条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の三第一項の規定若しくは準用銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の三第二項の規定若しくは準用銀行法第五十二条の六十三第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の九の規定又は準用銀行法第五十二条の六十九の規定に違反した者

三 第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の二十第一項の規定又は準用銀行法第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の二十一第一項若しくは第二項の規定又は準用銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の二十二第一項の規定又は準用銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第一百二十二条の三 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百二十二条の四 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の

二第二項中「第九十八條の二第一項又は第二條の二」とあるのは「中小企業等協同組合法第十二條の四第一項」と、「この條、次條第一項及び第九十九條の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次條第一項」とあるのは「次項」と、同條第二項中「混和財産（第二條の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第九十八條の二第二項中「第九十八條の二第一項又は第二條の二」とあるのは「中小企業等協同組合法第十二條の四第一項」と読み替えるものとする。

第十二條の四の二 第六十九條の四において準用する保險業法第三百八條の四第一項の規定又は準用銀行法第五十二條の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十二條の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十七條第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
- 二 準用金融商品取引法第三十七條第二項の規定に違反した者
- 三 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同條第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
- 四 準用金融商品取引法第三十七條の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同條第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第十二條の六 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十一條の二第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供した者
- 二 第六十一條の二第四項の規定により同條第一項又は第二項に規定する書類をこれらの規定により備え置き公衆の縦覧に供したものとみなされる場合において、同條第四項に定める電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、又は虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者
- 三 第六十九條の四において準用する保險業法第三百八條の十一若しくは第三百八條の十三第九項の規定又は準用銀行法第五十二條の七十一若しくは第五十二條の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

第十二條の六の二 第六十九條の四において準用する保險業法第三百八條の二十三第一項の規定又は準用銀行法第五十二條の八十三第一項の規定による認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百十二条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の七の五第一項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第二百七十五条第一項の規定に違反して共済契約の募集を行った者

二 第九条の七の五第一項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百条（第一項ただし書を除く。）の規定に違反して同条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をした者

三 第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の八第一項の規定又は準用銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十八第一項、第三百八条の十九若しくは第三百八条の二十三第二項の規定又は準用銀行法第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の二十三第三項若しくは第三百八条の二十四第四項の規定又は準用銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第百十三条 組合が第七条第三項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十四条 第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第五十五条の三第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第五十五条の四第一項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第百十四条の二 組合又は中央会が第百六条第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事又はその中央会の会長は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十四条の三 第三十三条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十四条の四 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ

か、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第一百十二条の二 三億円以下の罰金刑

二 第一百十二条の二の二(第二号を除く。) 二億円以下の罰金刑

三 第一百十二条の三 一億円以下の罰金刑

四 第一百十二条の二の二第二号、第一百十二条の四の二から第一百十二条の六の二まで、第一百十二条の七第三号から第五号まで又は前条 各本条の罰金刑

五 第一百十四条 同条の罰金刑(信用協同組合又は第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、二億円以下の罰金刑)

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第一百十四条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十三條第七項において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第三十三條第七項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号又は第九百五十五條第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

三 第六十九條の四において準用する保険業法第三百八條の十六の規定又は準用銀行法第五十二條の七十六の規定に違反した者

第一百十四条の六 次の場合には、共済事業を行う組合の役員、会計監査人又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九條の二第七項又は第九條の九第四項の規定に違反して、承認を受けなくてこれらの規定に規定する事業を行ったとき。

二 第九條の六の二第一項(第九條の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二の二 第九條の七の二第一項(第九條の九第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、認可を受けなくて火災共済事業を行ったとき。

三 削除

四 第四十條の二第三項において準用する会社法第三百九十六條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

五 第四十條の二第三項において準用する会社法第三百九十八條第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

六 第四十條の二第三項又は第四十條の三第二項において準用する会社法第三百四十條第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

七 第四十條の三第一項の規定に違反したとき。

八 第五十七條の二の規定に違反したとき。

九 第五十七條の四第一項又は第二項の規定に違反して組合の事業の譲渡をしたとき。

十 第五十八條第五項の規定に違反したとき。



十一 第五十八条の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十二 第五十八条の六第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の主務省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

十三 第五十八条の八又は第六十条の二第一項、第二項若しくは第五項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

十四 削除

十五 第一百五十五条の二第二項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

十六 第六十条の三の規定に違反したとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第四十条の二第三項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第一百四十四条の七 共済代理店が、第九条の七の五第一項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第九条の七の五第一項において準用する同法第三百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

第一百五十五条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 この法律の規定による登記をすることを怠ったとき。

三 第九条の二第三項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第九条の八第三項（第九条の九第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、預金又は定期積金の受入れをしたとき。

五 第九条の八第四項（第九条の九第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

六 第九条の九第二項又は第三項の規定に違反したとき。

七 第十条の二若しくは第三十四条の二（これらの規定を第八十二条の八において準用する場合を含む。）第四十条（第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条（第五十七条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第八項から第十項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

八 第十四条又は第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第十九条第二項（第八十条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

十 第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十三条の四第一項（第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条第三項若しくは第八十二条の十五の規定又は第六十九条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一 第三十一条、第三十五条の二（第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第六十二条第二項又は第八十二条の十三第二項の規定に違反したとき。

十二 第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

十三 第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

十四 第三十五条第七項（第八十二条の八において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十五 第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十六 第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第六十九条において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十七 第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第三十六条の七第五項（第六十九条において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項（第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十八 第三十七条第一項（第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）又は第二項（第六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九 第三十八条第一項（第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十 第三十八条第三項（第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 第四十六条又は第八十二条の十第一項の規定に違反したとき。

二十二 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十七条の二の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定若しくは第五十七条の二の二第五項、第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項若しくは第六十三条の六第五項において準用する第五十六条の二第五項の規定に違反して共済事業の全部若しくは一部の譲渡、共済事業に係る財産の移転若しくは組合の合併をしたとき。

二十三 第五十六条の二第二項（第五十七条の二の二第五項、第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項又は第六十三条の六第五項において準用す

る場合を含む。)の規定、第六十九条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は第八十二条の十五の二第一項若しくは第八十二条の十五の三第一項の規定による公告を怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

二十四 第五十七条の五の規定に違反したとき。

二十五 第五十八条第一項から第四項まで又は第五十九条の規定に違反したとき。

二十六 第六十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

二十七 第六十九条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第八十二条の十五の二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十八 清算の結了を遅延させる目的で、第六十九条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十九 第六十九条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

三十 第六十九条において準用する会社法第五百二条の規定又は第八十二条の十六の規定に違反して、組合又は中央会の財産を分配したとき。

三十一 第五十五条の二第一項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

三十二 第五十五条の三第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十六条の三第三項において準用する同法第三百八十一条第三項又は第三十六条の三第五項において準用する同法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第六条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者

二 第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十七の規定又は準用銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定特定共済事業等紛争解決機関又は指定信用事業等紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

三 第七十二条第二項の規定に違反した者

## 第百十六条 削除

第百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第一号又は第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百八条 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

○協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（抄）

（罰則）

第八条の二 第六条の五の十一において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条の三第一項の規定に違反して、許可を受けないで信用協同組合代理業を行つた者
- 二 不正の手段により第六条の三第一項の許可を受けた者
- 三 第六条の五の二第一項の規定に違反して、登録を受けないで信用協同組合電子決済等代行業を営んだ者
- 四 不正の手段により第六条の五の二第一項の登録を受けた者
- 五 第六条の五の九第四項の規定による信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者
- 六 銀行法第九条の規定に違反して、他人に信用協同組合等の事業を行わせた者
- 七 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に信用協同組合代理業を行わせた者

第九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 銀行法第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の五十六第一項又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
- 二 銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反したとき。
- 三 銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 銀行法第十九条、第五十二条の五十第一項又は第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二 銀行法第二十四条第一項若しくは第二項、第五十二条の五十三若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 銀行法第二十五条第一項若しくは第二項、第五十二条の五十四第一項若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 銀行法第四十五条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による命令に違反した者

五 銀行法第四十六条第三項において準用する銀行法第二十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は銀行法第五十二条の六十一の第三項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けずに信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務以外の業務を行った者

第十条の二 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（信用協同組合等又は信用協同組合代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十条の二の四 銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十条の二の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

三 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

五 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第五十二条の三十九第二項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第八条の二又は第九条の二（第三号を除く。） 三億円以下の罰金刑

二 第十条第一号から第三号まで若しくは第六号又は第十条の二 二億円以下の罰金刑

三 第十条の二の二 一億円以下の罰金刑

四 第九条、第九条の二第三号、第十条第四号、第五号若しくは第七号又は前二条 各本条の罰金刑

2 (略)

○信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

## 第十一章 罰則

第八十九条の四 第八十九条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の事業を行った金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者

二 不正の手段により第四条の免許を受けた者

三 第八十五条の二第一項の規定に違反して、許可を受けないで信用金庫代理業を行った者

四 不正の手段により第八十五条の二第一項の許可を受けた者

五 第八十五条の四第一項の規定に違反して、登録を受けないで信用金庫電子決済等代行業を営んだ者

六 不正の手段により第八十五条の四第一項の登録を受けた者

七 第八十五条の十一第四項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

八 第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（以下第九十四条までにおいて「銀行法」という。）第九十条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者

九 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に外国銀行代理業務又は信用金庫代理業を行わせた者

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反したとき。

二 銀行法第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の五十六第一項又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三 銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 銀行法第五十二条の六十九の規定に違反した者

三 銀行法第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第十九条、第五十二条の五十第一項又は第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれ

らの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の二の六第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）第五十二条の二の六第二項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項、第五十二条の二の六第二項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二 銀行法第二十四条第一項若しくは第二項、第五十二条の五十三若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 銀行法第二十五条第一項若しくは第二項、第五十二条の五十四第一項若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 銀行法第四十五条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による命令に違反した者

五 銀行法第四十六条第三項において準用する銀行法第二十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は銀行法第五十二条の六十一の第三項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務を行った者

第九十条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（金庫又は信用金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第九十条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の四の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二（混和した財産の没収等）及び第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用



する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信用金庫法第九十条の四の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信用金庫法第九十条の四の三第一項」と読み替えるものとする。

第九十条の四の四 銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条の四の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
- 三 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者
- 四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
- 五 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第九十条の四の六 銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第九十条の四の七 銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 銀行法第五十二条の三十九第二項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
- 三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
- 四 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定信用金庫電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある者

る文字を使用した者

五 銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第九十条の六 第八十七条の四第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十条の七 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第八十九条の四又は第九十条の二（第三号を除く。） 三億円以下の罰金刑

二 第九十条の二の二（第二号を除く。）、第九十条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第九十条の四第一号 二億円以下の罰金刑

三 第九十条の四の二 一億円以下の罰金刑

四 第九十条、第九十条の二第三号、第九十条の二の二第二号、第九十条の三第四号、第五号若しくは第七号、第九十条の四第二号又は第九十条の四の五から前条まで 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十八条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定信用金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定に基づいて金庫が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

二の二 第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項又は第三百十二条第四項の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

三 第十七条第三項、第三十五条の八第四項又は第四十一条第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一条の規定に違反して、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四の二 第二十三条の二(第六十三条において準用する場合を含む。)、第三十七条の二(第六十三条において準用する場合を含む。)、第三十八条の七(第六十三条において準用する場合を含む。)、若しくは第五十四条の十六の規定又は第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十条若しくは第二項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記録し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四の三 第二十四条第六項、第四十八条の四(第六十三条において準用する場合を含む。)、の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

五 第二十四条第七項、第三十七条の二第一項(第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十八条の七第一項(第六十三条において準用する場合を含む。)、若しくは第五十五条の二第二項若しくは第三項の規定又は第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十二条第一項若しくは第三項の規定に違反して、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第三十一条の規定に違反したとき。

六の二 第三十二条第五項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

七 第三十二条第八項の規定に違反して役員を補充のために必要な手続をとらなかつたとき。

八 第三十五条第一項又は第三項(第六十四条において準用する場合を含む。)、の規定に違反したとき。

九 第三十五条の五第三項(第六十四条において準用する場合を含む。)、の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第三十八条の二第十項の規定又は第三十八条の三において準用する場合第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十の二 第三十八条の二第十三項において準用する場合第三百九十条第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。

十の三 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任(一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。、)の手続をすることを怠つたとき。

十の四 第三十八条の三において準用する場合第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十の五 第三十八条の三において準用する場合第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十の六 この法律において準用する場合の規定による調査を妨げたとき。

十一 第三十九条第五項(第六十四条において準用する場合を含む。)、の規定による開示をすることを怠つたとき。

- 十二 第四十二条（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 十三 第五十一条第一項若しくは第五十二条第二項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十八条第三項、第六十条、第六十一条、第六十一条の二第一項、第三項若しくは第七項、第六十一条の三第一項若しくは第三項から第五項まで、第六十一条の四第一項若しくは第三項若しくは第六十一条の五第七項の規定、第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項若しくは第六十一条の四第五項において準用する第五十二条第二項若しくは第五項の規定若しくは銀行法第三十四条第五項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け若しくは合併をしたとき。
- 十四 第五十二条第二項（第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項及び第六十一条の四第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第二項、第五十四条の五、第五十四条の十三、第五十八条第三項、第八十五条の十一第二項若しくは第八十七条の規定、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは掲示をしたとき。
- 十五 第五十四条第三項の規定に違反したとき。
- 十六 第五十四条の二第一項の規定に違反したとき。
- 十七 第五十四条の二の四第一項の規定に違反して全国連合会債を発行したとき。
- 十八 第五十四条の二の四第二項又は第三項の規定に違反したとき。
- 十九 第五十四条の三第二項又は第五十四条の十四の規定に違反したとき。
- 二十 第五十四条の二十一第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第五十四条の二十三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十四条の二十五第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。
- 十九の二 第五十四条の二十一第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。
- 十九の三 第五十四条の二十二第一項若しくは第二項ただし書（第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の二十五第一項の規定に違反したとき。
- 十九の四 第五十四条の二十二第三項又は第五項（これらの規定を第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。
- 十九の五 第五十四条の二十三第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第七項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第六項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。
- 二十 第五十六条又は第五十七条の規定に違反したとき。

二十一 清算の結了を遅延させる目的で、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十二 第六十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十三 第六十三条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

二十四 第八十七条の第二項の規定により付した条件（第三十一条、第五十四条の第二項、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二十三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第五十八条第六項若しくは第六十一条の第六項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十五 第八十七条の第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

二十六 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

二十六の二 銀行法第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二十七 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十八 銀行法第五十二条の四十九若しくは第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

2 会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の七において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第三十八条の三において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第九十一条の二 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八十七条の第四項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第八十七条の四第四項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反した者

二 銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者

第九十三条 第六条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反して他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

第九十三条の二 正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 銀行法第五十二条の六十一の第二十二項の規定に違反してその名称中に認定信用金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者
- 二 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

○長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）

（罰則）

第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者
- 二 第十六条の五第一項の規定に違反して、許可を受けないで長期信用銀行代理業を営んだ者
- 三 不正の手段により第十六条の五第一項の許可を受けた者
- 四 第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に長期信用銀行の業務を営ませた者
- 五 銀行法第五十二条の四十一（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に長期信用銀行代理業（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合）を営ませた者
- 六 第十七条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

第二十三条の三 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十六条の二の四第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は長期信用銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。
- 二 第十六条の二の四第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。
- 三 第十六条の二の四第五項の規定による命令に違反して長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は銀行法第五十二条の三十四第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第三項又は第十六条の六第二項の規定により付した条件に違反した者
- 二 銀行法第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者
- 二 銀行法第五十二条の六十九の規定に違反した者
- 三 銀行法第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 四 銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 五 銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の三第一項又は第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで外国銀行代理業務を営んだ者
- 一の二 第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 二 第十九条第一項の規定により付した条件（第十六条の二の四第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者
- 三 銀行法第十九条、第五十二条の二十七又は第五十二条の五十第一項（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

三の二 銀行法第二十条第四項若しくは第五十二条の二十八第三項の規定に違反して、これらの規定による公告をせず、若しくは銀行法第二十条第六項若しくは第五十二条の二十八第五項の規定に違反して、これらの規定に規定する情報を電磁的方法（銀行法第二十条第六項に規定する電磁的方法をいう。次号において同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録（銀行法第二十条第三項に規定する電磁的記録をいう。同号において同じ。）に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

三の三 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十二条の二の六第二項、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項、第五十二条の二の六第二項、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しく

は虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

四 銀行法第二十四条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十四条第二項、第五十二条の七、第五十二条の十の二、第五十二条の三十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 銀行法第二十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十五条第二項、第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第一項、第五十二条の三十二第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五の二 銀行法第二十九条の規定による命令に違反した者

六 銀行法第四十五条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条の規定による命令に違反した者

七 銀行法第四十六条第三項において準用する銀行法第二十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八 銀行法第五十二条の三十四第一項の規定による命令（取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

九 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだ者

第二十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限り、銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第二十五条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により



当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第二十五条の二の五 銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十五条の二の六 銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第五十二条の三十九第二項、第五十二条の五十二、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二条の四十第一項（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に違反した者

三 銀行法第五十二条の四十第二項（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、銀行法第五十二条の四十第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二十六条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十三条の二第六号又は第二十四条 三億円以下の罰金刑

二 第二十四条の二（第二号を除く。）、第二十五条第一号の二から第五号の二まで、第八号若しくは第九号又は第二十五条の二第一号 二億円以下の罰金刑

三 第二十五条の二の二 一億円以下の罰金刑

四 第二十三条の二（第六号を除く。）、第二十四条の二第二号、第二十五条第一号、第六号、第七号若しくは第十号、第二十五条の二第二号又は第二十五条の二の四から前条まで 各本条の罰金刑

○労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

第十一章 罰則

第九十九条 金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、金庫の事業の範囲外において、金庫の金銭により貸付け若しくは手形の割引をし、又は投機取引のため金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には適用しない。

第九十九条の二 第九十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の事業を行った金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者

二 不正の手段により第六条の免許を受けた者

三 第八十九条の三第一項の規定に違反して、許可を受けないで労働金庫代理業を行った者

四 不正の手段により第八十九条の三第一項の許可を受けた者

五 第八十九条の五第一項の規定に違反して、登録を受けないで労働金庫電子決済等代行業を営んだ者

六 不正の手段により第八十九条の五第一項の登録を受けた者

七 第八十九条の十二第四項の規定による労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

八 第九十四条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者

九 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に労働金庫代理業を行わせた者

第百条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条第一項の規定又は銀行法第二十六条第一項、第五十二条の五十六第一項若しくは第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二 銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反したとき。

三 銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者
  - 二 銀行法第五十二条の六十九の規定に違反した者
  - 三 銀行法第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
  - 四 銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
  - 五 銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者
- 第百条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 一 第九十二条第三項若しくは第九十三条第二項の規定若しくは銀行法第二十五条第一項若しくは第二項、第五十二条の五十四第一項若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
  - 二 銀行法第十九条、第五十二条の五十第一項又は第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者
  - 二の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者
  - 三 銀行法第二十四条第一項若しくは第二項、第五十二条の五十三若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
  - 四 銀行法第四十五条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による命令に違反した者
  - 五 銀行法第四十六条第三項において準用する銀行法第二十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
  - 六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は銀行法第五十二条の六十一の三第三項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
  - 七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務を行った者

第百条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（労働金庫又は労働金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第百条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条の四の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二（混和した財産の没収等）及び第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第九十八条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「労働金庫法第百条の四の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「労働金庫法第百条の四の三第一項」と読み替えるものとする。

第百条の四の四 銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条の四の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

三 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

五 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第百条の四の六 銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第百条の四の七 銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けなくて紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 銀行法第五十二条の三十九第二項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
- 三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
- 四 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定労働金庫電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者
- 五 銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第百条の六 第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百条の七 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第九十九条の二又は第百条の二（第三号を除く。） 三億円以下の罰金刑
- 二 第百条の二の二（第二号を除く。）、第百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第百条の四第一号 二億円以下の罰金刑
- 三 第百条の四の二 一億円以下の罰金刑
- 四 第百条、第百条の二第三号、第百条の二の二第二号、第百条の三第四号、第五号若しくは第七号、第百条の四第二号又は第百条の四の五から前条まで 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事若しくは清算人、第四十一条の二第三項の規定による監査をする会

計監査人若しくはその職務を行うべき社員、労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定労働金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定に基づいて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 第十七条第二項、第三十七条の六第四項又は第四十五条第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一条の規定に違反して、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四の二 第二十三条の四（第六十七条において準用する場合を含む。）、第四十条（第六十七条において準用する場合を含む。）、第四十一条（第四十条の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五十三条の四（第六十七条において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の五（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定又は第六十七条において準用する会社法第四百九十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 第二十四条第七項、第五十三条の二（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

六 第二十四条第八項、第四十条（第六十七条において準用する場合を含む。）、第五十三条の五（第六十七条において準用する場合を含む。）若しくは第五十九条の二第二項若しくは第三項の規定又は第六十七条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第三項の規定に違反して、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六の二 第三十一条の規定に違反したとき。

七 第三十二条第四項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

八 第三十二条第八項の規定に違反して役員を補充のために必要な手続をとらなかつたとき。

八の二 第三十五条第一項又は第三項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第三十七条の三第三項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

九の二 第四十一条の二十項の規定又は第四十一条の三において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

九の三 第四十一条の二十第三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。

十 第四十一条の三において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽した

とき。

十の二 第四十一条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定又は第五十九条の三（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに帳簿又は書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十の三 この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。

十の四 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手續をすることを怠つたとき。

十一 第四十二条第五項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

十二 第四十六条（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十三 第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十二条第三項、第六十二条の三、第六十二条の四、第六十二条の五第一項、第三項若しくは第七項、第六十二条の六第一項若しくは第三項から第五項まで、第六十二条の七第一項若しくは第三項若しくは第六十三条第七項の規定、第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項若しくは第六十二条の七第五項において準用する第五十七条第二項若しくは第五項の規定若しくは銀行法第三十四条第五項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け若しくは合併をしたとき。

十四 第五十七条第二項（第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項及び第六十二条の七第五項において準用する場合を含む。）、第六十二条第三項、第八十九条の十二第二項若しくは第九十一条の規定、第六十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは掲示をしたとき。

十五 第五十八条第三項の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。

十六 第五十八条第四項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

十七 第五十八条の二第二項の規定に違反したとき。

十八 第五十八条の三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十八条の四第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第五十八条の五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十八条の七第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

十八の二 第五十八条の三第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

十八の三 第五十八条の四第一項若しくは第二項ただし書（第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）又は第五十八条の七第一項の規定に違反したとき。

十八の四 第五十八条の四第三項又は第五項（これらの規定を第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

十八の五 第五十八条の五第三項の認可を受けず、又は同条第四項において準用する同条第三項の認可を受けず、同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

十九 第六十条又は第六十一条の規定に違反したとき。

二十 清算の結了を遅延させる目的で、第六十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたととき。

二十一 第六十七条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十二 第六十七条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

二十三 第九十一条の二第一項の規定により付した条件（第三十一条、第五十八条の三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五十八条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十四 第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

二十五 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

二十六 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十七 銀行法第五十二条の四十九又は第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

2 会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十七条の五において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第四十一条の三において準用する会社法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第百一条の二 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
二 正当な理由がないのに、第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八条第二項の規定に違反した者  
二 銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者



第二百二条の二 第八条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反して他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれがある名称又は商号を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

第二百二条の三 正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第八十九条の二第三項の規定に違反して、全国労働金庫協会という名称を用いた者
- 二 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定労働金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者
- 三 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）（抄）

#### （高金利の処罰）

第五条 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

3 前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をしたときは、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

#### （高保証料の処罰）

第五条の二 金銭の貸付け（金銭の貸付けを行う者が業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の保証（業として行うものに限る。

以下この条及び次条において同じ。）を行う者が、当該保証に係る貸付けの利息と合算して当該貸付けの金額の年二十パーセントを超える割合となる保証料の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合となる保証料を受領し、又は

その支払を要求した者も、同様とする。

254 (略)

(保証料がある場合の高金利の処罰)

第五条の三 金銭の貸付けを行う者が、当該貸付けに係る保証料の契約の後に当該貸付けの利息を増加する場合において、その保証料と合算して年二十パーセントを超える割合となる利息(年二十パーセントを超える割合のものを除く。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合となる利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 金銭の貸付けを行う者が、保証があり、かつ、変動利率をもつて利息が定められる貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を超える割合による利息(年二十パーセントを超える割合のものを除く。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一 当該保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 当該特約上限利率

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセント

3 金銭の貸付けを行う者が、根保証(元本極度額及び元本確定期日の定めのあるものに限る。)のある金銭の貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を超える割合による利息(年二十パーセントを超える割合のものを除く。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一 当該根保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 当該特約上限利率

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パーセント

(その他の罰則)

第八条 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、第五条第一項若しくは第二項、第五条の二第一項又は第五条の三の規定に係る禁止を免れる行為をした者は、五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、第五条第三項の規定に係る禁止を免れる行為をした者は、十年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一条、第二条第一項、第三条又は第四条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二 いかなる名義をもつてするかを問わず、また、いかなる方法をもつてするかを問わず、前号に掲げる規定に係る禁止を免れる行為をした者

4 (略)

- 第九条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 一 第五条第一項若しくは第二項、第五条の二第一項、第五条の三又は前条第一項 三千万円以下の罰金刑
  - 二 第五条第三項又は前条第二項 一億円以下の罰金刑
  - 三 前条第三項（第三条に係る部分を除く。） 同項の罰金刑
- 2・3（略）

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

第九章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第一項の規定に違反して、免許を受けないで銀行業を営んだ者
- 二 不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者
- 三 第九条の規定に違反して、他人に銀行業を営ませた者
- 四 第十三条の四、第五十二条の二の五又は第五十二条の四五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者
- 五 第五十二条の三十六第一項の規定に違反して、許可を受けないで銀行代理業を営んだ者
- 六 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けた者
- 七 第五十二条の四十一（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に銀行代理業（第五十二条の二の十において準用する場合にあつては、外国銀行代理業務）を営ませた者
- 八 第五十二条の六十一の二の規定に違反して、登録を受けないで電子決済等代行業を営んだ者
- 九 不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けた者

第六十一条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五十二条の十七第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社に  
なつたとき又は銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第五十二条の十七第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。  
三 第五十二条の十七第五項の規定による命令に違反して銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は第五十二条の三十四第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反したとき。
- 二 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項、第五十二条の五十六第一項又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
- 三 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第六十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者
- 二 第五十二条の六十九の規定に違反した者
- 三 第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 四 第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 五 第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第五十二条の二十七、第五十二条の五十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 第二十条第四項若しくは第五十二条の二十八第三項の規定に違反して、これらの規定による公告をせず、若しくは第二十条第六項若しくは第五十二条の二十八第五項の規定に違反して、これらの規定に規定する情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

一の三 第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）以下この号において

同じ。)、第五十二条の二の六第二項、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、第二十一条第四項、第五十二条の二の六第二項、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二 第二十四条第一項(第四十三條第三項において準用する場合を含む。)、第二十四条第二項、第五十二条の七、第五十二条の十一、第五十二条の三十一第一項若しくは第二項、第五十二条の五十三若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十五条第一項(第四十三條第三項において準用する場合を含む。)、第二十五条第二項、第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第一項、第五十二条の三十二第一項若しくは第二項、第五十二条の五十四第一項若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三の二 第二十九条の規定による命令に違反した者

四 第四十三條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、の規定による命令に違反した者

五 第四十五条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による命令に違反した者

六 第四十六条第三項において準用する第二十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六の二 第五十二条の二第一項又は第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずに外国銀行代理業務を営んだ者

七 第五十二条の三十四第一項の規定による命令(取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。)に違反した者

八 第五十二条の三十七第一項の規定による申請書若しくは同條第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同條第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

九 第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだ者

十 第五十四条第一項の規定により付した条件(第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。)に違反した者

第六十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条の三(第一号に係る部分に限る。)、又は第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限り、第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)、の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(銀行又は銀行代理業者を含む。)、の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第六十三條の二の二 準用金融商品取引法第三十九條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三條の二の三 前條の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九條の二（混和した財産の没収等）及び第二百九條の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九條の二第二項中「第百九十八條の二第二項又は第二百九條の二」とあるのは「銀行法第六十三條の二の三第一項」と、「この條、次條第一項及び第二百九條の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次條第一項」とあるのは「次項」と、同條第二項中「混和財産（第二百九條の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九條の三第二項中「第百九十八條の二第二項又は第二百九條の二」とあるのは「銀行法第六十三條の二の三第一項」と読み替えるものとする。

第六十三條の二の四 第五十二條の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三條の二の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七條第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七條第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同條第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七條の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同條第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

五 第五十二條の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十三條の二の六 第五十二條の七十一若しくは第五十二條の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第六十三條の二の七 第五十二條の八十三第一項の認可を受けないうで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百五十五条第一項（調査記録簿等の記載等）の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

二 第五十二条の三十九第二項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に違反した者

四 第五十二条の四十第二項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

六 第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第六十四条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十一条第四号又は第六十二条（第三号を除く。） 三億円以下の罰金刑

二 第六十二条の二（第二号を除く。）、第六十三条第一号から第四号まで、第七号、第八号若しくは第十号又は第六十三条の二第一号 二億円以下の罰金刑

三 第六十三条の二の二 一億円以下の罰金刑

四 第六十一条（第四号を除く。）、第六十一条の二、第六十二条第三号、第六十二条の二第二号、第六十三条第五号から第六号の二まで若しくは第九号、第六十三条の二第二号又は第六十三条の二の五から前条まで 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該銀行であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行議決権大量保有者が銀行議決権大量保有者でない者、銀行議決権大量保有者であつた者を含み、銀行議決権大量保有者が法人等（法人及び第三条の二第一項第一号に掲げる法人で

ない団体をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行主要株主（銀行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含み、銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行持株会社（銀行持株会社でなくなつた場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社（特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人、銀行代理業者若しくは電子決済等代行業者（銀行代理業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項、第六条第三項、第八条第二項若しくは第三項又は第四十七条の三の規定による内閣総理大臣の認可を受けずにこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二 第七条第一項又は第五十二条の十九第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

三 第十二条又は第五十二条の二十一第二項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

四 第八条第一項若しくは第四項、第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項、第五十二条の二第三項、第五十二条の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項、第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第一項から第五項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

五 第十六条の二第二項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第十六条の四第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第五十二条の二十三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

六 第十六条の二第七項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずに同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき、又は同条第九項において準用する同条第七項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずに同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第七項に規定する子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき。

七 第十六条の四第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の二十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。

八 第十六条の四第三項若しくは第五項又は第五十二条の二十四第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

九 第十八条の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかつたとき。

十 第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条



の三十三第一項若しくは第三項、第五十二条の五十五、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令に違反したとき。

十一 第三十四条第五項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

十二 第四十七条の二の規定に違反して同条に規定する額以上の資産を国内において保有しないとき。

十三 第四十八条、第五十二条第二項若しくは第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十四 第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

十五 第五十二条の二の十一第一項、第五十二条の三第一項、第三項若しくは第四項、第五十二条の四第一項若しくは第二項、第五十二条の五、第五十二条の六、第五十二条の九第三項若しくは第五十二条の十七第二項若しくは第四項の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

十六 第五十二条の九第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつたとき、又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立したとき。

十七 第五十二条の九第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

十八 第五十二条の九第四項の規定による命令に違反して銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第五十二条の十五第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

十九 第五十二条の二十一の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務を行つたとき。

二十 第五十二条の二十三第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき、若しくは同条第八項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第六項に規定する子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき、又は第五十二条の二十三の二第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき。

二十一 第五十二条の四十三（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十二 第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十三 第五十四条第一項の規定により付した条件（第八条第二項若しくは第三項、第十六条の二第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第四十七条の三、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の二十三第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第五十二条の二十三の二第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十四 第五十七条の四の規定による登記をしなかつたとき。

二十五 第五十七条の四の規定による登記をしなかつたとき。

第六十六条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第六条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用した者
- 二 第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百四十六条第三項（調査の義務等）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 正当な理由がないのに、第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号（財務諸表等の備置き及び閲覧等）又は第九百五十五条第二項各号（調査記録簿等の記載等）に掲げる請求を拒んだ者
- 四 第五十二条の七十六の規定に違反した者

第六十六条の二 正当な理由がないのに第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者
- 二 第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

○貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）

#### 第五章 罰則

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の手段によつて第三条第一項の登録を受けた者
- 二 第十一条第一項の規定に違反した者
- 三 第十二条の規定に違反した者

第四十七条の二 第二十四条の六の四第一項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第六号又は第七号に該当する者から信用情報の提供を受けた者も、同様とする。

- 一 第四条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十一条第二項又は第三項の規定に違反した者
- 三 第二十一条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十

四 四の六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第四十一条の四の規定による命令（役員解任の命令を除く。）に違反した者

五 第四十一条の十六（第四十一条の二十四第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

六 第四十一条の三十八第一項の規定に違反して返済能力等調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供をした者

七 第四十一条の三十八第二項の規定に違反して加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、又は第三者に提供した者

2 第二十四条の十二第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十二条の五の規定に違反した者

一の二 第十二条の六（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して虚偽のことを告げた者

一の三 第十二条の七（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

一の四 第十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の場合において、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した調査をせずに、同条第二項に規定する貸付けの契約を個人である顧客等と締結し、又は同条第五項に規定する極度方式基本契約の極度額を増額した者

一の五 第十三条の三第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第十五条第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をした者

二の二 第十五条第二項の規定に違反して第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録した者

三 第十六条第一項の規定に違反して著しく事実と相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をした者

三の二 第十六条の二第一項、第二項又は第三項（第二十四条第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定（第十六条の二第三項にあつては、第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三の三 第十六条の三第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して書面を交付せず、又は第十六条の三第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十七条（第六項及び第七項を除く。）又は第十八条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第二十七項（第六項及び第七項を除く。）又は第十八条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

- 四の二 第二十条第一項又は第二項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 五 第二十条第三項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して書面を交付せず、又は第二十条第三項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
- 五の二 第二十条の二（第一号に係る部分に限り、第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、第二十条の二に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管した者
- 五の三 第二十条の二（第二号に係る部分に限り、第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 六 第二十四条第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債権の債権譲渡等をした者
- 七 第二十四条の二第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結した者
- 八 第二十四条の三第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託した者
- 八の二 第二十四条の六の三第一項の規定による命令に違反した者
- 八の三 第二十四条の六の九の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者
- 八の四 第二十四条の六の十第一項若しくは第二項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第二十四条の六の十一第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 八の五 第二十四条の六の十第三項若しくは第四項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第二十四条の六の十一第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 八の六 第二十四条の六の十二第三項又は第四項の規定に違反して、三十日以内に、社内規則の作成若しくは変更をせず、若しくは内閣総理大臣若しくは都道府県知事の承認を受けず、又は承認を受けた社内規則を内閣総理大臣若しくは都道府県知事の承認を受けずに変更し、若しくは廃止した者
- 八の七 第二十七条第一項の認可申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
- 九 第四十一条の五第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 九の二 第四十一条の十四第一項の指定申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

九の三 第四十一条の二十九第一項の規定による業務及び財産に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした業務及び財産に関する報告書を提出した者

九の四 第四十一条の三十第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九の五 第四十一条の三十一の規定による命令に違反した者

九の六 第四十一条の三十五の規定に違反した者

九の七 第四十一条の三十六第一項又は第二項の規定に違反した者

九の八 第四十一条の四十第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

九の九 第四十一条の四十六の規定に違反した者

九の十 第四十一条の五十七第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

九の十一 第四十一条の五十八第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九の十二 第四十一条の五十九第一項の規定による命令に違反した者

十 第四十四条の四第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

2 第二十四条の十九第二項又は第二十四条の四十六の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第四十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条の規定に違反した者

二 第四十一条の四十一第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第四十八条の三 第四十一条の二の規定に違反して職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の三第一項の規定に違反して、貸金業務取扱主任者を置かなかつた者

二 第十二条の三第四項の規定に違反した者

三 第十二条の四第一項の規定に違反した者

- 三の二 第十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第十三条の三第三項の規定に違反した者
  - 三の三 第十三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第十三条の三第四項の規定に違反して調査に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又はこれを保存しなかつた者
  - 四 第十四条に規定する事項を掲げせず、又は虚偽の掲示をした者
  - 五 第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、これに第十九条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者
  - 六 第十九条の二後段（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿の閲覧又は謄写の請求を拒んだ者
  - 七 第二十一条第二項又は第三項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に違反して、第二十一条第二項各号（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があつた場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかにしなかつた者
  - 七の二 第二十三条の規定に違反した者
  - 八 第二十四条第一項（同条第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第一項（第二十四条の六において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項（第二十四条の六において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項（同条第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）又は第二十四条の五第一項（同条第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
  - 九 第三十七条第八項の規定に違反した者
  - 十 第四十一条の二十二（第四十一条の二十四第四項において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者
  - 十一 第四十一条の四十八又は第四十一条の五十九第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者
- 第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 二 第八条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者
  - 二の二 第十二条の四第二項の規定に違反して従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者
  - 三 第二十四条の六の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 四 第四十一条の十八第一項の規定に違反して、他の業務を行つた者

五 第四十一条の二十第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは内閣総理大臣の認可を受けず、又は内閣総理大臣の認可を受けずに業務規程の変更をした者

六 第四十一条の三十二第一項の規定に違反した者

七 第四十一条の六十第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者

2 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした指定試験機関の役員若しくは職員若しくは指定試験機関から業務の委託を受けた者（法人である場合にあつては、その役員又は職員）又は登録講習機関（法人である場合にあつては、その役員又は職員）は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の十五又は第二十四条の四十七の規定に違反して帳簿を備えず、これらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

二 第二十四条の十七第一項若しくは第二項又は第二十四条の四十九第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十四条の十八第一項の規定による許可を受けず、又は第二十四条の四十三の規定による届出をしないで、試験事務又は講習事務の全部を廃止したとき。

第五十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十三条第一項の規定に違反した者

二 第三十三条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十一条の二十七第一項又は第四十一条の二十八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第四十一条の三十二第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による通知をせず、若しくは虚偽の通知をした者

五 第四十一条の四十五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第四十一条の五十五第一項、第四十一条の五十六又は第四十一条の六十第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第四十一条の六十第三項又は第四十一条の六十一第四項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第五十条の三 貸金業協会の役員（仮理事及び仮監事を含む。）又は職員が、その職務に関して、賄賂<sup>ろ</sup>を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第五十条の四 前条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第五十一条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十七条、第四十七条の二、第四十七条の三第一項第四号又は第四十八条第一項第八号の七、第九号、第九号の八若しくは第九号の十から第九号の十二まで 一億円以下の罰金刑

二 第四十七条の三から第五十条の二まで（第四十七条の三第一項第四号及び第二項、第四十八条第一項第八号の七、第九号、第九号の八及び第九号の十から第九号の十二まで並びに第二項、第四十八条の三並びに第五十条第二項を除く。） 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第四十七条又は第四十七条の二の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団又は財団について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十一条の二 第四十一条の三の規定による命令に違反した場合においては、その行為をした貸金業協会の役員（仮理事及び仮監事を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

第五十一条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした貸金業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、登録講習機関（その登録講習機関が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は指定信用情報機関若しくは指定紛争解決機関の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二十四条の四十四第一項の規定に違反して財務諸表等を作成せず、若しくは財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは財務諸表等を備え置かず、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだとき。

二 第三十三条第二項後段又は第四十一条の十一第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第三十七条第七項の規定に違反したとき。

四 第四十一条の十第一項の規定に違反したとき。

五 第四十一条の十五の規定に違反して、内閣総理大臣の認可を受けずに、法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は事業を営んだとき。

六 第四十一条の二十五の規定に違反したとき。

七 第四十一条の五十三の規定に違反したとき。

2 第二十五条第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者（その者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはそ



の職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十二條（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 第四十一條の二十六の規定に違反したとき。
- 三 第四十一條の五十四の規定に違反したとき。

○農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

#### 第十一章 罰則

第九十八條 農林中央金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、農林中央金庫の業務の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために農林中央金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、これを適用しない。

第九十八條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三條第八項の規定に違反して他人に農林中央金庫の業務を営ませた者
  - 二 第五十九條の三、第五十九條の七又は第九十五條の五において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九條第一項の規定に違反した者
  - 三 第九十五條の二第一項の規定に違反して許可を受けないで農林中央金庫代理業を営んだ者
  - 四 不正の手段により第九十五條の二第一項の許可を受けた者
  - 五 第五十九條の八又は第九十五條の四第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二條の四十一の規定に違反して他人に外国銀行代理業務又は農林中央金庫代理業を営ませた者
  - 六 第九十五條の五の二第一項の規定に違反して登録を受けないで農林中央金庫電子決済等代行業を営んだ者
  - 七 不正の手段により第九十五條の五の二第一項の登録を受けた者
  - 八 第九十五條の五の九第四項の規定による農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者
- 第九十八條の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 一 準用銀行法第五十二條の三十八第二項の規定により付した条件に違反したとき。
  - 二 準用銀行法第五十二條の五十六第一項又は第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十九の規定に違反した者

三 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫若しくはその子法人等の役員若しくは職員又は農林中央金庫代理業者その他農林中央金庫から業務の委託を受けた者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者と農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者から農林中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者（その者が法人であるときは、その役員又は職員）は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第八十条第一項若しくは第二項、準用銀行法第五十二条の五十第一項若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

二 第八十一条第一項若しくは第二項若しくは準用銀行法第五十二条の二の六第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第八十一条第四項若しくは準用銀行法第五十二条の二の六第二項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

三 第八十三条第一項若しくは第二項、準用銀行法第五十二条の五十三若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 第八十四条第一項若しくは第二項、準用銀行法第五十二条の五十四第一項若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで農林中央金庫代理業及び農林中央金庫代理業に付随する業務以外の業務を営んだとき。

第九十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十九条の二（第一号に係る部分に限る。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があった場合において、顧客以外の者（農林中央金庫又は農林中央金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第九十九条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第九十八条の二第二項又は第二百九条の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十九条の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十九条の二の三第一項」と読み替えるものとする。

第九十九条の二の四 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十九条の二の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

五 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条の二の六 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第九十九条の二の七 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二、第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項若しくは第九十五条の八第一項において準用する同法第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

五 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

七 第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者

第九十九条の四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第九十八条の二第二号又は第九十八条の三（第三号を除く。） 三億円以下の罰金刑
- 二 第九十八条の四（第二号を除く。）又は第九十九条の二第一号 二億円以下の罰金刑
- 三 第九十九条（第六号を除く。） 二億円以下の罰金刑（清算中の農林中央金庫にあつては、三百万円以下の罰金刑）
- 四 第九十九条の二の二 一億円以下の罰金刑
- 五 第九十八条の二（第二号を除く。）、第九十八条の三第三号、第九十八条の四第二号、第九十九条第六号、第九十九条の二第二号又は第九十九条の二の五から前条まで 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。
- 二 総会又は総代会に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠蔽したとき。
- 三 この法律の規定による総会又は総代会の招集を怠ったとき。
- 四 この法律の規定（第八十一条第一項、第二項及び第四項並びに準用銀行法第五十二条の五十一第一項及び第二項を除く。）又はこの法律に基づいて発する命令により事務所に備えて置くべきものとされた書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

- 五 第三条第七項又は第四条第四項の規定に違反して届出をすることを怠り、又は不正の届出をしたとき。
- 六 第六条第一項の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠ったとき。
- 七 第十九条又は第七十九条の規定に違反したとき。
- 八 第二十四条第三項の規定に違反して同項に規定する者を監事に選任しなかったとき。
- 九 第二十四条第六項において準用する会社法第三百四十三條第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせ

ず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかったとき。

九の二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任手続をしなかったとき。

十 第二十四条の五第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

十一 第二十四条の五第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三項の規定に違反したとき。

十二 第二十九条第四項の規定に違反して常勤の監事を選定しなかったとき。

十三 第三十条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第五項の規定による開示をすることを怠ったとき。

十四 第三十二条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）の規定、第三十二条第五項若しくは第九十五条において準用する場合又は第三十三条第五項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたとき。

十五 第三十三条第五項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠蔽したとき。

十六 第三十八条の二第四項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠蔽したとき。

十七 第四十九条の二（第九十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかったとき。

十八 第五十二条又は第五十三条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少したとき。

十九 第五十五条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

十九の二 第五十九条の四第二項、第九十五条の三第三項若しくは第九十五条の五の九第二項、準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六若しくは第五十三条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十九の三 準用銀行法第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十九の四 準用銀行法第五十二条の二の九の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

十九の五 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九の六 準用銀行法第五十二条の四十九若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十九の七 準用銀行法第五十二条の五十五又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令に違反したとき。

二十 第六十条の規定に違反して農林債を発行したとき。

二十一 第六十二条第二項又は第六十七条の規定に違反したとき。

二十二 第六十三条、第六十六条若しくは第七十二条第十三項又は第九十五条において準用する場合又は第九十九条第一項に規定する届出若しくは公告をすることを怠り、又は不正の届出若しくは公告をしたとき。

二十二の二 第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十二の二 第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十二の二 第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十二の二 第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十二の二 第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十二の二 第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十二の二 第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十二の二 第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十二の二 第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十二の三 第六十八条第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二十三 第七十二条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二十四 第七十二条第七項の規定による主務大臣の認可を受けずに認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第九項において準用する同条第七項の規定による主務大臣の認可を受けずに同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十五 第七十三条第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

二十六 第七十三条第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

二十六の二 第七十五条の二第一項、第九十三条第一項又は第九十四条第一項の規定に違反して、会計帳簿、財産目録、貸借対照表又は決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二十七 第七十六条第一項の規定に違反して準備金を積み立てなかったとき。

二十八 第七十七条の規定に違反して剰余金を処分したとき。

二十九 第八十五条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは第八十六条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

三十 第九十五条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠ったとき。

三十一 清算の結了を遅延させる目的で、第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

三十二 第九十五条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

三十三 第九十五条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して農林中央金庫の財産を分配したとき。

三十四 第九十六条第一項の規定により付した条件（第三条第四項若しくは第六項、第五十九条の四第一項又は第七十二条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）に違反したとき。

三十五 第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかったとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十二条第五項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第三十三条第五項において準用する同法第九百七十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者

二 第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百条の三 正当な理由がないのに第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第百一条 第四十二条（第九十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条の規定に違反した者
- 二 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者
- 三 第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

○株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）

## 第十章 罰則

第六十七条 商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十八条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十九条 第六十七条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二条第六項の規定に違反して、他人に商工組合中央金庫の業務を営ませたとき。



二 第二十九条において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反したとき。

三 第六十条の三の規定に違反して、同条の登録を受けないで商工組合中央金庫電子決済等代行業（第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。第五号において同じ。）を営んだとき。

四 不正の手段により第六十条の三の登録を受けたとき。

五 第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条、第六十条又は第六十条の十九第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二 第六十条の三十第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十条、第五十七条第一項若しくは第二項若しくは第六十条の十六第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第十一条第一項、第五十八条第一項若しくは第二項若しくは第六十条の十七第一項若しくは第二項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第五十一条若しくは第六十条の十五の規定に違反して、これらに規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

四 第五十二条第四項の規定に違反して、同項の規定による公告をせず、若しくは同条第六項の規定に違反して、同項に規定する情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

五 第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同条第四項に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

六 第六十条の四第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があった場合において、顧客以外の者（商工組合中央金庫又は代理組合等を含む。）の利益

を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定の違反があった場合において、当該違反行為をした者

2 前項第二号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第九十八條の二第一項又は第二百九條の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三條第二項」と、「この條、次條第一項及び第二百九條の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次條第一項」とあるのは「次項」と、同條第二項中「混和財産（第二百九條の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九條の三第二項中「第九十八條の二第一項又は第二百九條の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第七十三條第二項」と読み替えるものとする。

第七十三條の二 第六十條の二十七の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七條第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。

二 準用金融商品取引法第三十七條第二項の規定に違反したとき。

三 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき又は同條第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

四 準用金融商品取引法第三十七條の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき又は同條第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。

五 第六十條の二十九第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

第七十四條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十條の七第三項若しくは第六十條の九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第六十條の二十三第三項の規定に違反してその名称中に認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会（第六十條の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会をいう。第七十六條及び第七十七條第二号において同じ。）の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

第七十五条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十条第二号又は第七十一条第一号 三億円以下の罰金刑

二 第七十二条又は第七十三条第一項第一号 二億円以下の罰金刑

三 第七十三条第一項第二号 一億円以下の罰金刑

四 第七十条（第二号を除く。）、第七十一条第二号又は前二条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、支配人、清算人、株主名簿管理人、株主（株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、商工組合中央金庫電子決済等代行業者（第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）若しくは電子決済等代行業者（商工組合中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第二項、第三条第三項又は第四条の規定による主務大臣の認可を受けなくてこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二 第二条第一項若しくは第四項、第三条第四項、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第三項、第三十九条第七項、第六十条の七第一項、第六十条の八又は第六十条の三十二第二項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

三 第六条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四 第八条第一項の規定による主務大臣の認可を受けなくて同項の政令で定める取引又は行為により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になったとき。

五 第八条第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であったとき。

六 第八条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第八条第五項の規定による命令に違反して主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であったとき、又は第十三条第二項の規定に違反して同項に規定する主務大臣が指定する期間を超えて主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であったとき。

八 第十二条、第十三条第一項、第六十条の十八又は第六十条の三十第一項の規定による命令に違反したとき。

九 第二十条第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

十 第二十二條の規定に違反して他の業務を営んだとき。

十一 第三十九條第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第四十條第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

十二 第三十九條第四項の規定による主務大臣の認可を受けなくて同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同條第六項において準用する同條第四項の規定による主務大臣の認可を受けなくて同條第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同條第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

十三 第四十條第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

十四 第四十條第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

十五 第四十二條の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかったとき。

十六 第五十九條の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同條の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

十七 第六十條の十四の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十八 第六十二條第一項の規定により付した条件（第二條第二項、第三十九條第四項（同條第六項において準用する場合を含む。）及び第六十一條の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

十九 第六十四條の規定による登記をしなかったとき。

第七十六條の二 正当な理由がないのに第六十條の二十三第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第七十七條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五條の規定に違反したとき。

二 第六十條の二十三第二項の規定に違反してその名称中に認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

## 第八章 罰則

第七十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條の登録を受けなくて第三者型前払式支払手段（第三條第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。第三号において同じ。）の発行の業務を行った者

- 二 不正の手段により第七条、第三十七条又は第六十三条の二の登録を受けた者
- 三 第十二条の規定に違反して、他人に第三者型前払式支払手段の発行の業務を行わせた者
- 四 第四十二条の規定に違反して、他人に資金移動業を営ませた者
- 五 第六十三条の二の登録を受けないで仮想通貨交換業を行った者
- 六 第六十三条の七の規定に違反して、他人に仮想通貨交換業を行わせた者
- 七 第六十四条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の免許を受けないで資金清算業を行った者
- 八 不正の手段により第六十四条第一項の免許を受けた者

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五十六条第一項の規定による資金移動業の全部又は一部の停止の命令に違反した者
- 二 第六十三条の十一第一項の規定に違反した者
- 三 第六十三条の十七第一項の規定による仮想通貨交換業の全部又は一部の停止の命令に違反した者
- 四 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者
- 五 第九十六条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十条第二項、第六十一条第三項若しくは第六十三条の二十第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者
- 二 第四十三条第一項の規定に違反して、供託を行わなかった者
- 三 第四十六条の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者
- 四 第五十二条、第六十三条の十三若しくは第七十八条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者
- 五 第五十三条第一項若しくは第二項、第六十三条の十四第一項若しくは第二項若しくは第七十九条の規定による報告書若しくは第五十三条第三項若しくは第六十三条の十四第三項若しくは第四項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは添付書類を提出した者
- 六 第五十四条第一項若しくは第二項、第六十三条の十五第一項若しくは第二項若しくは第八十条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 七 第五十四条第一項若しくは第二項、第六十三条の十五第一項若しくは第二項若しくは第八十条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の問題に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 八 第六十五条第一項の規定による免許申請書又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第百十条 第二十六条又は第二十七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十一条 第七十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）又は第九十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第一項の規定による届出書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出した者

二 第八条第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類、第三十八条第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類又は第六十三条の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、供託を行わなかった者

四 第十七条の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者

五 第二十二条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

六 第二十三条第一項の規定による報告書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは添付書類を提出した者

七 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

八 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九 第九十五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十 第九十五条の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百十三条 第五十五条、第六十三条の十六、第八十一条又は第九十六条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第三項、第十一条第一項、第四十一条第一項若しくは第六十三条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第一項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三 第二十条第四項、第六十一条第七項若しくは第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者

四 第二十五条の規定による命令に違反した者

五 第三十条第二項の規定による届出書若しくは同条第三項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出した者

六 第三十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第六十九条第二項若しくは第七十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第七十六条の規定に違反した者

九 第八十九条第三項の規定に違反して、その名称中に認定資金決済事業者協会の会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。以下同じ。）と誤認されるおそれのある文字を用いた者

十 第一百条第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第一百五條 法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第一百八条（第五号を除く。） 三億円以下の罰金刑

二 第一百九条（第一号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三 第一百十條又は第一百十二條（第一号、第二号、第九号及び第十号を除く。） 一億円以下の罰金刑

四 第一百七條、第一百八条第五号、第一百九条第一号、第一百十二條第一号、第二号、第九号若しくは第十号、第一百三條又は前条 各本条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第一百十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二十条第四項、第六十一条第七項又は第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつた者

二 第二十条第四項、第六十一条第七項若しくは第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第二十条第四項、第六十一条第七項又は第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第一百七條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三十三條第一項、第六十一条第一項若しくは第四項若しくは第六十三条の二十第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第八十九条第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第八十九条第二項の規定に違反して、その名称中に認定資金決済事業者協会と誤認されるおそれのある文字を用いた者

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

第一百七十七条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

第一百八条 第六条、第五十六条、第六十三条又は第六十四条の二の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
②（略）

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二條第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項ただし書、第三十七条、第三十九条、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第一百零四条第二項の規定に違反した者

二（四）（略）

第二百一十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に關し成年者との同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

② 事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、事業主も行為者として罰する。



○船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（抄）

（船員法の適用に関する特例等）

第八十九条 派遣就業のために船員法第一条第一項に規定する船舶（以下この条及び次条において単に「船舶」という。）に乗り組む派遣船員であつて、船員派遣の役務の提供を受ける者に雇用されていらないもの（以下この条及び次条において「乗組み派遣船員」という。）の派遣就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、同法第六条の規定により適用される労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三条及び第五条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

2・3（略）

4 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六条の規定により適用される労働基準法第七条並びに船員法第三十六条第三項、第六十二条（同法第八十八条の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十四条の第二項、第六十五条、第六十五条の第三項（同法第八十八条の第二第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十五条の第三項及び第二項、同条第三項（同法第八十八条の第二第六項において準用する場合を含む。）、第六十七条第三項、第八十五条第二項、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項（漁船に係る部分に限る。）、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十八条の第二第二項から第三項まで、第八十八条の第三第一項及び第三項、第八十八条の四、第八十八条の六、第八十八条の七並びに第八十八条の四第三項の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第六十四条の第二第一項中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第三項に規定する派遣元の船舶所有者（以下単に「派遣元の船舶所有者」という。）がその使用する」と、同項並びに同法第六十五条及び第六十五条の第三第三項（同法第八十八条の第二第六項において準用する場合を含む。）中「これを国土交通大臣に」とあるのは「及びこれを国土交通大臣に」と、同法第六十五条及び第六十五条の第三第三項（同法第八十八条の第二第六項において準用する場合を含む。）中「その使用する」とあるのは「派遣元の船舶所有者がその使用する」と、同法第八十七条第一項第一号中「船内で作業に従事することを申し出た場合」とあるのは「、あらかじめ、船内で作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、同法第八十八条の第二第二項及び第三項中「第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき」とあるのは「あらかじめ、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出たとき」と、同条第六項中「その休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て」とあるのは「、あらかじめ、その休息時間を同項の協定で定めるところによることを派遣元の船舶所有者に申し出て」と、同法第八十八条の第三第三項中「次に掲げる申出をした場合」とあるのは「、あらかじめ、派遣元の船舶所有者に次に掲げる申出をした場合」と、同法第八十八条の四第二項中「同項本文の時刻の間において」とあるのは「、あらかじめ、同項本文の時刻の間において」と、「申し出た場合」とあるのは「派遣元の船舶所有者に申し出た場合」とする。

5・6（略）

7 派遣元の船舶所有者が前項の規定に違反したとき（当該船員派遣に係る乗組み派遣船員に関し第二項、第四項又は第五項の規定により船員を使用する船舶所有者とみなされる船員派遣の役務の提供を受ける者において当該船員法令の規定に抵触することとなつたときに限る。）は、当該派遣元の船舶所有者は当該船員法令の規定に違反したものとみなして、船員法第二百二十九条から第三百三十一条までの規定を適用する。

(外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例)

第九十二条 船員派遣元事業主とその雇用する派遣船員であつて船員法第一条第一項に規定する船舶以外の船舶に派遣するもの(同居の親族のみを使用する船員派遣元事業主に使用される者及び家事使用人を除く。)との労働関係については、派遣船員を同法第二条第二項に規定する予備船員と、船員派遣元事業主を同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、同法第一条第一項、第四条、第三十一条、第三十二条、第三十三条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項及び第四項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条、第五十八条の二、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、第八十四条、第八十五条第一項、第八十七条第一項本文及び第二項本文、第八十八条の八、第十章、第十一章(第九十七条第一項(第四号に係る部分に限る。))を除く。)、第一百一条第一項、第一百二条から第一百六条まで、第一百七十条(第五項を除く。)、第一百八条、第一百九条から第一百二十二条まで、第一百三十一条及び第二項、第一百四十一条から第一百七十条まで、第二百零一条の二から第二百零一条の四までの規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。))を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員派遣(船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。))の役割に従事しない期間」と、同法第七十四条第一項、第二項及び第四項中「同一の事業に属する船舶」とあるのは「船員職業安定法第六十六条第一項に規定する船員派遣契約に係る船舶」と、同項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員派遣に係る勤務に従事しない期間」と、同法第七十八条第一項中「並びに国土交通省令の定める手当及び食費」とあるのは「及び国土交通省令の定める手当」と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に關し国土交通省令で定める事項」とあるのは「派遣船員の安全及び健康の確保に關し国土交通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあるのは「船員派遣の役割に従事させてはならない」と、同法第八十七条第二項本文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは「国土交通省令の定める場合を除き、船員派遣の役割に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員派遣の役割に従事するために乗組み中」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは「船員保険法(船員職業安定法第九十三条第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律(船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」と、「船員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係(船員職業安定法第九十二条第一項に規定する労働関係を含む。)」と、同法第一百四十三条第三項中「第一項」とあるのは「第一項(船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第一百四十三条第一項及び第二項中「船内及びその他の事業場内」とあるのは「事業場内」とする。

2 / 5 (略)

第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派遣を行つた

者又はこれに従事した者

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派遣を行った者又はこれに従事した者

第百十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

第四十四条（略）

2・3（略）

4 派遣元の使用者が前項の規定に違反したとき（当該労働者派遣に係る派遣中の労働者に関し第二項の規定により当該派遣先の事業の労働基準法第十条に規定する使用者とみなされる者において当該労働基準法令の規定に抵触することとなつたときに限る。）は、当該派遣元の使用者は当該労働基準法令の規定に違反したものとみなして、同法第一百八条、第一百九条及び第二百一条の規定を適用する。

5・6（略）

第五十八条 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

第百二十九条 船舶所有者が第八十五条第一項若しくは第二項、第八十八条又は第八十八条の六の規定に違反したときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百三十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、

第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項（第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第二項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百二十二条第二項、第一百七十七条の二第一項、第一百七十七条の三第一項、第一百八十条第一項、第一百八十条の二、第一百八十条の三若しくは第一百八十条の四第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十五条 船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に関し第二百二十九条から第三百三十一条まで、第三百三十二条第一号又は第三百三十三条第一号、第六号から第八号まで、第十号若しくは第十一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。

② (略)

○職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）（抄）

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 第三十四条第一項第一号から第五号まで又は第七号から第九号までの規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

③～⑤ (略)

第六十二条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十条第一項から第三項まで及び第六十二条第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（抄）

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだ者

二 偽りその他不正の手段により第三条第一項若しくは第三十一条の二十二の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の承認を受けた者

三 第十一条（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定による公安委員会の処分に違反した者

五 第二十八条第一項（第三十一条の三第二項の規定により適用する場合及び第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第二十八条第二項（第三十一条の三第二項の規定により適用する場合及び第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反した者

七 第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受けないで特定遊興飲食店営業を営んだ者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第一項（第二十条第十項及び第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定に違反して第九条第一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備（第四条第四項に規定する遊技機を含む。）の変更をした者

二 偽りその他不正の手段により第九条第一項の承認を受けた者

三 偽りその他不正の手段により第十条の二第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の認定を受けた者

四 第二十二条第一項第三号の規定又は同項第四号から第六号まで（これらの規定を第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十八条第十二項第三号の規定又は同項第四号若しくは第五号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第三十一条の三第三項第一号の規定に違反した者

七 第三十一条の十又は第三十一条の十一第二項第二号の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

八 第三十一条の十三第二項第三号から第六号までの規定に違反した者

九 第三十一条の十八第二項第一号の規定に違反した者

十 第三十三条第四項の規定に基づき都道府県の条例の規定に違反した者

2 (略)

第五十六条 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、第四十九条、第五十条第一項又は第五十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

（外国人の入国）

第三条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入つてはならない。

一 (略)

二 入国審査官から上陸許可の証印若しくは第九条第四項の規定による記録又は上陸の許可（以下「上陸の許可等」という。）を受けずに本邦に上陸する目的を有する者（前号に掲げる者を除く。）

2 (略)

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者

二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者

三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

2 (略)

（両罰規定）

第七十六条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十三条の二若しくは第七十四条から第七十四条の六までの罪、第七十四条の六の二（第一項第三号及び第四号を除く。）の罪若しくはその未遂罪又は第七十四条の八の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）（抄）

（児童買春）

第四条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（児童買春周旋）

第五条 児童買春の周旋をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 （略）

（児童買春勧誘）

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 （略）

（児童ポルノ所持、提供等）

第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

4 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

5 前二項に規定するもののほか、ひそかに第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

8 第六項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

(両罰規定)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条、第六条又は第七条第二項から第八項までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）

第一百八条 第四十六条の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万元以上三百万円以下の罰金に処する。

第一百三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百八条、第一百九条、第一百十条（第四十四条に係る部分に限る。）、第一百一十一条及び前条（第十二号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）（抄）

第五章 罰則

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第一条の二第六項の規定に違反した者

二 第二十七条の規定に違反した者

三 中央競馬の競走若しくは地方競馬の競走又は日本中央競馬会、都道府県若しくは指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に関し勝馬投票類いの行為をさせて財産上の利益を図つた者

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 業として勝馬投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもって不特定多数の者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者

二 出走すべき馬につき、その馬の競走能力を一時的にたかめ又は減ずる薬品又は薬剤を使用した者



三 競走について財産上の利益を得、又は他人に得させるため競走において馬の全能力を發揮させなかつた騎手

第三十二条 前二条の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十二条の二 調教師、騎手又は競走馬の飼養若しくは調教を補助する者が、その競走に関してわいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第三十二条の三 前条の場合において、收受したわいろは、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十二条の四 第三十二条の二に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第三十二条の五 偽計又は威力を用いて競馬の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の六 競馬においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の七 第二十三条の四十二の規定に違反する行為があつた場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の八 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした競馬事務受託者（私人に限る。）又は協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十二条の九 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十三条の十三第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三条の三十六第一項及び第二項の業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十三条の四十三の規定に違反したとき。

五 第二十三条の四十五第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

第三十二条の十 第二十三条の十四の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条の規定に違反した者
- 二 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者（第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。）

第三十四条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

○日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（抄）

## 第七章 罰則

第三十七条 競馬会の経営委員会の委員又は役員若しくは職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十八条 前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その行為をした競馬会の役員又は職員を三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした競馬会の役員又は職員を二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により農林水産大臣の認可又は許可を受けなければならぬ場合において、その認可又は許可を受けなかつたとき。
- 二 第五条第一項の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第二十九条の二第五項の規定に違反して特別振興資金を運用し、又は使用したとき。
- 五 第三十一条第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

第四十一条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（公然わいせつ）

第七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（わいせつ物頒布等）

第七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

（淫行勧誘）

第八十二条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫かんさせた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（窃盜）

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盜の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（未遂罪）

第二百四十三条 第二百三十五条から第二百三十六條まで、第二百三十八條から第二百四十條まで及び第二百四十一條第三項の罪の未遂は、罰する。

（背任）

第二百四十七條 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（未遂罪）

第二百五十條 この章の罪の未遂は、罰する。

(遺失物等横領)

第二百五十四条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは料料に処する。

○航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2~18 (略)

19 この法律において「国際航空運送事業」とは、本邦内の地点と本邦外の地点との間又は本邦外の各地間において行う航空運送事業をいう。

20~22 (略)

○海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2~5 (略)

6 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

7~11 (略)

(対外旅客定期航路事業)

第十九条の四 第三条から第十条まで、第十一条から第十二条まで、第十四条から第十九条第一項まで及び前二条の規定は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業(以下「対外旅客定期航路事業」という。)については、適用しない。

2~5 (略)

○関税法(昭和二十九年法律第六十一号) (抄)

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（離婚の規定の準用）

第七百四十九条 第七百二十八条第一項、第七百六十六条から第七百六十九条まで、第七百九十条第一項ただし書並びに第八百十九条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、婚姻の取消しについて準用する。

（財産分与）

第七百六十八条 （略）

2 前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。

3 （略）

（協議上の離婚の規定の準用）

第七百七十一条 第七百六十六条から第七百六十九条までの規定は、裁判上の離婚について準用する。

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄）

（人の生命又は身体を害する罪等）

第十二条 （略）

2 第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、第一百七十六条、第一百七十七条、第八十条（同法第一百七十六条又は第一百七十七条に係る部分に限る。）、第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、

- 加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一條第一項、第二百四十三條（同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。）、第二百四十九條若しくは第二百五十條（同法第二百四十九條に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二 爆発物取締罰則第一条又は第二条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものを除く。）
- 三 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第四条第二項に規定する罪
- 四 暴力行為等処罰に関する法律第一条に規定する罪（刑法第二百八條の罪を犯す行為に係るものを除く。）又は暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八條の罪を犯した者がする行為及び人を傷害する行為に係るものを除く。）
- 五 盜犯等の防止及び処分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六條若しくは第二百三十八條の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）又は盜犯等の防止及び処分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十一條第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 六 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七七條に規定する罪
- 七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條の四第一項又は第二項に規定する罪
- 八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百十條第一項第八号に規定する罪
- 九 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）第四十六條に規定する罪
- 十 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三條第一号に規定する罪
- 十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七條第一項第五号（同法第一百五十八條に係る部分に限る。）、第九十七條の三又は第九十八條の三（同法第三十八條の二第一号（同法第六十六條の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十二 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第一百一十一條第一号に規定する罪
- 十三 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第三十二條の五に規定する罪
- 十四 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十四條に規定する罪
- 十五 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十五條、第二百二十九條又は第二百三十條第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪
- 十六 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十九條に規定する罪
- 十七 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十一條第二項に規定する罪
- 十八 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五十六條第一号に規定する罪
- 十九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六條第四項に規定する罪
- 二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七十六條に規定する罪
- 二十一 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第七條第二項又は第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二十二 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十六條第二項に規定する罪
- 二十三 航空機の強取等の処罰に関する法律第一条又は第四条に規定する罪
- 二十四 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）

- 二十五 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第七十条第一号（同法第六条第三項、第二十一条第三項、第三十四条第三項、第四十条第三項、第五十二条第二項又は第五十八条の十第三項若しくは第五項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二十六 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一条から第三条までに規定する罪
- 二十七 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪
- 二十八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条第二号（同法第十五条の三第一項第三号に係る部分に限る。）又は第三号に規定する罪
- 二十九 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪
- 三十 保険業法（平成七年法律第五十五号）第三百三十一条第四項に規定する罪
- 三十一 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百五十五条に規定する罪
- 三十二 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第四十一条に規定する罪
- 三十三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第三百十一条第六項に規定する罪
- 三十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八条に規定する罪
- 三十五 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条（同条第一項第三号、第四号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十四号に係る部分に限る。）、第四条（同項第七号及び第十三号に係る部分を除く。）又は第七条（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に規定する罪
- 三十六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百六十条又は第二百六十三条に規定する罪
- 三十七 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十六条に規定する罪
- 三十八 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百七十一条に規定する罪
- 三十九 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十条第一項又は第二項に規定する罪
- 四十 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百七十二号又は第二百七十五条に規定する罪
- 四十一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪
- 四十二 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第六十四条に規定する罪
- 四十三 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）
- 四十四 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一百四十四条又は第一百五十五条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪
- 四十五 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪
- 四十六 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第一百八条に規定する罪

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）

第五条の二（略）

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可してはならない。

一・二（略）

三 銃砲、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二条に規定する刃物（第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。）を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

3～6（略）

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（抄）

（定義）

第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。

（貴金属等）

第四条 法第二条第二項第四十一号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。

2 法第二条第二項第四十一号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。

（金融機関等の特定取引）

第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に



規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たたる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一〇三 （略）

四 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

五 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 その代金の額が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十一号に規定する貴金属等）をいう。以下同じ。）の売買契約の締結

六 法別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

2 （略）

3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

一〇五 （略）

六 貴金属等の売買契約の締結

（司法書士等の特定業務）

第八条 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 （略）

2 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一・二 （略）

3 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 （略）

4 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一〇六 （略）

（司法書士等の特定取引）

第九条 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項から第二条第二項第四十七号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の

代理等（同表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等（次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。）にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。）を行うことを内容とする契約の締結（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。）及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2 (略)

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める取引

イ (略)

ロ 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 (略)

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。

一 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二

百万円以下のもの

二 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十四条 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、

第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十五条 法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限は、その事務所（司法書士法人にあつては、主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する法務大臣の権限で、法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者（司法書士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外

の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局の長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告（以下この条及び次条において「検査・指導等」という。）を行った法務局又は地方法務局の長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

（税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十六条 法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 （略）

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができる。

4 前項の規定により法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）【特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）附則第十一条の規定による改正後】

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 三十九 （略）

四十 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二条第九項に規定するカジノ事業者

四十一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に關する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業（別表において単に「宅地建物取引業」という。）を営むもの（第二十二条第一項第十六号において「みなし宅地建物取引業者」という。）を含む。）

四十二 金、白金その他の政令で定める貴金属若しくはダイヤモンドその他の政令で定める宝石又はこれらの製品（以下「貴金属等」という。）の売買を業として行う者

四十三・四十四 (略)

四十五 司法書士又は司法書士法人

四十六・四十七 (略)

四十八 税理士又は税理士法人

3 (略)

(取引記録等の作成義務等)

第七条 特定事業者（次項に規定する特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 第二条第二項第四十五号から第四十八号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等（別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条において同じ。）を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 (略)

別表（第四条関係）

(略)	(略)	(略)
第二条第二項第四十号に掲げる者	特定複合観光施設区域整備法第二条第八項に規定するカジノ業務（同条第七項に規定するカジノ行為を除く。）	チップ（同法第七十三条第六項に規定するチップをいう。）の交付又は付与をする取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十一号に掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅地（宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。）若しくは建物（建物の一部を含む。以下この表において同じ。）の売買又はその代理若しくは媒介に係るもの	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十二号に掲げる者	貴金属等の売買の業務	貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引

<p>第二条第二項第四十三号に掲げる者</p>	<p>同号に規定する業務</p>	<p>同号に規定する役務の提供を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第四十五号に掲げる者</p>	<p>司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下この表において「特定受任行為の代理等」という。）に係るもの</p> <p>一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続</p> <p>二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。）</p> <p>三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（前二号に該当するものを除く。）</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第四十六号に掲げる者</p>	<p>行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二、第一条の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第四十七号に掲げる者</p>	<p>公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第四十八号に掲げる者</p>	<p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（抄）

（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）

第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一～二十三 （略）

二十四 次に掲げる行為又はこれらに類する行為であつて、当該行為が行われた場所を管轄する都道府県の条例の規定により罪とされているもの

イ 児童と淫行をすること。

ロ 児童に対しわいせつな行為をすること。

ハ 児童に淫行又はわいせつな行為の方法を教えること。

ニ 児童に淫行又はわいせつな行為を見せること。

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（抄）

（事業の停止等）

第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し第八条第二号に規定する罪（この法律に規定する罪にあつては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 （略）

○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（抄）

第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百零一条、第一百零二条（同法第九十七条及び第一百零一条に係る部分を除く。）、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百八十条（同法第一百七十六条又は第一百七十七条に係る部分に限る。）、第一百九十四条、第一百九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、

- 加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一條第一項、第二百四十三條（同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。）、第二百四十九條若しくは第二百五十條（同法第二百四十九條に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二 爆発物取締罰則第一条又は第二条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものを除く。）
- 三 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第四条第二項に規定する罪
- 四 暴力行為等処罰に関する法律第一条に規定する罪（刑法第二百八條の罪を犯す行為に係るものを除く。）又は暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八條の罪を犯した者がする行為及び人を傷害する行為に係るものを除く。）
- 五 盜犯等の防止及び処分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六條若しくは第二百三十八條の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）又は盜犯等の防止及び処分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十一條第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 六 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七七條に規定する罪
- 七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條の四第一項又は第二項に規定する罪
- 八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百十條第一項第八号に規定する罪
- 九 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）第四十六條に規定する罪
- 十 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三條第一号に規定する罪
- 十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七條第一項第五号（同法第一百五十八條に係る部分に限る。）、第九十七條の三又は第九十八條の三（同法第三十八條の二第一号（同法第六十六條の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十二 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第一百一十一條第一号に規定する罪
- 十三 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第三十二條の五に規定する罪
- 十四 自轉車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十四條に規定する罪
- 十五 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十五條、第二百二十九條又は第二百三十條第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪
- 十六 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十九條に規定する罪
- 十七 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十一條第二項に規定する罪
- 十八 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五十六條第一号に規定する罪
- 十九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六條第四項に規定する罪
- 二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七十六條に規定する罪
- 二十一 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第七條第二項又は第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二十二 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十六條第二項に規定する罪
- 二十三 航空機の強取等の処罰に関する法律第一条又は第四条に規定する罪
- 二十四 火災びんの使用等の処罰に関する法律第二条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）

- 二十五 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第七十条第一号（同法第六条第三項、第二十一条第三項、第三十四条第三項、第四十条第三項、第五十二条第二項又は第五十八条の十第三項若しくは第五項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二十六 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一条から第三条までに規定する罪
- 二十七 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪
- 二十八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条第二号（同法第十五条の三第一項第三号に係る部分に限る。）又は第三号に規定する罪
- 二十九 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪
- 三十 保険業法（平成七年法律第五十五号）第三百三十一条第四項に規定する罪
- 三十一 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百五十五条に規定する罪
- 三十二 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第四十一条に規定する罪
- 三十三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第三百十一条第六項に規定する罪
- 三十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八条に規定する罪
- 三十五 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条（同条第一項第三号、第四号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十四号に係る部分に限る。）、第四条（同項第七号及び第十三号に係る部分を除く。）又は第七条（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に規定する罪
- 三十六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百六十条又は第二百六十三条に規定する罪
- 三十七 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十六条に規定する罪
- 三十八 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百七十一条に規定する罪
- 三十九 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十条第一項又は第二項に規定する罪
- 四十 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百七十二号又は第二百七十五条に規定する罪
- 四十一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪
- 四十二 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第六十四条に規定する罪
- 四十三 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）
- 四十四 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一百四十四条又は第一百五十五条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪
- 四十五 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪
- 四十六 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第一百八条に規定する罪



○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）（抄）

（特定警備に従事する者の確認）

第七条 認定船舶所有者は、認定計画に記載された第四条第二項第四号に規定する事業者（以下「特定警備事業者」という。）に当該認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、当該特定警備事業者に雇用されている者であつて当該特定警備に従事するものが次に掲げる要件の全てに適合することについて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

一 （略）

二 次のイからワまでのいずれにも該当しない者であること。

イ 又 （略）

ル 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第三号に規定する銃砲刀剣類等を使用して、又に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものの犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）をした日から起算して十年を経過しない者  
ヲ・ワ （略）